

平成28年第4回定例会

市 議 会 会 議 録

平成28年12月 2日 (開会)

平成28年12月22日 (閉会)

垂 水 市 議 会

平成二十八年第四回定例会議録

(平成二十八年十二月)

垂水市議会

## 第 4 回 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第1号（12月2日）（金曜日）

1. 開 会 .....	4
1. 開 議 .....	4
1. 会議録署名議員の指名 .....	4
1. 会期の決定 .....	4
1. 諸般の報告 .....	4
1. 報告第15号 上程 .....	12
報告	
1. 報告第16号～報告第18号 一括上程 .....	12
報告、質疑、表決	
1. 議案第56号～議案第64号 一括上程 .....	16
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第65号 上程 .....	19
説明、休憩、全協、質疑、表決	
1. 議案第66号～議案第69号 一括上程 .....	20
説明、質疑	
議案第66号～議案第69号 総務文教委員会付託	
1. 議案第70号 上程 .....	24
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 議案第71号 上程 .....	24
説明、質疑	
議案第71号 各常任委員会付託	
1. 議案第72号～議案第75号 一括上程 .....	28
説明、質疑	
議案第72号 総務文教委員会付託	
議案第73号～議案第75号 産業厚生委員会付託	
1. 請願第3号 上程 .....	29
請願第3号 総務文教委員会付託	
1. 請願第4号 上程 .....	29
請願第4号 産業厚生委員会付託	
1. 散 会 .....	30

第2号（12月13日）（火曜日）

1. 開 議 .....	3 1
1. 議案第76号～議案第80号 一括上程 .....	3 2
説明、質疑 議案第76号～議案第80号 総務文教委員会付託	
1. 一般質問 .....	3 5
川越信男議員 .....	3 5
1 台風16号災害に伴う防災に対する取組について	
(1) 市民に対する防災情報の提供について	
(2) 防災ラジオの情報発信方法について	
(3) 今回の教訓をどのように生かしていくか	
2 災害復旧事業について	
(1) 災害状況について	
(2) 今後の災害復旧の計画について	
(3) 災害復旧工事に対する指名等の考えは	
(4) 農地災害の個人負担金に対する援助の考えは	
3 南の拠点整備事業・拠点施設等の整備の考え方について	
(1) 地方創生拠点整備交付金の活用策について	
(2) 新たな道の駅の地域振興施設の整備手法について	
(3) 用地取得について	
4 新年度予算について	
(1) 各課からの予算要求について	
(2) 各課からの新規事業の状況は	
(3) 査定の考え方は	
堀内貴志議員 .....	4 4
1 垂水市の地域医療の在り方について	
(1) 垂水徳洲会病院の閉院に伴う問題点と課題について	
ア 垂水徳洲会病院の利用者の医療・介護体制の確保について	
イ 垂水徳洲会病院の職員の雇用確保について	
(2) 垂水中央病院の役割と目指す方向について、今後、市としてどの ように取り組むか	
(3) 医療費の適正化と健康づくりについて	
2 垂水市に存在する貴重な史跡に関する資料の保存と散逸防止について	
(1) 本市に存在する貴重な遺品や資料についてどこまで把握しているか	

(2) これまでの歴史民族資料館の建設に対する訴えと取組状況について	
(3) 本市に存在する貴重な資料の保存と散逸、損失の防止のための具体的な対策について	
3 高齢者の交通事故防止対策について	
(1) 本市の高齢者に関する交通事故の実態について	
(2) 運転免許証を自主返納する人への支援策について	
池山節夫議員 .....	56
1 市政について	
(1) 高齢運転者への対応について	
ア 改正道路交通法について	
イ 認知症診断について	
ウ 免許返納について	
エ 生活支援について	
(2) 情報セキュリティーについて	
ア マイナンバーについて	
イ パスポートについて	
(3) 市役所庁舎新築の財源について	
(4) 救急対応について	
2 教育行政について	
(1) 学力テストについて	
(2) 国際教育調査について	
(3) 学校教育について	
ア 学校のトイレについて	
イ 小3の算数テストについて	
ウ 色弱の子をどう支えるかについて	
(4) 奨学金について	
川畑三郎議員 .....	68
1 台風16号による災害について	
(1) 台風前後の対応、対策は（取組状況について）	
(2) 災害は甚大であったが、各地域の復旧は。また、その対策は	
(3) 災害見舞金の状況は	
梅木 勇議員 .....	79
1 台風16号災害について	
(1) 災害協定は活用されたか	

(2) 避難所について	
(3) 被害の状況と復旧の見通しは、また体制は十分か	
2 勤務時間の管理について	
(1) タイムカード導入のメリット・デメリットは	
(2) 時間外勤務の状況は	
ア 状況の認識は	
イ 現状をどのように解消すべきか	
3 新規作物について	
(1) どのように検討されたのか	
(2) 選定作物について	
北方貞明議員 .....	87
1 森林（治山）の保全について	
(1) 森林保全の現状について	
(2) 台風16号災害による森林災害について	
(3) 森林環境の改善について	
2 南の拠点づくりについて	
(1) 土地取得について	
3 水産業を守る排水処理対策について	
(1) 公共用水域の水質浄化について	
(2) 浄化槽市町村整備推進事業とは	
1. 日程報告 .....	95
1. 散 会 .....	95

---

第3号（12月14日）（水曜日）

1. 開 議 .....	98
1. 一般質問 .....	98
持留良一議員 .....	98
1 台風16号に関係して	
(1) 生活支援策で生活再建へ	
「被災者生活緊急支援事業」（市独自の支援策－特定・恒久制度の創設）について	
ア 全国の状況は	
台風10号－宮古市は市独自の支援策	
イ 独自施策を行わないのであれば被災者に対して説明する責任が	

あるが。見解を

(2) 農業の復旧・復興で生業の再建へ

ア 農地の復旧対策

補助と市独自の支援は（国・県含）

イ 農舎・畜舎・ハウス・機械設備等の再建・修繕への補助と市独自の支援は（国・県含）、対象にならないケースへの対応は

ウ 借入金等への対策は（利子補給等での支援）

エ 査定から発注段階にむけての作業に課題はないか

ー技術系職員対策 現状と今後の課題と対策は

(3) 小規模急傾斜地「がけ崩れ」への支援を

ア 宅地等の災害復旧費用の助成について

→のり面や擁壁、原形復旧工事への工事費の補助は

イ 宅地背後地災害復旧助成について

→急傾斜地崩壊危険個所に指定されている宅地背後地が土砂崩壊や土砂流入の被害に対して、対策工事を必要とする場合は

ウ 住宅の補修費等の助成を（リフォーム助成制度運用の緩和を）

リフォーム助成制度を活用することができるが、すでに利用された世帯への制度の再利用は

(4) 本城川の氾濫と対策について

ア 氾濫についての見解は

イ 管理者である県への要望は

2 来年度予算に関して

(1) トップランナー方式の廃止と一般財源確保のために

ア 「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」の通知をもとに、「行革」は、来年度は

イ 地方交付税制度の変質を許さず、「住民の福祉機関」として運営できる財源確保への取組は

3 介護保険「総合事業」に関して

(1) 利用者も事業者も安心できる「総合事業」へ

ア 「通知」（厚労省10/27 総合事業について）をどのように理解し実行したのか

イ 「指定事業者保護の観点から当初はこれまでの同様の単価で」と議会で回答。今後単価の切下げもありうるという意味合いが含まれているのか。関係機関と十分な協議を尽くしたのか

ウ 「希望が見えない、勤務環境が過酷」といった厳しい介護職員の処遇改善・労働環境の声がある。どのように応えていくか。奨学金制度を充実させ、介護職員の育成を図ってほしいとの要望には

4 就学援助制度の改善について

(1) 就学援助の入学準備金の入学前支給に改めて改善を求む

ア 参院文教科学委員会 平成28年5月25日（通知平成27年8月24日）文科省「児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるように十分配慮するように通知しているが、引き続き働きかけていく」と答弁。回答への見解について

イ これまでの提起された問題は教育委員会サイドの問題（八王子市一転校先に通知）。大崎町「継続者には入学前に支給」（9月議会）改善について改めて考えは

5 南の拠点事業について 基本問題－第三弾～

(1) 過大評価で推進されるPFI事業の導入は検証し、見直すべきではないか

ア PFI事業を選択する根拠になるVFM（可能性調査）。適切な評価はできるのか。VFMの検証は事後的にしかできない。総務省「VFMは、客観性及び透明性が確保されているとは認めがたい」と指摘している。

イ 今後の取組の方向は、資料の提出と説明を求む

村山芳秀議員 ..... 1 1 0

1 台風災害後の対応について

- (1) 砂防ダム等の風倒木処理の見通しについて
- (2) 文化財看板、史跡等の早急な復旧について
- (3) 簡易水道の被害状況について

2 南の拠点事業について

- (1) 垂水版DMOのその後について
- (2) 市全体の稼ぐ力につながるか

3 第5次垂水市総合計画について

- (1) 総合計画策定作業の方向性について
- (2) 市民満足度調査、国勢調査確定値から見えてきたものは

川尻達志議員 ..... 1 2 0

市政について

- 1 台風16号災害について
  - (1) 原因と今後の対策について
  - (2) 災害協定はどのように機能したか
  - (3) 全市的な災害であったが消防の対応は
  - (4) 災害復旧について
  - (5) ふるさと応援基金の活用について
- 2 土地開発公社と共同店舗との裁判について

1. 日程報告 .....	1 3 1
1. 散 会 .....	1 3 1

---

第4号（12月22日）（木曜日）

1. 開 議 .....	1 3 4
1. 議案第66号～議案第69号、議案第71号～議案第80号、請願第2号～ 請願第4号 一括上程 .....	1 3 4
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 意見書案第5号 上程 .....	1 3 7
説明、質疑、表決	
1. 閉 会 .....	1 3 8







平成 2 8 年 第 4 回 垂 水 市 議 会 定 例 会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
1 2 ・ 2	金	本会議	会期の決定、委員長報告、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
1 2 ・ 3	土	休 会	
1 2 ・ 4	日	〃	
1 2 ・ 5	月	〃	
1 2 ・ 6	火	〃	(質問通告期限：正午)
1 2 ・ 7	水	〃	
1 2 ・ 8	木	〃	
1 2 ・ 9	金	〃	
1 2 ・ 1 0	土	〃	
1 2 ・ 1 1	日	〃	
1 2 ・ 1 2	月	〃	
1 2 ・ 1 3	火	本会議	一般質問
1 2 ・ 1 4	水	本会議	一般質問
1 2 ・ 1 5	木	休 会	委員会 産業厚生委員会 (議案審査)
1 2 ・ 1 6	金	〃	委員会 総務文教委員会 (議案審査)
1 2 ・ 1 7	土	〃	
1 2 ・ 1 8	日	〃	
1 2 ・ 1 9	月	〃	
1 2 ・ 2 0	火	〃	
1 2 ・ 2 1	水	〃	委員会 議会運営委員会
1 2 ・ 2 2	木	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

件 名

報告第 1 5 号 市営住宅に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する和解についての専決処分の報告について

報告第 1 6 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 2 8 年度垂水市一般会計補正予算 (第 6 号) )

報告第 1 7 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 2 8 年度垂水市地方卸売市場特別会

計補正予算（第1号）

- 報告第18号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号））
- 議案第56号 平成27年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第57号 平成27年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第58号 平成27年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第59号 平成27年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第60号 平成27年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第61号 平成27年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第62号 平成27年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第63号 平成27年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第64号 平成27年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第65号 垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第66号 垂水市議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例 案
- 議案第67号 垂水市税条例等の一部を改正する条例 案
- 議案第68号 垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案
- 議案第69号 垂水市奨学資金条例の一部を改正する条例 案
- 議案第70号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 議案第71号 平成28年度垂水市一般会計補正予算（第7号） 案
- 議案第72号 平成28年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） 案
- 議案第73号 平成28年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号） 案
- 議案第74号 平成28年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） 案
- 議案第75号 平成28年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号） 案
- 議案第76号 垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第77号 垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第78号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第79号 垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第80号 垂水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 案
- 意見書案第5号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書 案

請 願

- 請願第 2号 耐震診断助成等を早急に求める請願書
- 請願第 3号 歴史文化資料館建設を求める請願書
- 請願第 4号 受動喫煙防止のための取り組みについて





平成 2 8 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 平成 2 8 年 1 2 月 2 日



本会議第1号（12月2日）（金曜）

出席議員 13名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	12番	川尻達志
5番	感王寺耕造	13番	篠原静則
6番	堀添國尚	14番	川畑三郎
7番	池之上誠		

欠席議員 1名

11番 森 正勝

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	田之上 康
副市長	岩元 明	農林課長	
総務課長		併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長	中谷大潤	事務局長	森山博之
企画政策課長	角野 毅	水産商工	
財政課長	野妻正美	観光課長	高田 総
税務課長	楠木雅己	土木課長	宮迫章二
市民課長		水道課長	北迫一信
併任		会計課長	堀内昭人
選挙管理		消防長	後迫浩一郎
委員会		教育長	長濱重光
事務局長	川畑千歳	教育総務課長	池松 烈
保健課長	鹿屋 勉	学校教育課長	下江嘉誉
福祉課長	保久上光昭	社会教育課長	野嶋正人

議会事務局出席者

事務局長	篠原輝義	書記	野村宏治
		書記	瀬脇恵寿

平成28年12月2日午前10時開会

△開 会

○議長（池之上誠） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第4回垂水市議会定例会を開会します。

去る10月11日付で課長の異動があり、紹介のための発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○市民課長（川畑千歳） 皆さん、おはようございます。ただいまございましたように、10月11日付で市民課長兼選挙管理委員会事務局長を拝命いたしました、川畑千歳です。よろしくお願ひいたします。

○農林課長（森山博之） 皆さん、おはようございます。ただいま議長からありましたとおり、10月11日付をもちまして、農林課長並びに垂水市農業委員会事務局長を拝命をいたしました、森山博之でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

△開 議

○議長（池之上誠） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（池之上誠） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において堀内貴志議員、篠原静則議員を指名します。

△会期の決定

○議長（池之上誠） 日程第2、会期の決定を議題とします。

去る11月24日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期を御手元の会期日程表のとおり、本日から12月22日まで

の21日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月22日までの21日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（池之上誠） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、平成28年8月分から10月分までの出納検査結果報告がありましたので、写しを御手元に配付しておきましたから御了承願ひます。

以上で、議長報告を終わります。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥） 9月定例議会後の議会報告すべき主な事項について報告をいたします。

まず初めに、台風16号の災害発生直後に接近いたしました台風18号対策につきまして報告をいたします。

9月28日の発生後から、随時情報収集に努め、接近し始めた10月4日正午、市内全域に避難準備情報を発令し、同日午後4時に9カ所の避難所を開設いたしました。最大時で5カ所の避難所において、32世帯41名の方が避難をされました。

翌10月5日、午前11時に避難準備情報を解除し、合わせて同時刻に避難所も閉鎖いたしました。

台風16号の発生直後ということで、影響を大変心配いたしました。幸いにも東シナ海から日本海の方へ進み、本市への大きな被害の発生はございませんでした。

次に、安心安全な垂水のまちづくりの検証といたしまして、10月15日、垂水市市民館にて、自主防災組織リーダー研修会を開催いたしました。

た。自主防災組織相互の連携及び親睦を図り、共通の問題を協議して、市民の防災組織の高揚と知識の向上を図りました。

次に、企画政策関係についてでございます。

南の拠点整備事業でございますが、現在基本設計が完了したところでございますが、議会の皆様も御承知のとおり、国が10月初旬、地方創生のさらなる促進を図るために、地方創生拠点整備交付金制度を新たに創設したことから、新年度予算編成と合わせ、拠点整備にどのような形で活用していくか、現在急いで検討を進めているところでございます。

また、市民の皆様への情報発信といたしまして、広報たるみず11月号で4ページ確保し、これまで御説明してきた基本構想の内容を中心に、現在の進捗状況等を掲載いたしました。引き続き、市民の皆様への情報発信に努めてまいります。

次に、水産商工観光関係についてでございます。

11月6日に開催予定でありました、たるみずふれあいフェスタ2016秋の産業祭につきましては、台風16号の影響に伴い、残念ながら中止となったところでございます。

10月29日から30日にかけて開催された、第3回たるみずYOSAKOI祭につきましては、県内外から延べ3,000人の皆様に本市を訪ねていただき、大変にぎわったところでございます。

また、民泊型教育旅行におきましては、現在国内並びにインドネシアから7校552人の中学生や高校生をお迎えし、垂水流おもてなしにより、生徒と民泊家庭においてたくさんの新たなきずなが生まれたところでございます。

そのほか、季節的には現在、垂水千本イチョウ祭りを開催しており、短期間の開催ではありますが、県内外から多くの来園者でにぎわっているところでございます。今後も、多くの皆様に本市を訪れていただけるよう、引き続き誘客

活動や情報発信に努めてまいります。

次に、農林関係についてでございます。

平成28年度農林水産祭（村づくり部門）におきまして、大野地区公民館が、農業を核としたビジネスモデルの構築や、持続的な地域活動に向けた新たな特産品の開発などが高く評価され、内閣総理大臣賞を受賞し、11月23日、明治神宮会館において授賞式が執り行われました。

本市といたしましても、まちづくりの最上位計画である第4次総合計画に位置づけられた地域振興計画等を通じて、地域との共生、協働のまちづくりが、内閣総理大臣賞という名誉ある賞によって、国より評価いただけたことは、大変ありがたいものと考えております。

次に、保健政策関係についてでございます。

垂水徳洲会病院につきましては、平成29年3月31日に閉院することになりました。これは、11月4日に開かれた、社会医療法人鹿児島愛心会の理事会で正式に決定され、11月8日に福島副理事長以下4名の徳洲会グループ幹部が市役所を訪れて報告されたもので、病院が現在行っている医療、介護全ての業務を停止し、その機能を大隅鹿屋病院へ集約するというところでございました。

9月30日には、垂水徳洲会病院を存続させる会の代表の皆様とともに、東京本部を訪れ、1万2,000人を超える署名をお届けして存続を求めておりましたが、医師確保が非常に困難になっていることと、建物の老朽化等に伴い、苦渋の決断をせざるを得なかったとの回答でございました。

今回の決定は、非常に残念ではございますが、全国的に見ても、医療、介護を取り巻く状況は非常に厳しくなっているということを思い知らされたところでございます。今後は、垂水徳洲会病院を利用されていた市民の皆様への影響が最小限となるよう、閉鎖移行時の対応と閉鎖後の体制の充実を大隅鹿屋病院へ求めるとともに、

肝付医師会、垂水中央病院及び介護保険関係事業所の御協力をいただきながら、対策を講じていく所存でございます。

次に、教育関係でございます。

9月2日開会の、平成28年第3回市議会定例会で、教育委員の同意をいただきました田原正人氏に、11月7日、辞令の交付を行い、2期目の職務に就任していただき、同じく教育委員会教育長の同意をいただきました長濱重光氏に、11月7日、辞令の交付を行い、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく新教育委員会制度の教育長として就任していただいているところでございます。また、同日開催されました教育委員会臨時会において、野村繼治氏が、教育長職務代理者に指定されました。

次に、学校教育関係でございます。

台風16号により、小学校の運動会の開催が心配されましたが、各校区の皆様の御理解と御協力により、新城小学校を初め5校では予定どおり9月25日に、松ヶ崎小学校では1週間延期し、10月2日に開催することができました。校庭に土砂が流出した牛根小学校は、11月3日に延期して、第100回の記念大会が盛大に開催をされました。

9月28日と29日には、小学校8校の6年生全員が垂水中央中学校に集まり、合同学習会を開催いたしました。来年の中学校入学を前に、一緒に学習をすることで、お互いのきずなを深めるとともに、中学校の先生方の授業も体験し、充実した2日間となりました。

10月25日には、市小学校陸上記録会を垂水小学校で開催いたしました。本年度は、鹿屋体育大学の陸上部選手2人を初めて招待し、走法などの模範演技等を通じて、子供たちの陸上競技に対する関心を高めることができました。

11月17日は、市小中学校合同音楽会が文化会館で開催されました。各学校が創意工夫した合奏や合唱、太鼓やダンスなどを発表し、講評の

際は、県教育委員会の講師の先生から、各校ともにすばらしいとお褒めの言葉をいただきました。

次に、社会教育関係でございます。

10月7日に、郷土の偉人瀬戸口藤吉翁の顕彰事業として、海上自衛隊佐世保音楽隊の協力を得て、鹿児島神社の瀬戸口藤吉翁顕彰碑前において表敬演奏、8日には瀬戸口藤吉翁のふるさとコンサートを開催いたしました。台風16号の影響により観客数の減少も予想されましたが、昨年と同程度の730人の来場があり、垂水小学校金管バンドや垂水中央中学校吹奏楽部との共演など、会場は大いに盛り上がり、来場者の皆様にとって楽しいひとときとなりました。

また、公演においていただいた台風被災者の方々からも、気持ちが晴れて元気が出ましたとの声をいただき、心の癒しになったのではないかと思います。

次に、11月5日、6日の両日、第40回記念の垂水市民文化祭を開催いたしました。台風16号の影響により、開催が危ぶまれていましたが、文化協会の皆さんの、今こそ市民の皆さんを元気づけたいとの思いもあり、展示部門では16団体の作品と、また舞台部門では18団体の発表と若草文学賞の朗読があり、御茶会など例年以上に力のこもった文化祭となりました。

また、この文化祭と同時に開催いたしました山下清画伯特別展では、市民から寄附を受けた垂水市の風景を題材とした貴重な絵画4点を特別公開し、多くの来場者に好評をいただきました。

次に、本市の交通事故の発生状況についてでございます。

10月末日現在、交通事故発生件数は50件、死亡者数1名、負傷者数62名となっております。前年同時期と比較いたしますと、発生件数で15件、死亡者数で3名、負傷者で28名いずれも減少しております。今後も、交通事故の発生や死

亡事故の減少を図るために、鹿屋警察署、交通安全協会などの関係機関並びに振興会の御協力を賜りながら、交通安全対策に努めてまいります。

次に、火災発生状況についてでございます。10月2日、田神地区において、空き地の枯れ草18平方メートルを焼失する火災が1件発生しております。

次に、主な出張用務についてでございます。

県外出張でございますが、9月29日、森山ひろし衆議院議員事務所を初め、総務省及び県東京事務所を訪問し、台風16号被害に対する支援について陳情を行ってまいりました。

9月30日、さきに報告いたしました、垂水徳洲会病院存続に関し、徳洲会東京本部を訪問し要望を行ってまいりました。

10月13日からは、福岡県大牟田市で開催された九州市長会に出席をし、予定された議案等の審議を行ってまいりました。

11月6日からは、大阪市で開催された、関西垂水会に出席いたしました。関西垂水会は、例年同様の約150人の参加があり、大いに盛り上がりました。

11月9日からは、東京都にて開催された、安全安心の道づくりを求める全国大会、鹿児島県企業立地懇話会、11月18日には、全国過疎地域自立促進連盟理事会及び総会に出席してまいりました。

11月29日からは、東京都にて開催された、防災対策に関する意見交換会を、国土交通省等の関係者で行ってまいりました。

次に、県内の主な出張用務ですが、志布志市で開催された県市長会定例会や、霧島市で開催された錦江湾奥会議に出席し、議案審議を初め、さまざまな行政課題に対しまして意見交換を行ってまいりました。

そのほか、肝付地区畜産振興大会や、第24回南九州観光振興会議への出席に加え、委員を務

めます国有林等所在市町村長有志協議会、県市町村行政推進協議会、大隅肝付地区広域事務組合議会定例会に出席をいたしまして、議案等の審議を行ってまいりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

**○議長（池之上誠）** 以上で、市長の報告を終わります。

次に、各常任委員長から所管事項調査の報告の申し出がありますので、これを許可します。

[産業厚生委員長川越信男議員登壇]

**○産業厚生委員長（川越信男）** おはようございます。

去る11月9日から11月11日まで、愛知県蒲郡市、同じく東海市において、私ども産業厚生委員会の6名及び随行1名は、所管事項調査を実施しましたので、その結果を御報告申し上げます。

初めに、蒲郡市について御報告いたします。

蒲郡市では、代執行を含めた空き家対策について研修してまいりました。

近年、本市だけではなく、全国的に高齢化や核家族化の進展により、空き家が増大しており、適正に管理されていない空き家は、近隣住民に危険や被害を及ぼす要因の一つにもなっています。

蒲郡市では、空き家等の適正な管理を行うため、市、市民、所有者等の責務を明らかにし、必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的として、平成25年6月4日に蒲郡市空き家等適正管理条例を制定しました。

この条例では、市、市民、所有者について、それぞれに責任と義務があることをうたい、対応として指導、勧告、命令、代執行、緊急安全措置の規定を含んでおります。一方で、公表、罰則の規定は設けておりません。これは、過去の事例から、市からの問いかけに対し何らかの対応をしてくれる方が多く、今後も円満な解決

を継続するためとのことであります。

市の責務は、市内に存在する空き家等が適正に管理されるよう、市民等の意識向上を図る啓発運動を行うなどの、空き家等が管理不全な状態になることを未然に防ぐための施策を実施する責任と義務があることであります。

市民の責務は、空き家等によって生じる多くの社会問題を認識し、管理不全な空き家の発生を未然に防ぐとともに、空き家等の適正な管理を推進することです。

所有者の責務は、常に空き家等を適正に管理する責任と義務があることであります。

条例の中では、市の対応として、指導、勧告、命令の他にも緊急安全措置、代執行を挙げており、代執行の実行は、外部の専門家を含む委員会での決定を必要としており、決定した場合には、代執行し、要した費用を所有者から徴収できるものとしています。

緊急安全措置とは、危険な状態が切迫している場合には、所有者の同意を得た上で、必要最小限の緊急安全措置を行うことができる処理であります。こちらは、市の職員からなる委員会において処理を決定し、所有者が最終的に負担をすることとしています。

蒲郡市では、代執行こそ実績がないものの、緊急安全措置については2件行った実績がございます。この2件については、所有者や相続者へ市が直接同意をとった上で、空き家の取り壊し・整地を行いました。なお蒲郡市では、緊急安全措置が確実に行うことができるよう、毎年予算を100万円計上しております。

蒲郡市では、空き家実態について、自治会へ調査してもらったところ、約150件程度の危険な空き家があるそうでございます。

これらの空き家についても、確認はしているものの、民有地であるために市が簡単に措置ができない、相続未登記により所有者の特定ができない、対象地の所有者が市税等の滞納者であ

り支払能力に疑問がある等のことから、代執行に至っていない空き家も多くございます。

しかしながら、公費で取り壊し等を行った場合には、市民間の不平等感につながってしまうことも危惧されることから、粘り強く所有者へ働きかけていくとのことでございました。

また、蒲郡市では、平成25年4月より、本市同様空き家バンク制度を開始しており、空き家バンク制度と管理条例を両輪として、市の安心安全や人口減対策に努めていきたいとのことでございました。

空き家対策は市民の安心安全、そして景観の点からも、市としても市議会としても重要な課題の1つであります。今回の視察を受けて、空き家所有者への粘り強いアプローチが大事であると実感いたしました。

次に、東海市でございますが、東海市では、子育ての前段階としての支援として、未婚者支援について研修してまいりました。

東海市では、以前より30代男性の未婚率が全国平均より高かったことから、未婚率の減少を公約として当選された市長が、未婚者支援対策協議会を設置し、調査研究の中で市内の未婚者へアンケートを行いました。

回答の中では、結婚はしたいものの、出会いの場がないことが大きな理由として挙げられたことから、協議会設置後1年半で出会いの場をふやすために、結婚応援センターを開設されました。

応援センター事業は、結婚応援サポーターの募集と運営補助、結婚活動に関する情報発信、各種相談、講座の運営、未婚者の出会いの場の創出及び新婚家庭に対する経済的支援がございました。

結婚応援サポーターとは、結婚活動を様々な方法で応援する個人や企業のことであり、ボランティアで活動をしていらっしゃる方々です。サポーターの募集については、ネットによる募

集や直接お願いにまわるなど増加に努めております。

講座の運営として、応援センターが主催する自主事業やサポーター事業がございます。自主事業とサポーター事業は、受講者が受けるものではありませんが、それぞれ違いがございます。

自主事業では、結婚活動や結婚そのものに興味を持ってもらうことを目的とするために、参加条件をつけず受講者の間口を広げています。

サポーター事業は、より結婚を現実的に考えている方を対象とするために、参加条件として、サポーターが職業や年収や年代をそれぞれ限定して開催しております。

また、市として、自主事業、サポーター事業を同じ取り扱いとし、メールマガジンやホームページで紹介し、結婚に興味がある方へ情報提供を行っています。

新婚家庭に対する経済的支援としては、いずれかの事業においてカップルとして成立し、東海市に住所を置いた世帯に対し、10万円の補助を行っています。平成27年度には4世帯へ補助を行いました。しかしながら、東海市以外に住所を置かれる方もいらっしゃることもあり、実際に結婚された方はもっと多くいらっしゃいます。

仮に、そのような方がいなかったとしても、結婚に興味を持ってもらうことが目的の事業でもありますことから、引き続き行っていきたいとのことでございました。

本人向けだけでなく、親に対しても講座を開設し、子供との距離感等について講義を行ったり、代理お見合いとして、親同士が会った後に本人同士が会える場所を提供しています。

また、結婚応援センターは、市役所内ではなく、民間企業も入っているビルにあり、利用がしやすい点や、子育て支援センターが同フロアに併設されており、結婚、出産、育児と連続的なケアができています点もあり、市民からの評判

もよいとのことでございます。

このように成果は出ておりますが、問題点が3点ほどございます。

1点目が、参加される方のマンネリ化でございます。これは、年数がたってくるとどうしても起こる問題と理解しており、先ほど挙げたサポーター事業において、参加条件を付すことにより、同じ方々だけでなく、色々な方々が参加できるようにしています。

2点目が、女性の参加人数の減少でございます。東海市内の事業所は、男性の割合が高い会社が多いため、どうしても女性の参加者数が減少しています。そのため、イベント内容が少しでも女性の目にとまってしまうように、市内事業所を周り参加を呼びかけています。

3点目が、カップルは成立したものの、その後が続かない方々が一定数いるとのこと。どうしても仕方がないことではありますが、昔でいうおせっかいおばちゃんと呼ばれるような方が必要ではないかとも感じているものの、プライバシーの問題など難しい面もあり、困っているとのことでございます。

このように問題点もあるものの、市民や市内企業の協力もあり、少しずつではあるものの事業は成功しており、市民が結婚というものに対して、他市町より好意的に捉えられているようでございます。

これらの事業の成果もあり、平成27年度の出産率が、国の目標値である1.8を超える1.84に達していることから、結婚、出産、子育てという連続性のある施策の足がかりの部分としての結婚施策が上手く稼働していると自負されました。

市長が公約として当選し、実行するという行動力、そして、センター設立より市民や企業の皆様の御協力があつてこそ成功する事業であると感じた事業でございました。

今回の所管事項調査は、垂水市にとって参考

になる事例が非常に多くありましたことを報告して終わります。

[総務文教委員長堀内貴志議員登壇]

○総務文教委員長（堀内貴志） おはようございます。ただいま産業厚生委員長から報告がありましたけど、総務文教委員会でも、去る10月31日から11月2日にかけて、委員6名と随行1名により、沖縄県豊見城市、同県の名護市において所管事項調査を実施しましたので、その結果を報告申し上げます。

初めに、豊見城市について報告いたします。

豊見城市は、那覇市に隣接し、平成24年には人口が6万人を超えるなど、人口や事業所が年々増加し、安定的に成長を続けている都市です。今回、新庁舎の建設をテーマに、建設事業の推進体制や財源内訳、また、市民や議会に対する合意形成の手法などを研修してまいりました。

まず、新庁舎建設に至った若干の経過を申し上げます。

旧豊見城村の庁舎は、昭和33年に建設され、老朽化と行政機能の高度化に伴い、庁舎が手狭になるなど事情を抱えており、平成5年度を起点として、庁舎建設検討委員会等により複数回の検討が実施されております。

また、平成14年度には、豊見城村から市へ昇格しておりますが、この市制施行を機に、以後10年以内の新庁舎建設を前提として、議会の同意も得て、買い取った商業施設を再利用する形で現在の仮庁舎への移転をしております。

しかし、その後も建設位置や財政的なめどが立たず、施政方針も凍結せざるを得ないなど、取り組みは難航したとのことです。

そのような中、平成24年度に市の総合計画に基づき、市街地活性化の取り組みの中で、小中学校の建てかえや、民間施設の誘致とをあわせ、庁舎移転候補地の検討が行われ、翌25年度には総務省の緊急防災・減災事業債制度を活用する

ため、沖縄県との協議も行い、この緊急防災・減災事業債制度を活用を前提として、事業が動き出したとのことです。

平成26年度には、企画部内に庁舎建設課を新設して、以降、庁舎建設に係る基本構想・基本計画の策定や基本設計及び実施設計の取りまとめなどの作業が急ピッチで進み、平成28年9月議会での契約案件議決を経て、翌月10月の工事着手に至りました。

以上が、庁舎建設をめぐる経過であります。なお、完成は、平成30年3月の予定となっております。

委員が特に着目した点について、幾つか報告します。

まず、財源確保の要点について、総事業費は52億円余りとなっておりますが、実施設計費や工事請負費等について、総務省緊急防災・減災事業債を充当しております。本年度は、東日本大震災を教訓として、緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業を対象としております。また、返済する元利償還金のうち、70%が普通交付税の基準財政需要額へ算入されることにより、一般財源の負担軽減を図られたとのことです。

ただし、事業年度は平成26年度から平成28年度までの時限が設けられております。

豊見城市の場合は、津波浸水想定区域内からの移転、また、地域防災計画上の位置づけからの本起債要件を満たす一方、平成28年度までの事業実施が必須であり、制度上の時間的制約が予想される中、市長から強い指示が出されたとのことです。

設計者の選定に当たっては、競争入札、コンペ、プロポーザルの3つの方式をそれぞれ比較検討した結果、市民や発注者のニーズ対応、技術・経験・実績を備えた設計者の選定にすぐれたプロポーザル方式を採用したとのことです。

このように、わずか2年足らずで工事着工ま

で到達した背景には、都市化が進む中で、まちづくりや防災拠点の観点から、長年の検討事項として市全体で庁舎建設の重要性が理解され、市民・議会・職員ともに機運の醸成が図られてきたことが考えられます。

熊本大分や鳥取、福島沖など各地で強い地震が頻発する中、本市における庁舎問題も避けては通れない状況にあります。本議会でも、一般質問でたびたび取り上げられ、特に本年、市長答弁にも変化が見られますとおり、本市においても庁舎建設の重要性はますます高まってきたと言えます。調査・研究はもとより、情報発信など市民を含めて認識を深めておくため、あわせて、時期を見て有利な事業導入の可能性もあることから、事前の準備が不可欠であると考えました。

次に、名護市について報告いたします。

名護市は、沖縄本島北部に位置する中核都市で、人口約6万2,000人です。今回の調査では、外部人材等を活用する制度を用いた地域活性化策について、研修してまいりました。

外部人材を活用する制度として全国的に導入されているのが、総務省による地域おこし協力隊制度であります。本制度では、主に三大都市圏から過疎地域等に人材を採用し、都市から地方への人の流れを生み出すことを目的としておりますが、名護市の場合は、都市部に限定せず広く全国から公募している点が、総務省制度とは異なることから、市単独の事業として制度化しております。直近でも県内外から35名の応募があったとのことでございます。

実績については、平成24年度に地域づくりコーディネーター1名、同25年度には地域おこし支援員3名を配置し、さらに今年度からは、旧村、旧の村単位である各支所へ配置先を広げ、現在は支援員4名が活動を行っております。

活動内容は、集客イベントのほか、農家の新たな所得として期待される民泊事業の導入など、

住民主体の取り組みの実現に向けた支援を行っているとのこと。また、活動は目に見える成果だけではないことを強調され、支援員のサポートによって地域住民が自ら考え行動する意識向上につながっているという説明もありました。

翌日には、地域づくりコーディネーターの経歴を持ち、現在同市内に定住し、交流拠点施設に就職された、埼玉県出身の深田友樹英氏と面会し、意見交換をしておりました。

深田氏は、経験や人脈を生かし、課題を的確に分析しながら、地域イベントの際にはマンパワー不足解消のため、県内NPO法人との連携で多くの若者を集めているほか、前も申し上げましたとおり、民泊事業の推進、さらに大学と連携した特産品開発及び6次産業化への展開など、多くを手がけておられます。ハード面以外には、既に行政の手を離れ、自立した地域経営として成立しているようでした。何より、深田氏の腰を据えた活動により、地域にもともとある魅力に住民自身が気づき、住民が再び誇りを取り戻していることに大変大きな意義があると思われました。

なお、人材に対しては、過度に即戦力を期待せず、長い目で地域のフォローを必要とすることも必要であるということをお話しておられました。

本市においても、外部からの人材が地域に貢献する事例として、大野地区が挙げられます。大野地区のように、NPO法人や大学生らのサポートによって、住民や地域資源など、地域の内側からエネルギーを引き出し、地域みずからで活気を生む状況が、他の地区にも広がるのが期待されます。

ただし、そこには、行政の支援制度の整備も考えられますが、それ以上に、人材の受け皿となる地域の温かみや、自分の地域は自分たちでつくりたいという住民自身の強い思いがあって、

初めて成り立つ取組ではないかと感じたところ  
です。

以上で総務文教委員会所管事項調査の報告を  
終わります。

○議長（池之上誠） 以上で、諸般の報告を終  
わります。

△報告第15号

○議長（池之上誠） 日程第4、報告第15号の  
報告1件を議題とします。

件名の朗読を省略します。

---

報告第15号 市営住宅に係る家賃等の請求及び  
明渡し等の請求に関する和解についての専  
決処分等の報告について

---

○議長（池之上誠） 報告を求めます。

○土木課長（宮迫章二） 報告第15号について、  
御説明申し上げます。

市営住宅の家賃等の請求及び明渡し等の請求に  
関する和解について、地方自治法第180条第1  
項の規定に基づき、市長専決処分事項の指定に  
よりまして、専決処分いたしましたので、同条  
第2項の規定により御報告いたします。

専決処分の内容でございますが、平成28年9  
月30日鹿屋簡易裁判所法廷において、土木課住  
宅担当職員と当該者は、賃貸借契約が引き続き  
存続していることを相互に確認し、当該者は滞  
納使用料の支払い義務があることを認め、納入  
方法や納入場所についても確認されたところで  
ございます。

また、支払いを3回怠ったときは、残額を直  
ちに支払うことや、そのことで本件賃貸借契約  
が解除となった場合には、本件市営住宅を明け  
渡す条件で和解成立したものでございます。

以上で、御報告を終わります。

○議長（池之上誠） 以上で、報告第15号の報  
告を終わります。

△報告第16号～報告第18号一括上程

○議長（池之上誠） 日程第5、報告第16号か  
ら日程第7、報告18号までを、報告3件を一括  
議題とします。

件名の朗読を省略します。

---

報告第16号 専決処分の承認を求めることにつ  
いて（平成28年度垂水市一般会計補正予  
算（第6号））

報告第17号 専決処分の承認を求めることにつ  
いて（平成28年度垂水市地方卸売市場特  
別会計補正予算（第1号））

報告第18号 専決処分の承認を求めることにつ  
いて（平成28年度垂水市水道事業会計補  
正予算（第1号））

---

○議長（池之上誠） 報告を求めます。

○財政課長（野妻正美） おはようございます。  
報告第16号専決処分の承認を求めることにつ  
いて、御説明申し上げます。

平成28年9月19日から20日にかけての台風16  
号による市内全域の甚大な被害に迅速な対応を  
するため、災害復旧費、災害応急対策費等の執  
行が急務となりましたことから、平成28年9月  
27日に、平成28年度垂水市一般会計補正予算  
（第6号）を地方自治法第179条第1項の規定  
により専決処分いたしましたので、同条第3項  
の規定により御報告を申し上げ、承認を求めよ  
うとするものでございます。

主なものといたしましては、被災した下宮倉  
庫解体費、災害見舞金、災害ごみ処理委託費、  
垂水中央運動公園体育館及び野球場修繕費、農  
業用施設、公共土木施設、文教施設にかかわる  
災害復旧費等でございます。

今回、歳入歳出とも14億8,360万9,000円を増  
額いたしましたので、これによります補正後の  
歳入歳出予算額は123億7,246万6,000円になり  
ます。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに

補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

地方債にも補正がありましたので、5ページをごらんください。

現年発生補助災害復旧事業債及び現年発生単独災害復旧事業債の借り入れを右の欄に示す限度額に変更し、本年度の借入総額を13億85万7,000円に補正するものでございます。

9ページをお開きください。

事項別明細でございますが、まず歳出から御説明申し上げます。

2款総務費8目財産管理費は、台風16号にかかわる送水管修繕及び支障のある高木伐採。下宮倉庫等の解体費用でございます。同じく、11目電算費は、磯脇橋の流出に伴う光ケーブルの修繕費でございます。

次に、3款民生費1目災害復旧費はボランティアセンター開設に伴う光熱水費。軽トラック借り上げ料、災害見舞金でございます。

次に、4款衛生費4目環境衛生費は消毒作業用動噴購入費。水道事業会計の災害復旧に伴う補助金でございます。

10ページを開きください。

2項清掃費3目塵芥処理費は災害ごみ処理にかかわる委託料でございます。

次に、7款商工費4目観光施設整備費の使用料および賃借料は観光施設の土砂除去にかかわる重機借り上げ料でございます。

次に、8款土木費1目住宅管理費は市営住宅の修繕料、4目空き家解体撤去費は災害による被災住宅を対象とした空き家解体撤去事業補助金でございます。

11ページをご覧ください。

10款教育費5項社会教育費2目文化財保護費は、お長屋の修繕料、5目公民館費の需用費は、協和、柘原地区公民館、市民館の修繕料。7目文化会館費は、文化会館の修繕料でございます。

次に、6項保健体育費2目体育施設費は垂水中央運動公園体育館、野球場の修繕費。3目学校給食費は給食センターボイラー室修繕及びパン箱の購入費でございます。

12ページを開きください。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目農林水産業施設単独災害復旧費は、災害対応の賃金、設計等の委託料、農道等の土砂流出に対応するための重機借り上げ料。補助災害の対象とならない箇所の工事請負費でございます。同じく、2目農業用施設補助災害復旧費は補助対応分の工事費でございます。同じく、3目林業用施設補助災害復旧費は補助対応の工事請負費でございます。

次に、2項公共土木施設災害復旧費1目公共土木施設単独災害復旧費は、市道等の土砂流出に対応するための重機借り上げ料補助災害の対象とならない箇所の工事請負費でございます。

同じく一番下の2目道路橋梁河川補助災害復旧費は、補助災害対応分の工事請負費でございます。

13ページをご覧ください。

3項文教施設災害復旧費1目学校施設災害復旧費は学校の修繕費、倒木処理、磯脇橋流出による生徒移送のためのスクールバス委託料でございます。同じく2目教職員住宅災害復旧費は教職員住宅の修繕費でございます。

これらに対する歳入は6ページの歳入明細にありますとおり、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、市債を充て、収支の均衡を図っております。なお、この時点では激甚災害指定前であったため、国庫支出金、県支出金は災害復旧国庫補助事業の補助率となっております。

以上で、報告を終わりますが、御承認いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

**○農林課長（森山博之）** 報告第17号専決処分  
の承認を求めることについて御説明申し上げます。

平成28年9月19日から20日にかけての台風16号によります被害の対応を行うため、災害復旧費の執行に急処を要しましたことから、平成28年9月27日に垂水市地方卸売り市場特別会計補正予算（第1号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

内容につきましては、暴風雨により屋根やシャッター等の破損並びに雨水の侵入による電気機器設備の不具合に係ります修繕料でございます。今回、歳入、歳出とも403万円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は735万5,000円となります。

補正後の歳入歳出予算の金額は2ページ及び3ページの第1表歳入歳出補正に記載してあります合計額のとおりでございます。

以上で報告を終わりますが、御承認くださいますようお願いを申し上げます。

**○水道課長（北迫一信）** おはようございます。

報告第18号専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明申し上げます。

台風16号に伴う、災害の復旧経費に急処を要しましたので、平成28年9月27日に平成28年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分し、同条第3項の規定により御報告申し上げ承認を求めようとするものでございます。

参考資料により説明いたしますので7ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出の収入からですが、1款水道事業収益2項営業外収益3目雑収益節のその他雑収益は、建物総合損害共済からの共済金を計上しております。

5目他会計補助金節の他会計補助金は一般会計からの災害復旧に対する補助金を計上しております。

次に、収益的支出ですが、1款水道事業費用

1項営業費用1目原水及び浄水器から3目総係費は被害を受けた水源地や造水管、配水管等の復旧費用及び職員の時間外手当を計上しております。

次に、資本的収入及び支出の収入ですが、8ページをお開きください。

1款資本的収入3項他会計補助金1目他会計補助金節の他会計補助金は一般会計からの災害復旧に対する補助金を計上しております。4項国庫補助金1目国庫補助金節の国庫補助金は上水道施設災害復旧費に係る国庫補助金を計上しております。

次に、資本的支出ですが、1款資本的支出1項建設改良費2目排水設備工事費、節の委託料は中洲橋添架配水管本復旧に係る設計委託料です。節の工事請負費は中洲橋添架配水管本復旧工事費を計上しております。

1ページにお戻りください。

したがいまして、第2条の収益的収入及び支出の収益的収入、水道事業収益を960万円増額し、総額2億8,778万8,000円とし、収益的支出水道事業費を960万円増額し、総額2億6,846万9,000円とするものです。

第3条の資本的収入及び支出の資本的収入は850万円増額し、総額5,550万円とし、資本的支出は2ページをお開きください。850万円増額し、総額1億4,147万円とするものです。

第4条の議会の議決を経なければ、流用できない経費の職員の給与費は60万円増額するものです。第5条の他会計からの補助金の一般会計から補助金を受ける金額を1,260万円とするものです。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（池之上誠）** ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を……。

[堀添國尚議員登壇]

○堀添國尚議員 国道220号の磯脇橋のことについて、先行きの状況をわかっておれば。

国道の件については今後、国のほうで、仮設から本道のほうに入ると思うんですが。

あの場合、上のほうに旧大隅線がかかっておって、徒歩で学校、通勤かれこれできたわけですけど。地域の方々の、非常にこのことについては、関心も多いようですので、その大隅線の大体のことがわかっておれば説明をしていただきたい。

○議長（池之上誠） 誰に説明を求めますか。

○堀添國尚議員 土木課長。

○議長（池之上誠） わかってれば、ですから、わかってなければわかってないで。

○土木課長（宮迫章二） 今現在のところでは、まだ詳細については伺っておりません。

○堀添國尚議員 身もふたもないようなあれですけど。

構想だけでも、あそこのあの鉄道跡地のあの橋は、川と橋の間が高かったから被害を受けなかったわけですよ。だから、あれから、国分のほうへ、延伸していくと、一般車両も乗用車ぐらい通れたはずなんです。そこらあたりについて、今後の見通しみたいな計画としては、まだこうするというようなことはないか。もうわかりませんが。今後の方向としてはどういうふうにお考えになってるのか。

○議長（池之上誠） 堀添議員に申します。

そのことはまた、委員会等でしていただいて、これは専決についての、今は議案中でございますので、あともって、質問をしていただきたいと思います。それでよろしゅうございますか。きょう、始まったばかりですので、まだ委員会等ありますので。よろしいですか。

○堀添國尚議員 はい。

○感王寺耕造議員 質疑はいいですか。

○議長（池之上誠） 質疑は受けます。

○感王寺耕造議員 議案。

○議長（池之上誠） 承認を受けないといけません。

○感王寺耕造議員 濟いませぬ、1点だけです。簡潔に濟ませます。

先月の第12号補正予算の第6号、10ページの款8の土木費です。その中の空き部屋解体撤去費300万円ということですが、これは災害に伴うものっていう部分が、ちょっと出たんですけど、そのとおりでよろしいですか。

○土木課長（宮迫章二） 被災を受けたところの住宅を取り壊したいという相談があったものですから、その部分についての被災住宅の解体費用として検証をしているところでございます。

○感王寺耕造議員 この空き家解体については、いろんな議員の部分から出て、つくってもらった補助金だと思うんです。

そうしますと、ちょっと1つだけ、確認したいことがあって質問をしたんですけども。この一般の空き家解体、被災を受ける前の状態と、例えば、被災を受けて土砂が流入した場合、そういう場合のケース、これからどうやって区別していくのか、一緒に見ていくのか。

というのは、土砂で埋まったりすれば、空き家撤去の費用というのはあがってしまいます。同じ補助率でやっていいものなのかどうなのか。その辺の議論されたのか、疑問だから質問をしたわけです。

災害の場合、被災して、それでもこのまま使っていくのか。その辺の方向性だけ示していただきたいと思います。今後も使っていくのか。

○土木課長（宮迫章二） 今回土砂が流入しまして、家に住めなくなったと。住宅の土砂につきましては、重借等で支援をして、除去をするということにいたしました。住宅については、もう住めなくなって、空き家になったという解

積のもとで、その部分についても空き家解体で対応したいというふうに考えております。

○議長（池之上誠） ほかにございませんか。

○持留良一議員 急施を要したということで、その理解は、本当に、私たちも受けていますし、また、職員の皆さん、市長を初め、全員一丸となって災害復旧復興に努められた、そのことには敬意を表していきたいと思えますけど。若干、急施を要したということで、さまざま意見もあったように。

鹿屋市においては、今、補正が、議会開会中に出されたということもあって。それはちょっと詳しい事情はわからないんですけども。さまざまな意見がある中で、そういう臨時会等を含めて、これを開くことは可能ではなかったのかどうなのか。その点について、物理的にどうしても困難だったという背景があったのか。鹿屋市等のこの状況を踏まえて。

というのは、さまざま、私たちも、意見、そういうことを出していきたいかということがあったものですから。その点についてどうだったのかということでお聞きをしたいと思います。市長かな、これは。

○議長（池之上誠） じゃあ、財政課長から。

○財政課長（野妻正美） 審議をいただくことにつきましては、予算編成の関係かと思えますので、ここについて若干答弁させていただきます。

今回の、この6号補正につきましては、災害箇所が広域にわたっていたと。そのために被害状況の確認に時間を要し、被害額の把握ができなかったこと。また、その職員はその大きな被害ちゅうことでも、避難所対応やら災害調査など対応に追われていたということで、この会期中の、その準備等と予算の調査と、そこまでは手が回らなかったという状況でございます。

予算編成は災害復旧費がある程度見込まれた時点でスピード重視という形で、財政課として

は編成しております。その日にちが9月27日の専決となったところでございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 今回の災害で、垂水、鹿屋を中心に被害が出たわけですけども、垂水の場合は特に牛根境から新城まで、また特に、大きなのは水之上ですね。床上浸水等がございまして、大変厳しい状況がございまして、御案内のとおりでありますので、急を要して、また大変な状況でございましたので、まずはやるべきことをしっかり対応して、きょうの御報告ということでございます。

○議長（池之上誠） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第5、報告第16号から、日程第7、報告第18号までの報告3件を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、報告第16号から報告第18号までの、報告3件はいずれも承認することに決定いたしました。

△議案第56号～議案第64号一括上程

○議長（池之上誠） 日程第8、議案第56号から、日程16、議案第64号までの議案9件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第56号 平成27年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第57号 平成27年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第58号 平成27年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について

議案第59号 平成27年度垂水市地方卸売市場特

別会計歳入歳出決算認定について  
議案第60号 平成27年度垂水市老人保健施設特  
別会計歳入歳出決算認定について  
議案第61号 平成27年度垂水市漁業集落排水処  
理施設特別会計歳入歳出決算認定につい  
て  
議案第62号 平成27年度垂水市介護保険特別会  
計歳入歳出決算認定について  
議案第63号 平成27年度垂水市簡易水道事業特  
別会計歳入歳出決算認定について  
議案第64号 平成27年度垂水市後期高齢者医療  
特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（池之上誠） ここで、決算特別委員会  
委員長の審査報告を求めます。

決算特別委員会委員長、川畑三郎議員。

[決算特別委員長川畑三郎議員登壇]

○決算特別委員長（川畑三郎） おはようござ  
います。

決算特別委員会の報告をいたします。

去る9月23日、平成28年第3回定例会におい  
て、決算特別委員会付託となり、閉会中の継続  
審査となっておりました平成27年度垂水市一般  
会計、国民健康保険特別会計、交通災害共済特  
別会計、地方卸売市場特別会計、老人保健施設  
特別会計、漁業集落排水処理施設特別会計、介  
護保険特別会計、簡易水道事業特別会計及び後  
期高齢者医療特別会計の各歳入歳出決算につい  
て、10月21日、及び24日の2日間、決算特別委  
員会を開き、審査いたしましたので、その結果  
を報告いたします。

審査に当たっては、決算の性質に鑑み、予算  
が議決の趣旨、目的に沿って適正に執行され、  
かつ、初期の目的が達成されたかどうかなどに  
重点を置き審査いたしました。

なお、係数については、監査委員の審査を十  
分尊重し、決算報告書、決算意見書に基づいて  
審査を進め、各関係課長の説明を受けながら、

予算執行の実績、効果等を確認し、その適正に  
ついて慎重に審査いたしました。

最初に一般会計について申し上げます。

まず、歳入について市税を見ますと、地価の  
低下により固定資産税が減額となった一方で、  
その他の歳入では主要財源である地方交付税の  
ほか、平成26年4月の消費税引き上げに伴い、  
地方消費税交付金が前年度より増額になってお  
ります。

また、ふるさと応援寄附金の大幅な増により、  
給付金が前年度より4億3,600万円余り増とな  
り、今期決算の特筆すべき特徴となっております。  
このことは自主財源と依存財源の内訳にも  
変化が見られ、自主財源が占める割合は前年度  
に比べ、3.4ポイントの増となっております。

このほか、市税全体の徴収率についても差し  
押さえや搜索の実施など、収納対策を強化した  
結果、前年度比で1.2ポイント向上し、職員の  
財源確保にける努力の成果が表れております。

本市の財政構造は依然として依存財源に頼る  
ところが大きいものの、歳入全体としては前年  
度比で3億2,230万円、2.8%の増になってお  
ります。市債の発行額については、通常債の発行  
額は5億7,530万円で、年度末における地方債  
残高は前年度より5,600万円余り減少し、93億  
1,800万円となっております。

次に、歳出について、増額幅の大きなものは  
ふるさと応援寄附金の増に伴う積立金の増加、  
深港川の災害復旧費、また教育費の水之上小学  
校体育館整備によるものです。

一方、減額幅の大きなものは農林水産業費、  
消防費ですが、防災営農事業、種子島周辺漁業  
対策事業等の県営事業の縮小、消防救急デジタ  
ル事業の終了によるものです。

結果、一般会計決算額の実質収支額は3億  
9,486万7,000円の黒字が計上をされました。ま  
た、特別会計においても健全財政に努めた結果、  
全ての会計において黒字であることが報告され

ました。

なお、基金の状況でございますが、財政調整基金は2億4,682万8,000円を新たに積み立て、年度末残高は16億7,813万9,000円となり、県下19市の中で15番目となっております。

それでは一般会計の主な質疑について報告いたします。

最初に、企画政策課所管において、垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定等に対する事務委託料に対し、理想としては市民を巻き込んで、職員のマンパワーで形づくっていくべきではないかとの質疑がありました。これに対し、統計的なものやアンケート調査等の集計、また、さまざまなデータ等の分析といった作業に大きな労力がかかり、委託の考え方については留意して事業を進めつつも、業務量の軽減を図るため、必然として必要になるとの回答がありました。

次に、保健課所管において、恵光園の待機者60名のうち、要支援1及び2の方も受け付けているという状況に対し、入所判定委員会において、介護度が重い人から、また在宅での状況を勘案して入所されるため、実際には入れないことが説明されました。また、厳しい状況であるとする状況に立ち、在宅を中心とした医療介護の連携に向けた体制づくりをしっかりと取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、社会教育課所管において、自治公民館建築補助事業に関連して、委員から現行では該当しない解体の部分に対する補助及び解体後に増額となる固定資産税の税の減免について、制度面を検討するよう要望がありました。

次に、農林課所管において、新城地区ガラッパ公園の維持管理委託が年間2万8,500円であったことが報告されたほか、委員から治山を含む林業行政について大隅森林組合との協働のもと、停滞することのないようにとの要望がありました。

あわせて、有害鳥獣の捕獲実績として、イノシシ496頭、日本猿23頭、アナグマ30頭などであったとの説明があり、委員からは食用として利活用されているイノシシ以外にアナグマも活用している先例事例があるとして、活用の方法を検討するよう意見がありました。

次に、水産商工観光課において、婚活イベントについて質疑があり、市商工会青年部を事業主体として年2回行われており、男女四、五十名ずつの参加であることなどが回答をされました。

また、プレミアム付商品券について、委員から本当に必要としている市民が購入できるよう工夫を求めたのに対し、商工会との協議を重ね、今後は世帯単位、特に子育て世帯を支援する形で協議を進めているとの答がありました。

次に、土木課所管において、中洲橋の橋梁補修工事は長寿命化計画の中で、現状の中での復旧を行ったものであり、今回の台風災害は異常気象により公共災害として、長寿命化と分けて考え、本省協議を重ねていくとの答弁がありました。

次に、消防本部所管において、団員報酬に85万円余りの不用額を計上されたことに対し質疑があり、当初、新入団員を募集したところであったが、入団ができなかったとの答弁がありました。また、各消防団の団員数の現状について、第1分団が定員70名に対し55名、他の分団が定員に対し、三、四名ずつ不足しているという説明があり、団員の後補充について、地域に広く呼びかけるなど、努力するよう要望がありました。

また、時間外勤務手当に対して質疑があり、夜間や週休日等の8名体制を維持するため、当該の時点で救急車が市外に出た場合に不足する人員を補充するためのものであるとの回答がありました。

次に、特別会計決算について報告いたします。

まず、昨年度の委員会で一般会計からの法定外繰り入れについて極力減らす努力をするようにとする旨の要望を出しておりました。本要望に対し、国民健康保険、老人保健施設、漁業集落排水処理施設及び簡易水道の各特別会計の所管から、次のような回答及び説明がありました。

各会計では収納対策の強化や医療費等給付の適正化に努め、経営努力を継続しているものの、依然として収支の均衡は非常に厳しい状況にあるとのことですが、本市における各政策の遂行上、欠くことのできない事業、あるいは施設であり、存続を図る等の観点から関係機関等とも協力の上、今後も経費を抑え、収益の向上に努めていくとの回答がありました。

それでは、特別会計決算について、主なものを報告いたします。

まず、地方卸売市場会計について、委員から非常に、なかなか荷が集まらないという現状があるとして、審議会を初め、市場の将来的な方向性について、どのような議論が行われているかとの質疑があり、市場は長く存続していくことに重きを置き、出荷量を初めとする運営面及び建屋の老朽化に伴う修繕料に係る施設面の両面から考えて議論を進めていき、検討を図っていきたいとの回答がありました。

以上のような審査を行った結果、本委員会としては、一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算とともに、適正であると認め、一般会計用の次の事項について要望を付すことに意見の一致を見ました。

要望事項を申し上げます。

1、消防団組織の運営に関し、各消防団の定員割れの現状が認められたことから、地域防災力の中核である消防団の充実を図るため、地域に広く呼びかけるなど、新入団員の確保に特段の努力をされたい。

以上で、報告を終わります。

○議長（池之上誠） ただいまの報告に対し、

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

各議案に対する委員長の報告は認定であります。

各議案を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号から議案第64号までの議案9件は委員長の報告のとおり決定いたしました。

△議案第65号

○議長（池之上誠） 日程第17、議案第65号垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥） 議案第65号の固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

現在、垂水市固定資産評価審査委員会委員であります戸越俊一氏が、平成29年2月3日をもって任期満了となりますことから、新たに戸越靖彦氏を委員として選任しようとするものでございます。

選任しようとする戸越靖彦氏の住所は垂水市新城4066番地の1、生年月日は昭和27年6月15日、委員の任期は3年でございます。

なお、本議案は地方税法第423条第3項の規

定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

御同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（池之上誠） ここで暫時休憩いたします。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案をもって御参集願います。

午前11時18分休憩

午前11時30分開議

○議長（池之上誠） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案65号について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、議案65号垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

△議案第66号～議案第69号一括上程

○議長（池之上誠） 日程第18、議案第66号から、日程第21、議案第69号までの議案4件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第66号 垂水市議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例 案

議案第67号 垂水市税条例等の一部を改正する条例 案

議案第68号 垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案

議案第69号 垂水市奨学資金条例の一部を改正する条例 案

○議長（池之上誠） 説明を求めます。

○企画政策課長（角野 毅） 議案第66号垂水市議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

垂水市議会の議決すべき事項を定める条例は、地方自治法第96条第2項及び垂水市議会基本条例第10条第2項の規定による議会の議決すべき事項を規定した条例でございます。

今回の本条例の一部改正は平成23年5月に地方自治法の一部を改正する法律が交付され、同法第2条第4項の議会の議決を経て、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定める旨の規定が削除されたことから、地方自治法における市町村への基本構想の策定義務が撤廃され、策定及び議会の議決を得るかどうかは市町村独自の判断となりました。

このことから、本市といたしましては、引き続き、長期的な視点から、総合的かつ長期的な行政運営を図る必要があると判断をいたしましたことから、総合計画の基本構想を議決事項として位置づけるため、今回の条例案を上程させていただくものでございます。

また、そのほか、平成11年に地方税法が改正されましたに伴い、条項ずれの解消を行うものでございます。条例の改正内容につきましては、新旧対照表で御説明をいたします。

初めに、本則第2号中、第433条第3項を第433条第7項に改めるものでございます。

次に、本則第1号及び第2号を1号ずつ繰り上げ、新たな第1号といたしまして、本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定、変更または廃止することを加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は交付の日から施行することといたしております。

以上、議案説明を終わりますが、御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（池之上誠） 税務課長。

○税務課長（楠木雅己） 議案第67号垂水市税条例等の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

平成28年度税制改正の大綱を受け、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令が平成28年3月31日に交付され、また所得税法等の一部を改正する法律が同年3月31日に、所得税法の一部を改正する法律の一部の施行記述を定める政令が同年1月1日に発行され、あわせて同法第8条により、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する、相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われ、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が同年5月25日に交付され、それぞれ平成29年1月1日に施行することとなり、条例改正の必要が生じたため、今回、議案として上程するものでございます。

それでは、新旧対照表で改正する箇所をアンダーラインでお示ししておりますので、御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

詳細につきましては省きますが、大まかな内容につきましては修正申告書の提出または納付すべき税額を増額させる更正があった場合において、その修正申告または増額更正に係る法人の市民税について期限内申告書、または期限後申告書が提出されており、かつ当該期限内申告書、または期限後申告書の提出により、納付すべき税額を減少させる更正後、当該修正申

告書の提出、または増額更正があったときは当該修正申告書の提出、または増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとされたことに伴う所要の規定の整備でございます。

2ページから、3ページにわたりますが、第43条は普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更または決定及びこれらに係る延滞金の徴収についての改正でございますが、修正申告書の提出、または納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告、または増額更正に係る個人の市民税の所得割について、期限内申告書または期限後申告書が提出されており、かつ当該期限内申告書、または期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に、当該修正申告書の提出または増額更正があったときは当該申告書の提出または増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとするもの及び文言の整理等でございます。

第48条は、法人の市民税の申告の分についての改正でございますが、修正申告書の提出、または納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告または増額更正に係る法人の市民税について期限内申告書または期限後申告書が提出されており、かつ当該期限内申告書、または期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に、当該修正申告書の提出または増額更正があったときは当該申告書の提出または増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとするもの及び文言の整理等でございます。

5ページをお開きください。

50条は法人の市民税に係る附則、税額の納付

の手續についての改正でございますが、第48条と同様の取り扱いを行うものとするもので、及び文言の整理でございます。

6ページの附則第6条は特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療機構への特例について規定したものでございます。

7ページの附則第20条の2は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例でございますが、外国居住者等所得相互免除法第8条第12条及び第16条の規定により、特例適用利子等または特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額、または特例適用配当等の額に係る所得を分離課税とする規定を新設したものでございます。

きっかけは平成27年11月26日に結ばれた所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本側と台湾側との取り決めでございます。その指定された内容を台湾とは国際条約が締結できないため、日本国内で実施するための国内法の整備が行われ、租税条約の直接適用と租税条約等実施特例法において規定されている事項をあわせた内容になっている外国居住者等相互免除法により対応することとなったものでございます。

具体的には、日本と台湾で国内法上の課税の取り扱いが異なる組織体で、台湾に所在するものを通じて日本国居住者が国内において、支払いを受ける等及び配当等については利子割及び配当割の特別徴収義務を解除した上で、当該特例適用利子等及び特例適用配当等に係る所得に対し、市町村に対して申告する義務を課し、特例適用利子等については個人住民税の所得割を他の所得と区分し、分離課税とするもので、また、特例適用配当等については総合課税と分離課税の選択制とするものでございます。

10ページの附則20条の3は、法律改正に伴う条ずれ等の整備でございます。

14ページでございますが、垂水市税条例等の

一部を改正する条例の一部を改正する条例第2条関係でございますが、改正附則第5条につきましては、法律改正に伴う市税条例第19条の改正に伴う所要の規定の整備及び文言の整備等でございます。

次に、改正附則でございますが条例の附則をご覧ください。

4枚目8ページからになりますが、第1条に施行期日を規定しております。第2条には市民税に関する経過措置を規定しております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（池之上誠）** 市民課長、簡潔にお願いします。

**○市民課長（川畑千歳）** 議案第68号垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由といたしまして、平成28年3月31日に交付された所得税法等の一部を改正する法律により外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部が改正され、平成29年1月1日から施行されることに伴い、垂水市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、今、市民税条例等の一部改正で、税務課長が説明を申し上げましたとおり、所得税法等の一部改正は、日本と台湾との間で、二重課税を回避する等の措置を講ずるものでございまして、日本の租税が免除される、台湾の団体から利子等及び配当等を得た場合、市町村に対して申告する義務が課されたことから、附則第11項及び第12項の規定を追加することにより、利子等と配当等の額を垂水市国民健康保険税の所得割額の算定、及び軽減判定に用いる総所得金額に含めようとするものでございます。

これらの規定の追加により、現行附則の「第11項」が「第13項」に、「第12項」が「第14

項」へ移行し、あわせて文言の整理も行っております。

なお、附則におきまして、平成29年1月1日からの施行期日を規定しております。

以上で説明を終わりますけれども、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○学校教育課長（下江嘉誉） 議案第69号の垂水市奨学資金条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

今回の条例改正の主なもの、2点ございます。1点目は、貸与月額を大学生、高校生とも5,000円ずつ引き上げようとするものでございます。2点目は、奨学資金の返還免除制度を導入しようとするものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表で御説明いたしますので、ごらんください。

まず、条例第3条についてでございますが、本市の奨学資金の貸与月額につきましては、これまで「大学奨学生は月額2万5,000円以内、高等学校奨学生は月額1万円以内」となっておりました。この貸与月額を「大学奨学生は月額3万円以内、高等学校奨学生は月額1万5,000円以内」と、それぞれ5,000円ずつ増額しようとするものでございます。

増額はいたしますが、あくまでも以内ということであり、申し込みの際に金額を選択することとなりますことから、奨学生によっては、貸与月額は異なっております。

次のページの第15条をごらんください。

返還免除につきましては、「これまで奨学生又は奨学生であった者が、奨学資金返還完了前に死亡したとき、または心身に著しい障害を生じたときに、奨学資金の全部又は一部を免除することができる」とされていたものに、「奨学資金の返還期間内において本市に住所を有し、在住しているとき」を新たに追加しようとするものでございます。

補足説明をいたしますと、大学生、高校生と

もに卒業後1年後から返還が始まり、返還期間は貸与期間の2倍となっておりますことから、大学卒業生は8年間、高校卒業生は6年間となっております。その返還の期間内において、本市に住所を有し、在住している期間につきましては、返還を免除しようとするものでございます。

具体的には、高校生及び大学生が3年から4年間の最高月額で貸与を受けた場合、返還免除額は、最高で高校生が54万円、大学生が144万円となります。

なお、この条例による対象者は、来年4月に大学及び高校に入学する者から適用することとしております。

このように貸与金額の増額及び免除に関する事項を追加することで、能力があるにもかかわらず、経済的な理由により就学が困難な生徒への支援の充実になるとともに、卒業後、本市に在住することにより、返還免除の申請が可能となりますことから、人口増加につながるとともに、貧困対策にもなるものと考えております。

また、そのほか、各条文の文言等につきましても、今回あわせて改正しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（池之上誠） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第66号から議案第69号までの議案4件については、いずれも総務文教委員会に付託の上、審査いたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、議案第66号から議案第69号までの議案4件については、総務文教委員会に付託の上、審査することに決定しました。

△議案第70号上程

○議長（池之上誠） 日程第22、議案第70号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（野妻正美） 議案第70号和解及び損害賠償の額を定めることについての議案について御説明申し上げます。

市有地内における事故に関し、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号に規定より、議決を求めるものでございます。

内容でございますが、平成28年6月28日に、肝属農業共済組合に貸し付けしている市有地、垂水市旭町32番地1地内にあるアコウの木が、連日降り続いた豪雨で吸収した雨水の重みに枝が耐えられなくなり、幹の一部を含む大きな枝が折れ、下に駐車していた相手方車両2台を大破させた賠償事故でございます。

幸いに事故当時、車両には人が乗車しておらず物損だけでした。

本件は、貸し付けしている市有地内の事故でございますが、事故の起因が、アコウの木を管理している本市の瑕疵であることから、過失割合は市が100%となるもので、損害賠償額は、市は相手方車両2台分の修理費用として、162万2,622円を負担することで示談するものでございます。

また、損害賠償額は、全額、市で加入しております全国市長会市民総合賠償保険で賄われます。

なお、倒木しなかったアコウの木の幹及び枝については、大枝が折れたことにより、バラン

スを崩していることから、市道に倒れるおそれがあるため、至急伐採をするよう指示し、現在は撤去済みでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（池之上誠） ここで暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして、全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前11時51分休憩

午後0時0分開議

○議長（池之上誠） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。議案第70号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

△議案第71号上程

○議長（池之上誠） 日程第23、議案第71号平成28年度垂水市一般会計補正予算（第7号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（野妻正美） 議案第71号平成28年度垂水市一般会計補正予算（第7号）案を御説明申し上げます。

補正の主な内容を記載しました参考資料をお配りしておりますので、あわせてごらんください。

今回の補正は、主に台風16号関連、人事異動による人件費の整理でございますが、歳出については、台風16号関連が簡易水道施設整備補助金、災害ごみの収集事業費、県の単独の急傾斜地崩壊対策事業費に係る負担金、農業用施設、公共土木施設等に係る災害復旧費等でございます。

その他通常の補正は、ふるさと応援寄附金の見込み増に伴う返礼品代及び事務費、第5次垂水市総合計画策定支援事業、垂水高等学校生徒通学費補助金等でございます。

歳入については、災害関連事業に伴う国庫支出金、県支出金及び市債、その他、ふるさと応援寄附金の増額補正をしようとするものでございます。

なお、今回の補正で激甚指定による補助災害のかさ上げ分を計上したことにより、財政調整基金の繰入金の一部解消しております。

今回、歳入歳出とも29億2,838万8,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は、153億85万4,000円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

地方債にも補正がありましたので、5ページから6ページの第2表地方債の補正をごらんください。

地方債につきましては、それぞれの事業に伴う起債額を右隣に示しております限度額に変更し、本年度の借入総額を16億7,845万7,000円にしようとするものでございます。

歳出の事項別明細でございますが、人事異動による人件費の整理分を除く主な事務事業等の補正について御説明いたします。

14ページをお開きください。

2款総務費5目安心安全対策費の負担金、補助及び交付金ですが、防犯灯設置整備費補助金でございます。

8目財産管理費の需用費は、別館庁舎の雨漏り修繕に係る費用でございます。

10目企画費の委託料は、第5次垂水市総合計画策定に係る支援業務委託費でございます。

11目電算費の需用費は、光ケーブルの復旧に係る修繕料でございます。

14ページの一番下になりますが、18目ふるさと納税制度事業費の報償費はふるさと応援寄附金に係る返礼品代でございます。

16ページをお開きください。

2款総務費4項選挙費については、5目参議院議員選挙費から12目海区漁業調整委員会委員選挙費まで、各選挙終了により減額するものでございます。

18ページをお開きください。

3款民生費3目障害者福祉費の扶助費は、障害者自立支援事業の訓練等給付費の事業費増によるものでございます。

19ページをごらんください。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費の扶助費は子ども医療費助成の増額分でございます。

20ページをお開きください。

4款衛生費4目環境衛生費の負担金、補助及び交付金は、台風16号により被災した簡易水道組合、集落水道組合に対して整備補助金を交付するものでございます。

同じく、2項清掃費3目塵芥処理費の需用費は清掃センター受付用のプレハブ設置に係る費用、委託料は災害ゴミ処理委託料の増額分に係る費用でございます。

21ページをごらんください。

6款農林水産業費、下のほうの9目畜産業費の負担金、補助及び交付金は、畜産クラスター事業補助金等でございます。

22ページをお開きください。

3 項水産業費 2 目水産業振興費の負担金、補助及び交付金は、牛根漁協の流木対策に係る費用について補助するものでございます。

24ページをお開きください。

8 款土木費 3 項河川費 2 目急傾斜地崩壊対策事業費の負担金、補助及び交付金は、県の災害関連急傾斜事業の負担金でございます。

3 目砂防施設整備費の負担金、補助及び交付金は、県の砂防施設整備事業の負担金でございます。

6 項住宅費 1 目住宅管理費の需用費は、市住海潟のガス配管修繕など市営住宅の修繕費でございます。

25ページをごらんください。

10 款教育費 2 目事務局費の負担金、補助及び交付金は、垂水高等学校の生徒への通学費等補助金の増額分によるものでございます。

26ページをお開きください。

6 項保健体育費 3 目学校給食費の需用費は、給食センターのボイラー用軟水器等の修繕費でございます。

次に、一番下になりますが、11 款災害復旧費 1 目農林水産業施設単独災害復旧費の委託料は、激甚指定となったことにより、補正第 6 号計上分の設計委託料が補助災害対応となったために減額補正するものでございます。

27ページをごらんください。

2 目農業用施設補助災害復旧費の委託料は、補正第 6 号計上分が補助災害対応となったことによる増額補正分、工事請負費は、災害復旧の事業費の見込みが増額になったことによるものでございます。

同じく、3 目林業用施設補助災害復旧費の委託料及び工事請負費は、林業用施設に係る災害復旧費の事業費増によるものでございます。

次に、2 項公共土木施設災害復旧費 2 目道路橋梁河川補助災害復旧費の委託料及び工事請負

費は、中洲橋等の災害復旧費、災害関連地域防災崖崩れ対策事業に係る事業費増によるものでございます。

以上が歳出の主なものでございますが、これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、7 ページの事項別明細書の総括表及び 9 ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国庫支出金、県支出金、ふるさと応援基金繰入金、寄附金、市債などの特定財源を充て収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（池之上誠）** ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

**○持留良一議員** では、簡潔にいきたいと思います。

3 点ほどお聞きしたいと思います。

今回、中心が災害台風 16 号に関する災害ということで、1 点目は、総額どのぐらいの災害の総額になるのか。その中で、一般財源等の市持ち出しの金額はどのぐらいになるのか。その点についてお聞きしたいというふうに思います。

2 点目は、財調との関係ですね。これは市長にお聞きしたいんですけども、今回こういう災害があって、改めて財調の役割というか、そのあたりの問題がいろいろと認識も新たにしたり、その必要性とかさまざま議論があろうかと思えますけれども、これについて改めて市長の見解をお聞きをしたいと思います。

それと、あと 3 点目が、さまざま今回、議会でも従来の枠を超えて対応してほしいということも意見書で上げたり、またさまざま国・県等も含めて、そのあたりの対策をとってきたというふうに思いますが、さまざまとってきた中で、やっぱり住宅の再建、生活の再建、生業の復興復旧という観点において、救済されなかった案件等もあったのかどうなのかですね。

私たちは、とにかく基本は、全て市も独自の対策をとって必要な対策をしてほしいと、農業の再建等も含めて、そういう観点からいろいろと意見も申してきたというふうに思うんですけども、それぞれ議員もいろいろ申し入れなんかもしながらやってきたと思うんですが、その点について、救済されない点についての課題があったのか。また、それについての対策の考え方があるのか。この点について、3点、お聞きします。

**○財政課長（野妻正美）** 1点目の台風16号に係る被害の総額、それと一般財源の持ち出し分という質問かと思われませんが、現在、査定も行われていないため、補助率も確定せず、実質的な影響額は今のところ未確定です。ただ、今回、専決の補正予算（第6号・第7号）、ここでの予算上の数字で答弁させていただきます。

事業費の6号・7号、災害に係る事業費分で40億5,000万程度でございます。そのうち、一般財源が4億3,000万です。一般財源につきましては、繰越金も予算化は全てしておりますので、財政調整基金を充てております。

以上でございます。

**○市長（尾脇雅弥）** 今、担当課長から話がありました。詳細な数字はまだ確定はしておりませんが、財調に対しての考え方ということでございますので、私の思いとしては、垂水市がよくなるように、市民の皆さんが幸せになるようにということで市政運営をさせていただく中で、いざというときに一定の財がなければいけないということで、皆さんの御理解を賜りながら財調を積み立ててきたわけでありまして。

そういった中で、今回の災害が来たわけですが、議会の先生方、国や県の皆さん、そして何より職員が一生懸命頑張らせていただいて、まずは人災がなかったということが何よりよかったと思いますけれども、復旧復興へ向けて、できるだけやっぱり手出しがないように国や県

と連携をしていくと。

その上で、やはり財調を出していくという先ほど話がありました。これが4億3,000万ほどということですので、これは、今までの皆さんの御理解の賜物だったと思いますし、災害等ないことを望みますけれども、いろんなトラブル等が発生したときに、そういったときに、しっかりと市民の皆さんのニーズに応えながら支出をしていくということが大事だと思いますので、今後ともしっかりと必要なときに市民の皆さんのために支出ができるように、状況を整えていきたいというふうに思っているところでございます。基本的には、そういう考え方でございます。

**○議長（池之上誠）** 3点目は何やったっけ。何の要望だったや。（発言する者あり）うん。3点目は誰か、救済されない方。（発言する者あり）

**○市長（尾脇雅弥）** 基本的には、今回いろんな皆様から特別な状況だということで、我々もそう思っておりましたので、通常のルールを超えているような対策をさせていただきました。

例えば、お見舞金あたりにしても、5,000円だったものを5万円とか、あるいは庭のいろんな土砂の撤去ができないものを応急対応をしていただいたりという形で、できることは最大限やらせていただいているんですけども、ただ、まだその後いろんなことが出てくる可能性がありますので、そこはルールに従いながら、できるものはしっかりと対応していきたいというふうに思っているところでございます。

**○議長（池之上誠）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池之上誠）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は各所管常任委員会に付託の上、審査いたしたいと思っております。これ

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は各所管常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

△議案第72号～議案第75号一括上程

○議長（池之上誠） 日程第24、議案第72号から日程第27、議案第75号までの議案4件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第72号 平成28年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第73号 平成28年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）案

議案第74号 平成28年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案

議案第75号 平成28年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案

○議長（池之上誠） 説明を求めます。

○市民課長（川畑千歳） 議案第72号平成28年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

1ページに記載しておりますように、今回の補正は、歳入歳出とも60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億1,266万9,000円とするものでございます。

金額は、お示ししてありますので省略させていただきます。

歳出から御説明いたします。7ページをお開きください。

11款1項償還金及び還付加算金は、過年度分の国保税に係る過誤納に伴う還付金の増額でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをごらんください。

12款1項延滞金加算金及び過料は、国保税の

滞納に係る延滞金の増額でございます。

以上で、議案第72号の説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健課長（鹿屋 勉） 議案第73号平成28年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）案について、御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ58万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を5億9,893万7,000円とするものでございます。

補正の理由でございますが、台風16号により被害を受けたコスモス苑施設の補修に伴う補正でございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。

7ページをお開きください。

1款事業費1項1目の老人保健施設事業費、11節需用費は、被災箇所の修繕料でございます。

これに対する歳入は、前に戻っていただきまして、6ページにお示ししてありますように、5款諸収入2項2目の雑入を充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○水道課長（北迫一信） 議案第74号と議案第75号につきましては、水道課所管でございますので、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第74号平成28年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案について、御説明いたします。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ345万8,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ5,969万円とするものでございます。

補正の主な理由は、国庫補助金から生活基盤施設耐震化等交付金の交付へ切りかえることによる減額補正と起債額の増額補正、及び人事異動に伴う人件費の減額補正でございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳出から御説明申し上げます。

8ページをお開きください。

1款総務費1項1目一般管理費の2節給料3節職員手当等4節共済費は、人事異動に伴う減額補正でございます。

次に、歳入でございますが、7ページをお開きください。

2款繰入金1項1目一般会計繰入金の1節一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金を減額補正しまして収支の均衡を図っております。

5款国庫支出金1項1目1節国庫補助金は、国庫補助金から生活基盤施設耐震化等交付金の交付へ切りかえることによる減額補正するものでございます。

6款1項市債1目1節簡易水道事業債は、国庫補助金の減額分が多くなるため、起債額を増額補正するものです。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、議案第75号平成28年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案について御説明いたします。

今回の補正の主な理由は、人件費の減額補正と企業債の増額補正でございます。

それでは、参考資料により支出から御説明いたします。

6ページをお開きください。

収益的支出は、人事異動に伴い、1款1項2目配水管及び給水費の支出、手当、3目総係費の支出、給料及び手当の異動分を補正するものでございます。

資本的収入は、1款2項1目企業債を対象事業増により増額補正するものでございます。

1ページにお戻りください。

したがいまして、第2条の収益的支出の水道事業費用を9万円減額し、総額2億6,837万9,000円とするものです。

第3条の資本的収入は、600万円増額し、総額6,150万円とするものです。

第4条の企業債は、起債の限度額を600万円補正し、4,000万円とするものです。

また、第5条の職員給与費は、9万円減額し、5,069万1,000円にするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（池之上誠） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第72号から議案第75号までの議案4件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、議案第72号から議案第75号までの議案4件については、いずれも所管の各常任委員会へそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

△請願第3号上程

○議長（池之上誠） 日程第28、請願第3号歴史文化資料館建設を求める請願書を議題といたします。

お諮りいたします。ただいまの請願については、総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、請願第3号歴史文化資料館建設を求める請願書は、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

△請願第4号上程

○議長（池之上誠） 日程第29、請願第4号受

動喫煙防止のための取り組みについてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいまの請願については、産業厚生委員会に付託の上、審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、請願第4号受動喫煙防止のための取り組みについては、産業厚生委員会に付託することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（池之上誠） 明3日から12日までは議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、13日及び14日の午前9時30分から開き、一般質問を行います。

なお、質問者は会議規則第62条第2項の規定により、本会議終了後から6日の正午までに質問事項を具体的に記載の上、文書で議会事務局へ提出願います。

△散 会

○議長（池之上誠） 本日はこれをもちまして散会いたします。

午後0時23分散会





平成 2 8 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日



本会議第2号（12月13日）（火曜）

出席議員 13名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	12番	川尻達志
5番	感王寺耕造	13番	篠原静則
6番	堀添國尚	14番	川畑三郎
7番	池之上誠		

欠席議員 1名

11番 森 正勝

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	田之上 康
副市長	岩元 明	農林課長	
総務課長		併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長	中谷大潤	事務局長	森山博之
企画政策課長	角野 毅	水産商工	
財政課長	野妻正美	観光課長	高田 総
税務課長	楠木雅己	土木課長	宮迫章二
市民課長		水道課長	北迫一信
併任		会計課長	堀内昭人
選挙管理		消防長	後迫浩一郎
委員会		教育長	長濱重光
事務局長	川畑千歳	教育総務課長	池松 烈
保健課長	鹿屋 勉	学校教育課長	下江嘉誉
福祉課長	保久上光昭	社会教育課長	野嶋正人

議会事務局出席者

事務局長	篠原輝義	書記	野村宏治
		書記	瀬脇恵寿

平成28年12月13日午前9時30分開議

△開 議

○議長（池之上誠） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第76号～議案第80号一括上程

○議長（池之上誠） 日程第1、議案第76号から日程第5、議案第80号までの議案5件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第76号 垂水市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第77号 垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第78号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第79号 垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第80号 垂水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

---

○議長（池之上誠） 説明を求めます。

○総務課長（中谷大潤） おはようございます。よろしく願いいたします。

まず、議案第76号垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、国の特別職の給与に関する法律の一部改正により、期末手当の支給月数が改定されたことに伴い、本市議員の期末手当の支給月数を現在の3.15月から3.25月へ0.1月分引き上げようとするものでございます。

改正の方法としまして、施行日及び適用日が異なりますので、同じ条例ですが、平成28年4月1日適用分を第1条として、平成29年4月1日施行分を第2条として2段階の改正を行おうとしようとするものです。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

まず、第1条は、12月分の期末手当の支給月数の改定について定めたものです。改定内容につきましては、期末手当の支給月数の引き上げとなり、年間0.1月分の増加分を12月支給分で引き上げようとするもので、条例第5条第2項中、100分の165を100分の175に改正しようとするものでございます。

次に、第2条ですが、平成29年度以降の期末手当の支給月数の改定について定めたものでございます。

内容は、第1条において、年間0.1月分を平成28年12月分で引き上げたものを6月分と12月分に振り分けようとするもので、条例第5条第2項中、100分の150を100分の155に、100分の175を100分の170に改正しようとするものでございます。

なお、附則としまして、附則1項は、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。

また、附則第2項は、第1条の規定により、改正後の条例の規定は平成28年4月1日に遡及して適用することを規定したものでございます。

附則第3項は、期末手当の内払いについて規定したもので、第1条による改正後の規定を適用する場合において、改正前に支給された期末手当は改正後の規定による期末手当の内払いとすることを規定したものです。

続きまして、議案第77号垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、議案第76号と同様、国の特別職の給与に関する法律の一部改正に伴い、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を現在の3.15月から3.25月へ0.1月分引き上げようとするものでございます。

改正の方法としましては、議案第76号と同様、平成28年4月1日適用分を第1条として、平成29年4月1日施行分を第2条として、2段階の改正を行おうとするものです。

改正の内容につきましては、議案第76号と同様となりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、議案第78号垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

本年の給与勧告は、民間の賃金状況を反映し、一昨年、昨年に続き、給与、ボーナスともに引き上げるもので、民間給与が国家公務員給与を上回っていたことから、民間給与との均衡を図るため、初任給を1,500円、若年層についても同程度、その他は400円程度の引き上げ改定を行うとともに、ボーナスについても民間事業所における好調な支給状況を反映し、勤勉手当が0.1月分引き上げられております。

また、今回は扶養手当の改定についても勧告があり、配偶者については現行1万3,000円の手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額の6,500円に減額する一方、子に要する経費の実情や子育て支援策が推進されていることを考慮して、子に係る扶養手当額を現行の6,500円から1万円に引き上げられております。

改正の方法につきましては、垂水市職員の給与に関する条例のうち、平成28年4月1日適用分を第1条として、平成29年4月1日施行分を第2条として改正を行おうとするものです。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

まず、第1条は、垂水市職員の給与に関する

条例において、平成28年4月1日に適用するものとして改正するものでございます。

条例第17条は、勤勉手当の支給について定めておりますが、人事院勧告に基づき勤勉手当の支給月を引き上げようとするものでございます。

支給月数の引き上げは、再任用以外の職員については、平成28年12月支給分を0.1月分引き上げることから、第17条第2項第1項中において、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90と改めようとするものです。

また、再任用職員については、0.05月分引き上げとなることから、第17条第2項第2号中において、6月に支給する場合については100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の42.5に改めようとするものでございます。

次に、別表第1は、給料表の改正でございます。

次に、新旧対照表の8ページからでございますが、第2条は、垂水市職員の給与に関する条例において平成29年4月1日に適用するものとして改正するものでございます。

条例第7条は、扶養手当について定めたものですが、まず第7条第2項は、扶養親族について定めている部分を改めようとするものでございます。

改正内容は、第2号において、これまで子と孫は同じ扶養親族として区分けしていたものを、子の金額は引き上げることに伴い、子と孫を分けて定めるものでございます。

次の第7条第3項は、扶養手当の月額を定めたものですが、これまで配偶者に係る扶養手当額を1万3,000円、配偶者以外に係る扶養手当額を6,500円としていたものを、配偶者及びその他の扶養親族に係る扶養手当を6,500円に改め、子に係る扶養手当額を1万円に引き上げようとするものでございます。

第8条第1項から第3項は、扶養手当に関する

る条文を整理しようとするものでございます。

第17条第2項第1号は、勤勉手当について定めたものでございますが、さきの第1条の改正において、12月支給分の支給月数の引き上げを行った分を平成29年以降の6月と12月支給分で平準化しようとするものでございます。

第1号は、再任用以外の職員を規定するもので、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90としたものを100分の85に改めようとするものでございます。

第2号は、再任用職員を規定するものですが、同様に6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の42.5としたものを100分の40に改めようとするものでございます。

なお、附則としまして、附則第1項は、この条例は公布の日から施行し、第2条及び附則第4項の規定は、平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。

また、附則第2項は、第1条の規定による改正後の条例の規定は、平成28年4月1日に遡及して適用することを定めたものでございます。

附則第4項は、扶養手当に関する特例について定めたものでございます。

第2条の改正において、配偶者の扶養手当額を1万3,000円から6,500円に、また、子の扶養手当額を6,500円から1万円に改めることを定めたところでございますが、配偶者の扶養手当の減額については、職員への影響を少なくする観点から、平成29年度中は経過措置を設け、配偶者に係る扶養手当額を1万円に、子の扶養手当額を8,000円に定めようとするものです。

続きまして、議案第79号垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

ことしの人事院勧告が給与等の勧告とあわせて育児休業法の改正についての意見の申し入れ

及び勤務時間法の改正の勧告も行われております。

その内容は、近年の少子高齢化の進展により、育児・介護と仕事の両立を支援することが重要な課題となっており、家族形態の変化や介護の状況に柔軟に対応できるよう介護休暇の分割取得を可能とすること、介護時間を新設すること、法律上の親子関係に準ずる関係にある子を療育する場合も育児休業等の対象とすることについての見直しが行われております。

この議案は、この人事院勧告に伴う地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び育児休業、介護休業と育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に基づき、垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

まず、条例第2条の2を条例第2条の3に繰り下げ、新たに育児休業法第1項の条例で定めるものを条例第2条の2で定めたものでございます。これまで育児休業等の対象となる子の範囲は、職員と法律上の親子関係のある子に限られておりましたが、養子縁組、里親として職員に委託しようとしたが実親等の同意が得られなかったため養育里親として職員に委託されたものを新たに定めようとするものでございます。

次の第3条第1号は、既に取得した育児休業についての文言整理でございます。

次の第11条第1号は、既に取得した育児短時間勤務についての文言整理でございます。

次の第22条は、部分休業の承認については、当該育児時間または介護時間を合わせて1日につき2時間とするものでございます。

なお、附則としまして、この条例は平成29年1月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案第80号垂水市職員の勤務時

間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

この議案も議案第79号同様、この人事院勧告に伴う地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び育児休業、介護休業と育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に基づき、垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

まず、条例第8条の2につきましては、育児または介護を行う職員の勤務について定めたものでございますが、今回、育児休業等に係る子の範囲を拡大されたことに関し、第1項は条文を改めようとするものでございます。これまで育児休業等の対象となる子の範囲は、職員と法律上の親子関係のある子に限られておりましたが、特別養子縁組の場合や里親である職員に委託されており、かつ当該職員が養子縁組によって養親——養う親となることを希望している場合等も対象として拡大するよう改めるものでございます。

また、第2項は、介護をする職員についての読みかえを定めたものとなりますので、その読みかえの部分改めるものです。

条例第8条の第4項は、文言の整理が必要であったことから全文を改めようとするものでございます。

条例第15条は、介護休暇について定めたものでございますが、その取り扱いにつきまして、これまで6月の範囲内で1回と定められていたところでございますが、これを6月の範囲内で3回以内と改めるものでございます。

条例第15条の2につきましては、今回新たに介護時間の取り扱いについて定めたもので、3年間の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間と定めるも

のでございます。

なお、附則としまして、この条例は平成29年1月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（池之上誠）** ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（池之上誠）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第76号から議案第80号までの議案5件については、いずれも総務文教委員会に付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（池之上誠）** 異議なしと認めます。よって、議案第76号から議案第80号までの議案5件については、総務文教委員会に付託の上、審査することに決定しました。

△一般質問

**○議長（池之上誠）** 日程第6、これより一般質問を行います。

1回目の質問は登壇して行い、再質問は質問席からお願いいたします。

なお、本日の質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内といたします。

また、質問回数については制限なしといたします。

また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従いまして順次質問を許可します。

最初に、4番、川越信男議員の質問を許可します。

[川越信男議員登壇]

**○川越信男議員** おはようございます。2016年最後の議会のトップバッターをいただきまして、

議員の皆様には感謝申し上げます。この時期になりますと、行く年を振り返り反省ばかりであり、来る年に期待と夢を持ちながら毎年繰り返しているようであります。来年こそは何か目標を持って進んでいきたい思いであります。

それでは、議長の許可をいただきましたので、さきの通告順に質問いたします。市長並びに係課長の答弁をよろしくお願いたします。

まず、台風16号災害に伴う防災に対する取り組みについてであります。9月20日未明に来襲しました台風16号は、住宅の全壊や半壊、床上浸水を初め農林水産物への被害、国道220号線や市道、垂水フェリー等の交通網の遮断、それに伴う経済活動や学校教育への影響など、市内に甚大な災害をもちました。人命にかかわる災害がなかったことは不幸中の幸いであり、奇跡と言っても過言ではない状況だったと思います。これまでの防災訓練や啓発活動等で、防災に対する基本である自助・共助・公助の意識がしっかりと市民の皆様に浸透していたと推測いたします。

一方で、今回、避難準備情報が発令されなかったのはなぜかという声もあります。自助・共助が求められているのは理解しますが、判断に迷うケースも多々あり、最終的な判断は行政の情報提供に頼るところが大きいものです。空振りでもいい、市民の皆様と財産を第一に考えた場合、今回も避難準備情報を発令すべきではなかったかと考えます。

そこで伺います。今回の防災対策の中で、なぜ避難準備情報を発令しなかったのか教えてください。防災計画では、避難準備情報発令は、できるだけ夜間を避け、昼間に行うように努めると記載されておりますが、昼間の発令はできなかったのかを含めて総務課長に伺います。

次に、その台風16号による災害に対する復旧事業についてお尋ねいたします。

民家の全壊1軒、半壊46軒、床上浸水32軒、

床下浸水139軒とお聞きしております。それ以外にも国道を初め県道、市道などの公共施設や農業用施設、農地、林道など、本市に甚大な被害を及ぼしました。被害に遭われた皆様に改めてお見舞いを申し上げます。

災害から約3カ月が過ぎようとしておりますが、現在も家屋の修理や家財道具などそろわず、苦勞をされている方々がいらっしゃるようです。一日も早く日常生活を取り戻していただきたいものです。また、生活の中で目につきますが、農家の無念さを感じないではおられません。

そこで、公共施設災害並びに耕地、林道災害の状況等について、土木課長、農林課長に伺います。

3番目に、南の拠点整備事業について伺います。

市長は、諸般報告の中で南の拠点整備事業に対して、地方創生拠点整備交付金の活用を検討していると報告されました。国も地方創生の実現のために、さまざまな人と金の対策を講じているわけでございます。市当局もこういった国の動きに素早く反応して検討作業を進められているものと思えます。

そこで、私は、南の拠点に整備する地域振興拠点施設の財源にできないのかと思うのですが、この地方創生拠点整備交付金の概要と差しさわりがなければ検討状況について教えてください。

それから、南の拠点は、平成30年夏ごろオープンする計画あるとのことですが、そろそろ用地取得などを始めなければならない時期ではないかと思えます。これまでの説明では、用地取得は市ですか土地開発公社ですか検討しているとのことですが、どのような状況なのか、企画政策課長に伺います。

1回目の最後の質問になりますが、新年度予算について伺います。

11月の中旬ごろ、どの課の職員の皆様も忙しそうにされておられました。ちょうど新年度予

算の要求のために資料の請求等をされており、この時期の要求によって新年度予算が決定するのだなあと思いました。今はやりの復活予算を除けばですが。

そこで財政課長に伺います。予算規模に対しまして各課からの予算要求はどのような規模になっているか、わかっている範囲でいいですので教えてください。

以上で1回目の質問を終わります。

**○議長（池之上誠）** ここで議場の皆様にお知らせいたします。本日は、昨年にも続きまして水之上小学校の6年生の皆さんが、社会科学習の一環として一般質問の傍聴にいらっやっております。

次代の垂水市を担う方々に見守られながらの本会議となりますので、模範となる質問、答弁をよろしくお願いたします。

それでは、答弁のほうをお願いします。

**○総務課長（中谷大潤）** それでは、まず避難準備情報を発令しなかったことについて答弁いたします。

市民に対する防災情報につきましては、確実に伝達する手段として、平成26年度に防災ラジオを全戸配布いたしました。不定期ではありますが、毎水曜日、午後6時半から試験放送を実施して、確実な伝達の確認を行っているところでございます。

避難情報等を発令する際には、防災ラジオ、防災無線のほか、SNS媒体として、市ホームページ、MBCデータ放送、登録制による垂水ほっとメールを活用し、場合によっては消防団による広報により市民への周知に努めております。

避難準備情報の発令につきましては、住民に避難を呼びかけるとともに、高齢者や障害者等、移動に時間がかかる災害時要援護者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとの認識で対応しております。

台風16号に関する経緯につきましては、9月19日午前には避難所開設を午後4時と決定し、この時点では台風による垂水市への影響は少ないと予測され、また、決定から開設までしばらくの時間があり、早めの情報発信に努めることができるので、住民が台風の情報を収集して避難等を判断して移動する時間、災害時要援護者の移動や状況把握、周知に十分な時間及び方策が確保できること、また、小学校区ごとに8カ所と通常より多めの避難所を開設することから、避難準備情報の発令を見送ったところです。

情報発信については、午前11時半にホームページと垂水ほっとメールで、午後1時と4時に防災ラジオと防災無線で、風雨が強くなる前の早めの避難を呼びかけました。8カ所の避難所開設でしたが、通常より多くの最大時74世帯、111名の方が避難されましたので、市民の情報収集と事前準備対策に対し、早めに情報発信、周知した成果があったと認識しております。

以上でございます。

**○土木課長（宮迫章二）** おはようございます。2番目の災害復旧事業について、土木課所管の災害状況につきましてお答えいたします。

非常に強い台風16号は、9月20日午前0時過ぎ、南大隅町付近に上陸し、強い勢力を保ったまま大隅半島を横断したため、大きな災害をもたらしました。

本市でも、垂桜の雨量計では時間雨量123ミリ、24時間雨量367ミリの大雨を記録し、市内各地でがけ崩れや倒木が発生したため、土石流や流木による影響で大きな被害となりました。

20日は、早朝から被害の報告が相次ぎ、市内各地において、床上浸水、河川の決壊や埋塞、崩土などで通行不能となった道路も多数ございました。また、時間の経過とともに、特に国道の磯脇橋の流出や市道の中洲橋の崩落等、被害の大きさが判明してきました。

土木課としましては、早急に土砂の除去をし

なければ市民生活や災害復旧活動に影響があると判断したため、災害時における応急対策に関する協定書に基づきまして、垂水市建設業組合に協力を要請し、まずは幹線道路の通行どめを解除するため片側でも通行できるようにお願いをいたしました。ある程度通れるようになった時点で全面的に除去し、その後は側溝の土砂除去や集落内の道路の土砂除去を依頼したところでございます。

また、今回の災害では、宅地内への土砂流入も広範囲で発生し、特に水之上地区では床上浸水など甚大な災害が発生しました。被害に遭われました皆様方には心よりお見舞い申し上げます。

宅地につきましては、本来、個人財産であり、流入した土砂は本人あるいはボランティア作業により除去していただくこととなりますが、今回の土砂流出は河川や裏山からの大量の土砂が宅地内に流入してきたため、人力による作業が困難となり、ボランティア作業も現地に入れないう状況であり、また、地域からの強い要請もあったことなどから、市長の指示によりまして今回の台風16号被害による宅地内の土砂除去について重機類の支援を図ることとし、建設業者にはその旨指示したところでございます。

このような対応により、重機借り上げで道路の土砂除去は約90路線の60件、河川及び水路の土砂除去は約10件、住宅内の土砂除去に係る支援約30件でありました。

公共土木施設災害では、橋梁1カ所、道路21カ所、河川7カ所で、そのうち道路災害に伴う応急工事3路線、河川災害に伴う応急工事3カ所を実施したところでございます。そのほか崖崩れによる災害が3カ所、公共土木施設災害に該当しない単独災害も数カ所発生しているところでございます。

以上でございます。

○農林課長（森山博之） おはようございます。

それでは、農林課所管の御質問にお答えをいたします。

市内全体の状況につきましては、先ほど今土木課長のほうから御説明があったとおりでございます。台風16号は、9月20日未明、南大隅町付近に上陸した後、急激に風雨が強まり、午前2時ごろ本市に最接近し、市内全域に甚大な被害を及ぼしました。

現在、復旧のための国庫補助申請を行っている最中で、確定をしておりますので、予定件数としてお答えをさせていただきます。

まず、農業用施設の農道は、路肩決壊など15件、用配水路は護岸決壊や土砂埋塞など18件、頭首工は固定堰の流出など3件、ため池は土砂の埋塞など5件の合計41件でございます。

また、農地災害は、立木や土砂の堆積など、水田35工区、畑9工区、合計578筆、約41ヘクタールの申請を予定をしております。

加えまして、林道災害につきましては、路肩決壊やのり面崩壊など、二川線8件、海潟麓線11件、井川木場線1件、被災合計箇所93カ所、被災延長2,086メートルを申請する予定でございます。

以上でございます。

○企画政策課長（角野 毅） おはようございます。川越議員の御質問でございます。南の拠点整備事業における地方創生拠点整備交付金の制度概要、活用策、用地取得の3点についてお答えいたします。

初めに、地方創生拠点整備交付金の制度概要でございます。国は、10月に地方創生拠点整備交付金の制度を設けました。この制度は地方版総合戦略に位置づけられた施設整備等に用いることができ、交付額は事業費のベースで1億2,000万円が上限で、そのうち2分の1が交付目安となっております。残りは補正予算債で充当されることとなっております。

これまでソフト事業の交付金ばかりでござい

ましたが、初めてハード整備に充てられる交付金となっております。しかしながら、地方創生関係は、先駆的な取り組み、つまり、官民連携、政策間連携、自立性が必要であり、あわせて非常にシビアなKPI設定も求められることから、事業の認定につきましては非常にハードルが高い状況でございます。

次に、この交付金活用策の検討状況でございます。御提案いただいた拠点施設の整備の財源にできないかということでございますけれども、検討を行ったところ、本交付金は平成28年度補正予算であり、平成29年度中の完成が絶対条件としてあることから、工期上リスクが高いと判断をいたしました。しかしながら、南の拠点エリアに整備する拠点施設以外の施設でございます、マリンスポーツの振興のための施設に活用できないか現在検討を進めているところでございます。

最後に用地取得でございます。用地取得につきましては、市で行うか公社で行うか、これまで庁内で検討を重ねてまいりました。結果として、公有地の拡大の推進に関する法律、いわゆる公拡法に基づきまして土地開発公社に代行取得を依頼することとし、12月9日の経営会議で決定いたしました。

以上でございます。

**○財政課長（野妻正美）** 4番目の各課からの予算要求の規模についての御質問にお答えいたします。

各課からの予算要求の主なものといたしましては、市長が掲げる重点施策に取り組む事業、これに加えて地方再生関連事業として、垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、経済、人口減対策など、本市の喫緊の課題等にも対処する事業等として予算編成方針を定めており、それに沿った形で予算要求はされていると考えております。

現在、予算要求ベースでございますが、歳入108億

6,000万円、歳出114億9,000万円となっており、歳入が約6億3,000万円不足している状況でございます。

ちなみに、昨年の歳出の要求額約98億円と比較しますと、17億円程度の増額となっております。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。

それでは、一問一答方式でお願いいたします。

災害に対する防災の取り組みで、情報の発信をお聞きいたしました。私は、防災情報の発信のポイントは2つあると考えております。1つは、正確な情報を適切なタイミングで提供すること。もう一つは、確実に情報を伝達する手段であると考えます。この確実に情報を伝達する手段として、防災無線やほっとメールの活用が考えられますが、最も効果的な手段は防災ラジオの活用だと考えます。しかしながら、防災ラジオは、市役所での決定事項をFMたるみずを経由して、市民や市内事業者に情報発信しているわけです。

この方式には2つの問題があると考えます。1つは、時間がかかること、迅速な情報提供が実現できない。もう一つは、FMたるみずに事故があるときは情報発信の提供ができなくなることです。

そこで伺います。防災ラジオの情報発信方法に改善の余地はないでしょうか。例えば、防災子局に簡易的なラジオシステムを導入することで迅速な安定した情報発信が可能になり、それが市民の行動のきっかけとなり、生命や身体の安全確保に直結すると考えますが、総務課長いかがでしょうか。

**○総務課長（中谷大潤）** 防災ラジオによる情報発信につきましては、FMたるみずとの間において、緊急時は自動的にスイッチが入って強制的に割り込み放送を発信する協定を締結しております。また、屋外放送は、既存の防災行政

無線の柱にラジオを設置して、既存のスピーカーを利用することで屋内と屋外同時放送を行っております。

また、従前のスタジオはキララメッセにあって、市役所と1.5キロ離れて伝達におくれが生じたり、防音設備も十分な環境にありませんでしたが、26年11月、市役所別館3階への移転により、これらの課題が解消され、運用環境の改善が図られました。

しかしながら、FMたるみず社員への連絡から招集放送まで時間を要しますことから、夜間や休日時の連携に課題がありますので、情報発信方法の改善に努めたいと考えております。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。予算が伴う提案ですが、検討方よろしく願います。

最後ですが、今回の災害後、ボランティアセンターが開設され、多くの方々から復興支援をいただいたほか、サッカーJ3鹿児島ユナイテッドを初め多方面から募金活動等の支援をいただいたとお聞きしました。心から感謝申し上げたいと思います。

この支援を垂水市へのエールだと思い、災害を経験したからこそ、防災の先進的な取り組みが可能だと考えます。本市は、今後も台風や梅雨時期の豪雨、桜島の火山災害等のリスク管理を常に緊張感を持って進めていかなければなりません。今回の災害もハードとソフトの両面で未然に防止できたのではないかと考えられたケースがありました。

例えば、ハード面では、河川の土砂や草等の除去を適正に管理していくことで河川断面を確保し、スムーズな河川への排水や越水が防止できたのではと思える場所もありました。

また、ソフト面では、先ほど質問いたしました情報提供に関する事です。災害とは自然の猛威であって、人間の力ではどうにもなりません。

んが、少しでもその思いがあります。そこで今回の教訓を今後どのように生かしていくか伺います。

**○総務課長（中谷大潤）** 情報提供に関する事に関しましては、先ほど申し上げましたように、FMたるみずとの間において緊急放送を優先する協定を締結しておりますが、台風の進路や雨雲の急変により、夜間及び休日時での放送を必要とした場合、FMたるみず社員の招集から放送まで時間を要しますことから、夜間や休日の連携に課題を残し、これまでも情報発信におくれが生じておりました。

これまでの対応を踏まえ、FMたるみずと協議を行い、緊急割り込み放送時の機器操作を総務課職員が修得して、FMたるみず職員不在時の夜間や休日時の緊急放送発信に対応することにいたしました。既に一部の職員が機器操作を教わり、今後順次総務課全職員が修得して、来年の梅雨時期前までには万全の体制を整えてまいります。

以上でございます。

**○川越信男議員** 災害に勝つことはできませんが、対応すること、復旧することは非常に重要なことであります。復旧から安心な生活に戻っていくわけでありますので、よろしく願います。

次に、1回目でお聞きいたしました災害状況であります。今後の復旧に向けての計画を、土木、農林課長に伺います。

**○土木課長（宮迫章二）** 今後の災害復旧の計画について、土木課所管分につきましてお答えいたします。

まず、今回の台風16号による公共土木施設災害は、局地激甚災害の指定を受け、国庫補助率のかさ上げがされることになりましたので、御報告いたします。

これまで応急工事を実施した箇所や橋梁災害につきましては、国土交通省や九州整備局に赴

き、災害査定が円滑に執行され、また、迅速な復旧を行うため事前協議を行ったところがございます。

査定は、従事査定としまして、申請額2,000万円以下の災害を机上査定で、河川災害4件、道路災害14件、合計18件を13日から16日にかけて実施されているところがございます。

次は、11次査定としまして、19日から22日にかけて実施されますが、2,000万円以上の災害を11件申請しているところがございます。内訳は、橋梁災害1件、河川災害3件、道路災害7件となっております。崖崩れの災害対策は、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業としまして、今回、激甚災害の指定を受けて申請できることになりましたので、3地区を県砂防課のほうに申請しているところがございます。

今後、査定が終わり次第、実施設計への組みかえ作業を行い、工事発注となります。早期復旧を図るため、できるだけ早く発注したいと考えておりますが、執行計画を立て、年度内に完了できる工事、繰り越しをしなければならない工事、1年で完成が難しい箇所は、2カ年もしくは3カ年に分けて割り当てを受けるなど、国や県とも連携をとり、計画的に迅速に執行していきたいと考えております。

また、災害としましては、県で所管します砂防関係の災害関連事業での緊急砂防事業や緊急急傾斜事業も採択されておりますが、そのほかにも、二級河川の河川災害や県道の道路災害、海岸の海岸災害の復旧工事等もございますので、関連する箇所につきましては、県とも協議をしながら復旧していかねばならないと考えております。

以上でございます。

**○農林課長（森山博之）** それでは、川越議員の今後の復旧に向けて、農林課所管の計画についてお答えをいたします。

国庫補助災害の申請につきましては、12月19

日から22日までが最後の期間となっております。これまでに全ての申請を完了させるとともに、これまでに申請が認められました箇所につきまして、緊急性や被災規模などを考慮し、順次実施してまいりたいと考えております。特に、農地災害復旧につきましては、牛根、二川の松崎川周辺の寺崎地区や水之上の的場地区、井川地区など、被災規模が広範囲であった箇所並びに水田においては作付までに工事が完了できるよう配慮し、実施をしてまいりたいと考えております。

また、林道災害につきましては、全体で93カ所の被災を受けておりますが、路線の性質上、同時施工が困難な路線もありますことから、起点側もしくは終点側から順次実施をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。

おおむね査定は終わり、年明けに発注予定とのことで、そこで、指名委員長の副市長に伺います。

工事施工に当たり、現在、垂水市の業者数も規模もさまざまでございます。発注し、受注したが、なかなか着手できない現場や現場代理人がかけ持ちするなど、前回の災害復旧工事の際、問題が生じましたが、今回もそのような状況が予測されます。一定の業者だけが受注しないように配慮いただき、災害復旧工事の入札にかかわる指名等について、どのような取り扱いをされる予定であるのかお聞きします。

**○副市長（岩元 明）** 工事の指名につきまして、私のほうからお答え申し上げます。

今回の災害復旧工事の発注件数が多くなることから、市内の土木建設業者育成のためにも、各クラスの業者に均等に、公平に受注機会が与えられるように配慮されたいという趣旨の御質問だと思っております。

この災害復旧業務につきましては、先ほど土

木課長が答弁しましたように、現在のところ、災害査定中でございます。査定が終わりましたら、実施設計に組みかえ発注の運びになるようでございます。早急に効率よく復旧を図るため、執行計画を立てて発注していくことになります。

現段階では、これまでと同じ入札参加資格の格付区分による指名基準を基本に考えておりますが、設計状況を注視しながら、必要であれば、指名標準金額の上限、下限の枠を拡大できる運用規定がございますので、これらを指名委員会等で検討して、できるだけ市内業者の発注の便宜を図りたいと考えております。

**○川越信男議員** 何とぞ、早い復旧のための対策を講じていただきたいと思っております。

最後に、市長に伺います。

農地災害については、受益者、申請者等の負担が生じてくるわけですが、市としての対応はどのようなお考えなのか。激甚災害に指定されたわけですから、今こそ受益者、申請者等の負担分を少しでも市のほうで助成できないものか、市長のお考えはどうか。

**○市長（尾脇雅弥）** 川越議員の質問にお答えをいたします。

御指摘のとおり、農地は個人の資産でありますことから、暫定法の中では、通常補助率は50%と定められておまして、残りの50%は申請者において負担をしていただくこととなっております。しかしながら、今回の台風16号災害につきましては、御承知のとおり、激甚災害の適用を受け、また、補助率増高申請を行うことで、高い補助率が望めるものと考えております。地元代議士を初め、関係各位の御尽力に改めて感謝を申し上げたいと思っております。

議員御指摘のように、今回、多くの耕作者が被災を受け、復旧を希望される方々には、負担金を支払う旨の了解を得て申請をしていただいております。市といたしましても、このような甚大な被災状況を踏まえて、少しでも負担の軽

減を図るべく、検討を行いました。前例といたしまして、平成17年にも同規模の台風災害がございましたので、検証をいたしましたところ、今回同様、激甚災害の指定を受け、補助率増高申請を行い、94.8%の補助をいただき、残りの5.2%については、市と申請者で2分の1ずつ負担をすることと定めておりました。これはあくまでも推測ではありますけれども、今回の災害におきましても、ほぼ同様の補助率が得られるのではないかと考えております。市といたしましては、本災害の農地復旧にかかわります負担金につきましては、前回と同様の取り扱いを行い、被災者の負担軽減を図りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。市民の方々に少しでも補助をお願いしたいと思います。

次に、南の拠点整備事業についてでございますが、先ほどの答弁では、道の駅の拠点施設である地域振興施設の財源としては、厳しいとのことでした。

では、拠点施設の整備手法は、予定どおりPFIで整備するというのでしょうか。

**○企画政策課長（角野 毅）** 拠点施設の整備手法は、予定どおりPFIで整備を行うかという御質問にお答えをいたします。

PFI事業における事業費は、全て民間資金とする必要はなく、公共事業でありますことから、国の補助金でありますとか、交付金、起債なども充当することができます。これらの財源を活用すれば、VFM——バリュー・フォー・マネーに有利な影響を与えることから、活用できる財源はないか、検討をしているところでございます。

VFM——バリュー・フォー・マネーとは、PFIにおける最も重要な概念の一つでございます。従来、従来の整備方法とPFI方式を比較し

て、どれだけ総事業費を削減できるかを示す割合のことです。

そこで、現在委託中のPFI可能性調査ですが、地方創生拠点整備交付金制度の取り扱いを初め、財源の検討をする必要が生じたことから、また、これに伴い、アドバイザー事業業務の工程も見直しをいたしましたことから、工期の延長を行ったところでございます。

PFI事業を導入するかどうかにつきましては、現在、新年度予算の編成時期でございますので、拠点整備の財源確保の調整と合わせまして、新年度予算としてお示ししたいと考えております。

**○川越信男議員** ありがとうございます。

拠点交付金を活用する施設、現在、マリンスポーツ振興のための施設を検討しているということですが、具体的なプランがあるのか伺います。

**○企画政策課長（角野 毅）** マリンスポーツ施設の具体的なプランはとの御質問でございます。

南の拠点整備エリアは、景観にすぐれた海岸に隣接しており、基本構想の中でも、この海岸を有効活用することといたしております。この海岸活用に当たっては、交流人口の拡大のためにも、夏場の海水浴場という一定期間だけではなく、1年を通して利活用をすることが必要と考えており、そのため、マリンスポーツを切り口に、鹿屋体育大学の知見を生かせないか、調整しているところでございます。

具体的なプランでございますが、鹿屋体育大学の教員や学生が参加した委員会を立ち上げ、マリンスポーツを活用した収益性のあるビジネスモデルの構築、また、施設要件を検討していただくことを想定しているところでございます。

なお、地方創生拠点整備交付金は、現在申請手続中で、1月下旬には結果が出るものと思われれます。認定をいただければ、国の平成28年度補正予算対応となりますので、3月議会に予算

案をお示ししたいと考えているところでございます。

**○川越信男議員** さまざまな機関との連携を進めていただきたいと思います。

次に、公社での土地の取得についてお聞きいたします。

市が取得するのではなく、公社が行うほうがメリットがあるということなんでしょうか。伺います。

**○企画政策課長（角野 毅）** 用地取得を公社が行うメリットということですが、この南の拠点整備事業は、国や市だけではなく、民間も巻き込んだ官民連携で行われます。市が用地取得をする場合は、垂水市財産規則に基づき、行政財産として用地取得するために、使用用途も公共事業に限られますことから、今回のような開発計画に柔軟に対応できない上に、単年度財政負担が非常に大きいというデメリットを確認いたしました。

一方で、土地開発公社による用地取得でございますが、南の拠点整備事業という公共事業に要する土地を公拡法に基づき、市から土地開発公社に代行取得を依頼する形となります。公拡法で定められている土地開発公社の事業は、用地取得や造成、売却だけではなく、賃貸事業も行うことができることから、今回のような民間開発に対して、機動的で柔軟な対応が可能となり、また、垂水市への財政負担が抑制されるというメリットが確認できました。

以上のように、土地開発公社で土地取得を行ったほうが有利であると判断し、経営会議に付議し、決定をいただいたところでございます。

**○川越信男議員** 南の拠点整備事業の状況、用地取得の状況、ともに理解しました。

最後、要望です。南の拠点整備事業は、垂水市の発展のためにも必要な事業であります。しかしながら、事業に対して地域住民、特に地権者の不安もございます。しかしながら、こうい

った不安を取り除くためにも、できるだけ早く用地取得の手続に入ることが必要ではないかと思えます。また、最近、地元住民から「足湯はないの」、「足湯があればいいのに」という声が多く聞かれるようになってきました。ぜひとも早急な対応をお願いいたしまして、次に入ります。

最後ですが、各課からの予算であります、その内容の中に新規の事業が目にとまりましたか。当然、要求と一緒に、市民のための目にとまる事業について心躍るものがあると思えますが、財政課長、どうでしたか。伺います。

**○財政課長（野妻正美）** 各課からの新規事業についての御質問にお答えいたします。

現在、新年度予算につきましては、各課からの要求をもとに、各課のヒアリングを実施しているところでございます。12月中にヒアリングを終了し、歳入額と歳出額を考慮した上で実施する事業につきましては、年が明けてからになります。財政課査定、市長査定を経て、決定いたします。そのため、現時点では、新規事業として確定しているものはございません。

以上でございます。

**○川越信男議員** 明けて3月議会のときには、予算は確定しているわけですから、今回質問させていただきました。各課から上がってきた予算は、当然、オーバーしているわけですが、こういう災害のときでございます。査定をなるべく少なくし、課長さん方の笑顔を見たいものです。査定の考えはどうか、見解をお聞きいたします。

**○財政課長（野妻正美）** 査定の考え方についての御質問にお答えします。

査定の考え方でございますが、市長の政策、各種計画に基づく事業、緊急を要する事業などを優先的に検討いたします。その際、歳入見込みの範囲内で重要性が高い事業を査定いたしますが、事業内容によっては、実施せざるを得な

いものもありますので、各事業間の調整や実施時期の再検討などを行い、さらに該当する起債がないかを検討し、少しでも交付税措置のある有利な起債を利用し、後年への負担軽減を図ります。それでも歳出額が多い場合は、財政調整基金からの繰入金により収支の均衡を図り、予算編成をする予定でございます。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございました。各課の課長さん方は、予算のヒアリングを行っていると思いますが、質問をし、お願いいたしましたので、ぜひ市民のために予算確保で頑張ってください。

市長、市報にも、「市民の皆様のニーズを捉えたソフト事業等に財源を充ててまいりたいと思います」と、「ピンチをチャンスに、まちづくりをさらに進めてまいりたい」と書いてあります。市民は、災害等で大変な思いをされておられますが、ぜひ思い切った市民のための予算査定を強くお願いいたします。要望です。

これで、今年度最後の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（池之上誠）** ここで暫時休憩いたします。次は10時45分から再開いたします。

午前10時36分休憩

午前10時45分開議

**○議長（池之上誠）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、堀内貴志議員の質問を許可いたします。

[堀内貴志議員登壇]

**○堀内貴志議員** おはようございます。本日2番手で登壇しました、垂水の実りを生む風の堀内貴志でございます。きょうの質問は、私にとって2期6年目、23回目の一般質問になりますが、関係各課の皆様におかれましては、本日も積極的な御答弁をよろしくお願いいたします。

さて、2016年も残り18日間となりました。こ

としては、熊本地震やリオデジャネイロオリンピック、アメリカ大統領選のトランプ氏勝利など、この1年も記憶に残る出来事が続きました。我が垂水においては、やはり台風16号の被害が一番記憶に残る出来事の一つだったのではないのでしょうか。9月20日未明に南大隅町付近に上陸した台風は、急激に雨風を強めて、数時間に猛烈な雨量を観測し、市内全域に深い爪跡を残しました。この場をお借りして、被害に遭われた方々には、心からお見舞い申し上げます。

市内を見渡しますと、まだまだ復旧されていない箇所があり、今議会の議案には、台風16号の災害復旧に関する予算も多く提出をされております。一刻も早く復興が進み、不便のない日常が回復できますように御配慮していただきたいということをお願いしまして、質問に入らせていただきます。

まず、大きな1つ目は、垂水市の地域医療のあり方についてお尋ねします。

ことしの6月14日の議会のこの場において、垂水徳洲会の年度内閉院の問題が表面化し、市民の知るところとなり、6月24日には、議員において、垂水徳洲会病院存続のための議員連盟が結成しました。

8月1日には、市民主導による垂水徳洲会病院を存続させる会が発足して、病院の存続を求める署名運動を中心とする活動が始まり、わずか1カ月間に1万2,381名の署名を集めることができ、市民や病院利用者の関心度の高さや存続を求める声が多いことが浮き彫りになりました。

9月30日には、存続させる会メンバーが徳洲会東京本部に赴き、1万2,381名の署名と嘆願書を提出し、垂水徳洲会病院の存続を強く要請したところでありましたが、これに対して、徳洲会東京本部は、11月4日に開催された社会医療法人鹿児島愛心会の理事会において、29年3月末日をもって閉院し、医療・介護の全ての業

務を鹿屋市にある大隅鹿屋病院へ機能移転することを決定、同月8日に、徳洲会東京本部の幹部が垂水市を訪れ、市長に伝達されました。

これまで行政や議会、そして市民主導の垂水徳洲会病院を存続させる会が存続に向けてさまざまな活動を展開してきましたが、残念ながら、市民の期待に沿うことができない非常に残念な結果になりました。議員の1人として、また、垂水徳洲会病院を存続させる会のメンバーであった1人としても、このような結果になったことに対して大変悔しく、また、申しわけない気持ちでいっぱいであります。

垂水市から入院施設のある病院が1つなくなることは、非常に残念でありませんが、現実を受けとめて、この機会に改めて今後の垂水の地域医療のあり方について検討しなければならないのではないかと考えています。

垂水徳洲会病院は、来年の3月末をもって、医療や介護サービスの全ての事業を閉鎖するということが確実にされたわけですが、閉鎖後はさまざまな影響が生じることは明らかだと思います。まずは、この垂水徳洲会病院の閉院に伴う問題点と今後の課題について伺います。

垂水徳洲会病院においては、入院病床78床、垂水市全体の約35%を占めており、そのうち療養病棟に限っては53床、全体の約60%を占めています。この入院施設がなくなると、患者やその家族にとっては、市内での入院施設の確保が困難になり、精神的、肉体的、そして時間的、経済的にも大きな負担をかけることになることが予想されます。現在、垂水徳洲会病院に入院されている方は、おおむね高齢者の方とお聞きしていますが、患者本人や家族の負担の軽減も考えなければなりません。また、外来患者の方も、それまでかかっていた病院がなくなることで大変心配されていると思います。徳洲会病院側は、希望する入院患者は大隅鹿屋病院へ転院させる、外来者用の送迎バスの運行も実施する

と聞いていますが、利用者の負担を考えると、市内の医療機関へ入院・通院することが最善策であると考えます。閉院後の入院先や受診先をどのように考えているのかお聞きします。

小さな2つ目は、垂水徳洲会病院がこれまで実施していた訪問看護等の介護サービスの提供など、今後の対応についてどのように考えているのかお聞きします。

垂水徳洲会病院の介護事業の閉鎖は、在宅で介護サービスを受けていた高齢者にとっては、喫緊の問題だと思います。介護事業が閉鎖されることにより影響を受ける高齢者の方々は何人いらっしゃるのか、また、それらの方々の対応はどのようにされるつもりかお聞きします。

3つ目は、現在、垂水徳洲会病院に勤務されている職員の雇用についてお聞きします。

現在、垂水徳洲会病院には、約93名の方が在職し、このたび転職を余儀なくされます。徳洲会病院側は、系列の病院への転職を希望する職員には、鹿屋市もしくは鹿児島市の病院への転職をできるだけ配慮すると話しています。

しかし、垂水市での転職を希望する職員には、院内に個別相談所を設置して対応すると話されていますが、具体的な転職先は示されていません。垂水市として、本市に残ることを希望する職員の雇用の確保について、市内の医療機関や介護サービス事業所で雇用される可能性を含めて支援はできないのかお聞きします。

大きな2つ目は、垂水市に存在する貴重な史跡に関する資料の保存と散逸防止についてお尋ねします。

このテーマについては、平成23年、第4回の12月議会の一般質問の中で、垂水市の活性化対策について質問をした折に、小さな項目として尋ねた経緯があります。平成23年といいますと、林之城築城400年記念事業を終えたばかりのときでした。このときに、改めて垂水市に存在する数々の貴重な史跡、資料を目にして、保存方

法と散逸防止に対して危機感を抱いたことから、質問のテーマに上げさせてもらった記憶があります。

垂水市に存在する多くの資料は、そのほとんどを個人で所有しており、その所有者も高齢者の方が大半です。現在、所有されていた方々は、その価値を十分に認識されて、先祖代々引き継がれて大事にされてきたものだから、現在も存在しているものだと思っています。これまで引き継がれてきた貴重な資料について、今後さらに100年、200年、数百年と後世に伝えなければならないと思っています。そうすると、どうしても保存の方法が問題になってくる。普通に保存するだけでも自然劣化があります。少しでも自然劣化を防ぐことが重要になってくると思います。

また、今の所有者が第三者に転売したり、また、贈与して市外に送出することも考えられます。垂水市に存在する貴重な資料について、私たちに課せられたことは、少しでも劣化と散逸を防止するための対策を考えることが課題の一つになってくるものと思います。

今議会には、垂水市文化財保護審議会会長中島信夫氏を初め、垂水市の郷土歴史の研究会や垂水市観光協会観光部など、6団体から歴史文化資料館建設を求める嘆願書も提出されています。この団体の方々は、垂水市の歴史を探索・研究し、資料を発掘して調査して、できるだけ自然のまま後世に伝えることを望んでおり、そのためにはどうしても歴史文化資料館が必要だと訴え続けています。

そこでまず、本市に存在する貴重な遺品や資料についてどこまで把握しているのか、これまでの歴史文化資料館の建設に対する訴えと取り組みについてお聞きします。

大きな3つ目は、高齢者の交通事故防止についてお尋ねします。

全国的に高齢ドライバーによる事故が相次い

でいます。運転能力や判断力の低下、さらには認知症などが原因と言われますが、免許返納は浸透せず、繰り返される悲劇を防ぐ有効な打開策は見出せていません。

このように高齢ドライバーによる加害事故が日々報道される中、11月15日に総理官邸で開かれた閣僚会議で、安倍総理が石井国土交通大臣、加藤一億総活躍担当大臣らと交えて、事故の未然防止に向けた対策について協議したそうです。安倍総理は、来年3月に施行予定している認知症対策を強化した改正道路交通法の円滑な施行に万全を期すとともに、自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段の確保など、社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備に着実に進めていくとしています。

まずは、本市の高齢者の交通事故の実態について伺います。

高齢者による交通事故が多発する中で、被害者になることも防止しなければならないし、ましてや、被疑者や大事故となる交通事故の防止にも、警察任せの対策だけでなく、自治体や企業の支援も必要になってくるのではないかと思います。

先日、垂水市において運転免許証を自主返納された高齢者ドライバーの方と話す機会がありました。その方は、「この年になって交通事故の被害者になりたくないし、被疑者にもなりたくないから、免許証を返納した」と話されました。私が「返納してどうですか」と尋ねると、「事故を起こす機会は少なくなったが、やはり交通手段の関係で不便を感じている」と話されていました。免許証を返納することによって真っ先に困るのは、やはり交通手段です。特に垂水市の場合は、公共の交通手段が極めて乏しい現状がありますから、自主返納を考えると、相当の心構えが必要になってくるのではないかと思います。

本市では、運転免許証を自主返納された方に、

どのような支援策をとっているのかお聞きいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○保健課長（鹿屋 勉）** 堀内議員の垂水徳洲会病院の閉院に伴う問題点と課題についての御質問にお答えいたします。

課題といたしましては、議員御指摘のとおり、やはり徳洲会病院を利用されていた方々の今後をどうするかでございます。

まずは、垂水徳洲会病院の入院及び通院患者の皆さんの今後でございますが、社会医療法人鹿児島愛心会は、垂水徳洲会閉鎖の報告の際、入院患者につきましては、患者の意向を最大限尊重した上で、大隅鹿屋病院での受け入れと市内医療機関への紹介等を行い、通院の患者については、送迎バスの運行も検討すると約束しておられます。

しかしながら、市外の医療機関受診及び入院は、大変な負担を伴うものでございますので、今後は市内の医療機関に担っていただくところがやはり大きくなるものと認識しております。実際、既に垂水徳洲会病院から垂水中央病院へ、現状報告とあわせて入院患者の受け入れに関する相談もあったと聞いております。受け入れの対応につきましては、市のほうからも、市内に開業されている肝属郡医師会の先生方及び垂水中央病院の先生方に御協力をお願いしてまいります。

次に、垂水徳洲会病院が実施してきた介護保険事業についてでございますが、垂水徳洲会病院はこれまで、介護サービスを受ける際の計画策定を行う居宅介護支援事業、医療施設で食事・入浴などの日常生活支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行う通所リハビリテーション、看護師が居宅を訪問して療養上のお世話や療養の補助を行う訪問看護、ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・食事などの身体介護や調理・洗濯などの生活援助を行

う訪問介護のサービスを事業展開しておりました。これらのサービスを利用されている利用者数は、平成28年8月分のサービス実績から申し上げますと、居宅介護支援事業54名、通所リハビリテーション49名、訪問看護21名、訪問介護28名でございまして、合わせると73名の方が利用されております。介護事業者が事業廃止をする場合、他事行所への引き継ぎや介護支援専門員との連絡調整など、利用者の方々が継続的なサービスを受けられるよう便宜を図ることが義務づけられております。垂水徳洲会病院では、利用者の意向をもとに、利用されている皆様が円滑にサービス移行できるよう、2月末を一応のめどに、各事業所間で調整中であると報告を受けております。

ただ、訪問介護サービス事業につきましては、今まで垂水徳洲会病院を含め、市内3事業所を中心に展開をしてきており、今回の閉鎖により、今後は2事業所での事業展開となることから、垂水徳洲会病院利用者の引き継ぎはもとより、新規の訪問介護サービスの利用ができない状況の発生が懸念されましたことから、市としても、円滑なサービス移行のため、できるだけサポートしたいと考えまして、去る11月28日に、居宅介護サービス等の受け入れについて、市内介護サービス事業者の方々を集めて意見交換会を開催したところでございます。当日は、約40名の参加があり、垂水徳洲会病院の現在の状況、市内事業者における受け入れ可能人数等について意見が交わされました。本市からは、改めて利用者の方々の円滑なサービス移行のため、市内の事業者の方々へ、受け入れ等要請を行いました。

介護従事者不足により、新たな利用者の受け入れがなかなか難しい状況であるとのことでしたが、訪問介護事業を除くサービス事業については、市内の他の事業所への引き継ぎやケアプランの見直し等による他のサービスへ

の転換により、ある程度見通しがつきそうな感触を得ております。

しかしながら、訪問介護事業におきましては、受け入れが難しい状況であることを改めて確認いたしました。そのため、近隣市であります鹿屋市、霧島市の担当課及び県に、事前確認の上、12月1日付で、垂水市の訪問介護サービスの受け入れについて、鹿屋市、霧島市の訪問介護事業所に対して協力依頼文書を送付したところでございます。今後も、市内の事業所と連絡を密にしながら、垂水徳洲会病院を利用されている皆様の円滑なサービス移行とその他本市の介護保険サービスを利用される方のサービス提供体制づくりに取り組んでまいります。

垂水市内の既存の訪問介護事業所においても、介護従事者不足により、新たな利用者の受け入れが難しい状況であり、その対応が課題となっております。また、現在、医療入院されている方の動向次第では、新たに介護保険サービス提供対象となる方が発生し、その受け皿としての対応が課題となっております。

続きまして、垂水徳洲会病院の職員の雇用確保、本市に残ることを希望する職員の雇用に係る支援についてでございますが、現在、垂水徳洲会病院においては、職員の面接中であり、迷っている職員もおられるとのことでございます。職員の皆様においては、御自身の家庭状況もあることから、給与水準や勤務条件等で迷われておられる状況も理解できることから、なかなか難しい問題であると思われまます。

本市内の他の事業所としましては、先ほど述べた意見交換会の場においても話題となっておりますが、医療、介護従事者の人材不足もあり、市内での勤務を希望される方については、既存事業所より、「雇用を検討したい」、「情報提供をしていただきたい」などの意見も出ておりました。本市としましても、できるだけ多くの方が垂水市内で引き続き勤務していただ

ることがサービス事業展開的にも、税収と雇用問題的にも重要でございますので、既存の医療、介護事業所へは積極的に雇用していただけるよう以前から依頼はしておりますが、今後も引き続き依頼を継続するなど、雇用確保について支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○社会教育課長（野嶋正人）** それでは、堀内議員の質問にお答えいたします。

まず、1番目の本市に存在する貴重な遺品や資料についてどこまで把握してるかについてでございますが、教育委員会としましては、県指定文化財が勝軍地蔵ほか2件、市指定文化財が垂水島津家墓地などの史跡や中浜地蔵やおろごめなどの有形文化財及び無形民俗文化財を含めて計26件、その他54件の文化財と森田遺跡や柗原貝塚など7カ所の埋蔵文化財を把握しております。

次に、2番目のこれまでの歴史民俗資料館の建設に対する訴えと取り組み状況についてでございますが、歴史民俗資料館の建設につきましては、これまでの経緯について改めて御説明いたしますと、平成9年12月議会で、その陳情が採択されております。また、平成23年12月議会において、堀内議員の質問に対しまして、当時の社会教育課長は、用地購入費や施設建築に係る諸費用、施設の維持管理費や人件費を考慮する際、現在の本市の財政状況を鑑みるときに、容易に建設できていないのが実情であること、また、第4次総合計画の実施計画の中には入れ込んでありますが、実現のめどが立っていないのが実情であること、さらに、歴史民俗資料館の必要性は十分に認識しており、将来的に必ず取り組まなければならない重要課題の一つであると答弁しています。

次に、取り組み状況についてでございますが、資料館について情報収集を含め、調査・研究を行いつつも、資料館のないこの状況の中で、資

料館自体の持つ機能を補完し、広く市民に文化財保護の重要性を認識していただくために、教育委員会としては、今、さまざまな事業を展開しているところでございます。まず、展示の分野では、地区公民館や文化会館における展示、毎年、小・中学生を対象に各学校を巡回します移動考古展のほか、市広報紙やホームページでの情報発信に努めております。また、本年度は新たに、11月の文化財保護強調週間に合わせて初めて開催いたしました市立図書館の図書館フェスティバルの際に、埋蔵文化財だけでなく、垂水島津家の遺品や近世文学、和田英作画伯遺品等、貴重な文化財の展示を行い、多くの子供たちや市民の皆さんにごらんいただいたところでございます。今後とも、垂水市民に文化財保護思想の普及に努めるとともに、ふるさとのよさを再発見し、ふるさと垂水を愛し、誇りにする子供の育成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○総務課長（中谷大潤）** それでは、まず、本市の高齢者に関する交通事故の実態についてお答えいたします。

平成27年中の交通事故において高齢者がかかわるのは、発生件数83件のうち40件、死亡者は5名中3名、負傷者は114名中32名で、件数で半数近く、死者で6割を占めております。ちなみに、28年10月末現在では、発生件数は47件中20件、死亡者1名中1名、負傷者59名中15名でありまして、件数で4割強となっております。27年中の5件の交通死亡事故に関し、65歳以上の高齢者が加害者となったケースは1件あり、死亡者3名については、道路横断中に2名、直線道路歩行中に1名が走行中の車にはねられて死亡されています。本年は、今のところ1件交通死亡事故が発生していますが、これも高齢者が直線道路を自転車で走行中、車にはねられ死亡されています。発生時間帯は、日の入りから

日の出までの夜間に集中しており、いずれも夜光反射材を着用していませんでした。今後、高齢社会の進展に伴い、高齢者が交通事故発生に占める割合はさらに増加することが懸念され、高齢者に対する交通安全対策は喫緊の課題であると強く認識しております。

次に、本市における運転免許証自主返納者に対する支援策につきましては、商工会の商品券5,000円分を交付しています。また、市木、大野、水之上地区と中央地区を結ぶ乗り合いタクシーの乗車時に、警察署が発行する運転免許自主返納カードを提示すれば、100円の割引制度が受けられます。その他、カードがあれば、県内外の居住に関係なく、JR九州バス、南国交通バス、鹿児島市営バス・電車の料金が半額になります。県内400近い宿泊施設では、本人と同伴する家族の宿泊料を1割引きする宿泊メリット制度もあります。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** それでは、まず、垂水地域医療のあり方について、2回目の質問からしていきます。

徳洲会閉院するというところで、問題点はたくさんある。まず、外来患者、これについては、徳洲会側は送迎バスを出すというふうに言っておられるけれども、課長もおっしゃられたように、大変やっぱり距離的にも時間的にも負担はかかることは間違いない。だから、できれば、市内の業者、市内の病院で受け入れる体制を整えなければいけないんですが、市内での外来受け入れの状況は可能ということで、さっきの話、答弁ではいいのかな。それをちょっと確認したいということと、あと、訪問看護、訪問介護、リハビリ、特に訪問介護以外は、ケアプランの見直しやサービスの転換により、ある程度見通しがついたと。問題は2つですね。入院患者、まず入院患者について、あくまで病院を選ぶのは患者さん本人ですけれども、先ほどから言いま

すように、大隅鹿屋病院で入院するということになる、時間的、場所的、精神的にも負担がかかる。できれば垂水の病院に入院していただきたいですが、受け入れの体制、ベッド数を含めて、垂水で確保できる見通しがあるのかないのか、できるのかどうか。それと、介護事業、介護事業ですね。介護事業については、3事業所が2事業所になったということです。これについて、近隣の市町村に応援、ヘルプを求めているということですが、例えば、新たに介護事業所はできないのか。例えば、意欲ある人が介護事業所をつくるということになったときに、すぐできるのかどうか。この3点だけ、まず確認いたします。

**○保健課長（鹿屋 勉）** まず、市内外来患者の受け入れでございますが、これは可能と考えております。

次に、入院患者の件でございました。ベッド数が確保できるのかといった御質問だったと理解しておりますが、ベッド数にいたしましては、3月末で徳洲会病院が閉院ということになりますと、垂水中央病院が126床、あと相良整形外科が19床、この2つの医療機関のみとなります。先ほども申しましたように、ただいま垂水徳洲会病院では、現在入院中の患者様の意向を聞きながら、4月以降をどうされるかというのは検討されているところでございます。現在のところ、先ほど申し上げたベッド数を早急に増床するということは難しい問題でございますので、そういった状況を踏まえながら、垂水中央病院もしくは相良整形外科のほうにお願いをしたいというふうに考えております。

あと、訪問介護サービス、現在3事業者やっております。徳洲会病院が撤退すると2事業所の運営になるということで、先ほど申し上げました市外の業者様にも協力をお願いしているところでございます。

あと、市内で新たに参入する事業者の件につ

きましては、もしそういった希望があれば適正に対処をして、参入は可能であるといったことをお答えしておきたいと思います。

以上です。

**○堀内貴志議員** この件についてでもう数点。あと雇用、これは約束してほしいんです。今、答弁の中で、もう約束されました。垂水中央病院、介護事業者も含めて職員を受け入れる準備はあるということですので、これは引き続き、垂水市でできるだけ就職できる範囲、職場を選ぶのは御本人様ですので、できるだけ配慮をしていただきたいということを、これは強く要望しておきます。

あと、もう一つ気になるところが、徳洲会病院、救急搬送の受け入れ数もかなりあったと思うんです。救急搬送の受け入れの対応、垂水だと中央病院になるのかな、今度は、この1病院でしきれぬのかどうか、これについて検討しているのか、ちょっとお聞きいたします。

**○保健課長（鹿屋 勉）** 緊急搬送の受け入れにつきましては、現在も垂水中央病院で受けているところでございます。ただ、垂水徳洲会病院に担っていただいていた分、この辺の負担がふえると思われまので、その辺も垂水中央病院のほうにお願いしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** そうすると、緊急体制、救急医療の関係についても、中央病院に負担が来るということです。これはしっかりと精査した上で、命にかかわることですから、対応をしていただきたいと思います。

それで、今度は中央病院のことについてお聞きします。

垂水徳洲会病院が閉院となりますと、市内の中核医療機関としては、やはりその役割を担っているのは、公立病院でもある、公立病院的立場でもある中央病院になってくると思います。

その重要性は極めてこれまで以上に責任と役割は大きくなってくるものと思います。市内の核となる医療機関として、今後、市民及び周辺住民が安心して暮らせる環境づくりに向けた体制、そしてまた、市民の健康増進と福祉の増進のための施策が今後必要になってきます。

まず、ここで聞きたいのは、中央病院からお聞きしますが、これまでの中央病院の役割をどのように検証されているのか、そして、中央病院が向かうべき医療の方向性をどのように考えているのかお聞きいたします。

**○保健課長（鹿屋 勉）** 堀内議員の垂水中央病院のこれまでの役割、加えてこれからの役割もそうですけれども、含めて目指す方向性についてということであったと思いますが、それと合わせて、今後、市としてもどのように取り組むかといったことについてお答えいたします。

まず、医療・介護に関して、国の方策を簡単に御説明申し上げます。9月議会でも申し上げましたが、厚生労働省は、将来の社会保障制度の破綻を防ぐために、医療費及び介護保険関係費用の削減を進めています。これは、昭和22年から24年までに産まれた団塊の世代と呼ばれる方々が後期高齢者になる2025年問題を起因とするもので、社会保障制度の負担が大幅にふえ、社会保障財政のバランスが大きく崩れるであろうというところに端を発しており、医療診療報酬の引き下げや介護報酬の引き下げ等により、医療機関、介護保険サービス事業所の経営はますます厳しくなっております。

垂水徳洲会病院閉鎖の件につきましても、徳洲会本部が申される撤退理由は、第一に、徳洲会グループ内の医師不足と現状の垂水徳洲会病院の施設の老朽化でございますが、この医療改革の方針と本年度県が策定する地域医療構想における病床機能と病床数の規制への対応も含んでいるところでございます。

垂水中央病院の今後の方向性でございますが、

垂水中央病院は、垂水市の最上位の行政推進計画である第4次総合計画におきまして、地域の中核病院として位置づけているところであり、その機能の充実を図るため、肝属郡医師会及び鹿児島大学医学部との協力と連携をさらに強固なものにしていかなければなりません。

現在、垂水中央病院の経営体制強化のため、次期指定管理協定の協定内容の見直しと新公立病院改革プランの策定に向けて取り組んでいるところでございます。次期指定管理協定の見直しにつきましては、市として、垂水中央病院の経営に関することで、現状の経営状況の検証と今後必要となるであろう市の取り組みに関する事項について、垂水中央病院の将来ビジョンについてもあわせて協議しております。

新公立病院改革プランについては、公立病院と民間病院の適切な役割分担のもと、地域において必要な医療提供体制の確保と公立病院の安定した経営のもとで、僻地医療、不採算医療や高度先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担えるようにするために、本年度中の策定を求められているものでございます。本プランにあっては、4つの柱を設けるよう、国のガイドラインにより求められており、1つは、県が策定する地域医療構想を踏まえた公立病院の役割の明確化、2つ目が経営の効率化、3つ目が再編ネットワーク化、最後に、経営形態の見直しでございます。以前から申し上げておりますとおり、国は、2025年問題に対する施策の一環として、入院ベッド数の適正化と在宅医療の体制強化を推進しており、都市部においてはベッド数が不足し、逆に、地方においては余剰なベッドがあるとして、整備と整理が必要としております。

鹿児島県が公表した地域医療構想に関する資料によりますと、2025年における病床の必要数は、現在の稼働病床数と比べ、県全体で6,800床ほど、本市の医療圏域である肝属保健医療圏

にあっても、700床ほどの病床が余剰であるとされております。

地域内における調整となりますと、公立病院を先んじて調整の対象とすることが考えられますが、本市としましては、垂水徳洲会病院が閉院となるなど、それこそ地域医療体制の危機の状況でございますので、垂水中央病院の現状の病床数が堅持できるよう、粘り強く検討・協議してまいりたいと考えております。

医療機関が減少する本市にあつて、垂水中央病院は、地域の中核的医療機関として、また、医療・介護・福祉の連携の中心となる施設であり、垂水市の地域包括ケアシステムの根幹でございますので、さらに機能の充実と体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** 今、ちょっと気になったのは、2025年、県全体で6,800床、肝属保健医療圏で700床の病床が余剰になって、減らされる可能性があるよということです。垂水市からこれ以上ベッド数を減らすわけにいきません。そこはしっかり踏ん張っていただきたいということをお願いしておきます。

そして、中央病院ですね。中央病院がまた撤退っていうことになると、間違いなく垂水市の医療体制の弱体化になることにつながります。そこはやっぱりしっかりと、市長も含めて、医師会、大学病院との協力体制を確立して、しかるべくいい方向に進めていただきたいと思います。

これは市長を含めて、1点要望をしておきます。今後は、垂水中央病院が中心となった医療体制になってくるとは思いますけれども、今、市民の声を聞きますと、当然、満足している話も聞いておりますが、不満だという声も聞こえてくる。特に、不満を抱いている方々の声を精査、調査、研究して、改善できるのであれば、行政としてしっかりと取り組んで、そして、改

善してほしいというふうに思います。これは要望にしておきます。

テーマ、先ほど申しましたとおり、次は健康増進ですね。医療は、中央病院を中心とした医療体制を組む。あとは、そもそも健康で元気な人を育てなければならない。ことしの施政方針の中でも、市長は、安心・安全で、住んでよかったまちづくりに取り組んでまいりたいというふうに言われてる。当然、この中には、安心・安全で、住んでよいまちづくりの中には、垂水市の医療体制の整備もそうですが、病気をしない健康で長生きできる体制づくりも大切な一つになってくると思います。垂水徳洲会病院が閉院するこの機会に、ぜひともこのことも考えなければならないと思っていますが、地域医療のあり方を検討するにおいて、健康で長生きする体制づくり、これは切り離せない項目の一つになります。国保関係でも、医療費の増加によって、毎年、一般予算からの繰り入れもしている状況も見られます。そうすると、病気になる前の予防対策も大変重要になってくると思いますが、医療費の状況、医療費の適正化と健康づくりについてどのような見解を持っておられるのかお聞きいたします。

○市民課長（川畑千歳） 医療費の適正化と健康づくりについての質問にお答えいたします。

平成27年度の垂水市国民健康保険の医療費総額は21億1,307万円で、ピークの平成22年度以降、被保険者の減に伴い、緩やかに減少しております。一方、1人当たりの医療費は、ほぼ一貫して右肩上がりの状況が続いており、平成27年度は前年度より2万1,000円増の45万8,965円で、県内では9番目に高い高医療団体となっております。

最近の本市の医療費の特徴としては、これまで県平均を大きく上回っていた入院医療費が低下傾向となっているものの、かわりに外来と調剤に係る医療費が上がる構造に変化をしております。

ます。

また、疾病分類別の医療費の状況では、特に、がん、糖尿病、精神に係る医療費の割合が県平均より高い傾向があります。

そこで、本市の医療費適正化の取り組みとして、特定健康診査事業の受診率向上対策、ジェネリック医薬品の利用促進対策などを実施しております。特に、医療費の大きな部分を占める生活習慣病対策として実施している特定健康診査事業の実施状況につきましては、平成27年度の受診率が前年度より4ポイント増の49.9%、特定保健指導の終了者の割合が前年度より7.2ポイント減の31.4%でございました。受診率を上げる対策としましては、平成26年度より、はがき・電話による積極的な勧奨を行っております。また、平成27年度から、医療機関での個別診療終了後、脱漏者を対象にしたがん検診等々の複合集団健診も実施し、受診機会の拡大による受診率向上に努めております。

今後の医療費適正化対策についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、特定健康診査の受診率は、ある程度実績が上がっておりますが、第2期垂水市特定健康診査等実施計画の最終目標である60%には達していないため、今後も受診率向上に努めてまいります。

特定保健指導については、保健課が担当しておりますので、保健課との連携を強化し、保健指導の実施率向上を図っていきます。また、特定保健指導対象者以外で指導が必要な方には、毎月、市民館で健康報告会を開催し、国保係で雇用している嘱託保健師と看護師等が病院受診の勧奨や栄養指導などの個別保健指導を行っております。

今後は、国が進める糖尿病性腎症重症化予防プログラムを参考に、健診データ等に基づいた糖尿病などの生活習慣病重症化予防対策を郡医師会等とも連携して進めていきたいと考えております。

以上です。

○保健課長（鹿屋 勉） ただいま市民課長のほうから、国保における健康づくりの施策について答弁があったところでございますが、私のほうからは、市全体の健康づくり対策、病気になる前の予防対策について申し上げたいと思います。

はっきり申し上げて、このままの状況でいきますと、やはり入院ベッドが不足するおそれがございます。これからは、予防医療が主流になるとの医療関係者の見解がございますことから、市もこの方針に沿った形で、市民の健康づくり事業をより一層推進していく必要がございます。

本市においては、健康づくり施策として、第2次健康たるみず21を策定し、ライフステージに応じた施策を既に展開しております。がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病は、乳幼児期からの生活習慣がもとになると言われております。今の子供たちの将来、20年、30年後を見据えた乳幼児期における健診や教室の場で、生活習慣の確立を図っております。

また、青壮年期においては、各種検診の受診率や健康意識の向上を目的に、参加しやすい時間帯である休日や夜に、寝たきりの予防となるロコモティブシンドロームやサルコペニア予防など、健康づくりや運動の教室を開催し、食生活改善推進員など、食や健康づくりのボランティア養成・育成を行っております。

高齢期におきましては、介護予防を中心とした教室や地域での住民主体の通いの場として、いきいき元気会や高齢者のサロンを行っております。

しかし、現状としましては、本市のがん検診等の受診率は県内でも低い順位であり、過去におきまして、未受診者調査を実施したところ、「忙しい」、「どうもない」、「どうかあったら病院に行く」と、予防よりも医療への依存が高い傾向が見られ、病気に対する知識は十分あ

るものの、自分のこととして考えられないようで、行動変容に至るまで苦慮しております。これからは、このような問題点の改善に力を入れてまいりたいと考えております。

○堀内貴志議員 課長、今おっしゃられたとおり、これからは、体が悪くなって病院へ行くのではなくて、悪くならないように予防することも課題の一つになってくるものだと思います。そのためには、市民の意識改革が必要だということです。地域医療のあり方について、垂水徳洲会病院が閉院するこの時期にしっかりと検証していただいて、次の対策をとっていただきたいということを強くお願いしまして、次のテーマにまいります。

1 問目で長い時間をとりましたので、2 問目、3 問目、手短かに答弁をお願いいたします。

2 問目、要は歴史資料館、これまでの課長の答弁もされました。現在、課長、2代前の課長がそのような答弁をされているということはわかりました。財政的にできない、そういう状況もわかりますけれども、現課長も、前々課長の考えと一緒にいいのかどうか、それだけ確認をします。

○社会教育課長（野嶋正人） 堀内議員の質問にお答えいたします。

歴史民俗資料館の建設につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、平成9年12月議会でその陳情が採択され、市民や関係者の皆様にとって関心が高い事案であったと認識しております。

しかしながら、文化庁からの歴史民俗資料館建設補助金の交付制度が平成8年度に廃止されたことや、平成23年に実施しました県内33の施設のアンケート結果によりますと、入館料を徴収しております他市の14施設及び入館料が無料の19施設とも、集客と施設の維持管理費用や人件費も多額となり、運営に大変苦慮している実態がございました。これらを踏まえて、教育委

員会でもこれまで検討を続けてまいりましたが、このような課題に加え、本年度実施されました市民満足度調査においても、満足度や重要度を加味したニーズ値も低く、また、本市の厳しい財政状況から、歴史民俗資料館の施設は現実性が低いと言わざるを得ない状況であります。

しかしながら、資料館の必要性は十分に認識しておりますので、今後とも、既存施設を活用した取り組みができないかや、各種文化財振興事業について引き続き真摯に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** 審議で採択されても動かない、第4次計画の中にも盛り込まれても動きがない、結局、重要性はあるけれども、財政的な面でできないということです。要は、私が心配するのは、今ある垂水市に残っている資料が今後はどうなるんだということなんですよ。

長崎大学井手教授、最近、垂水市で、ある蔵を整理したら、近代史に関する新たな文献が見つかったと、こういう文献も見つかってるわけです。まだまだ探せば出てくるんです。課長がおっしゃられたのは、県指定とか市指定のことはようおっしゃられた。その他の関係についても54件あると。まだまだ眠っておる資料は垂水市に残っておるんだと、これは黙っておたらなくなるんだよと、なくなったときに大変なことになるんです。

それで、一つ言えるのは、これ御存じですか、「わきいずる」、これ95年の歴史があります。95年ですよ。戦争中、ちょっと飛んでますけれども、29年でしたかね、29年に再版して、ことしで62号になる予定です。29年に再版して、この資料がほとんど戦後間もないときの資料が残ってないそうです。垂水市でつくってもですね。唯一、第1号どこにあったかっていうと、県の図書館にあったそうです。これを誰が調べたかという、その井手教授が調べてわかった。垂

水市でつくった本が垂水市のどこにも存在しないと。創刊して10年後、10年ぐらいですかね、残ってないという事実がある。調べたくても調べられないんですよ。せっかくつくったのに、何のためにつくったんだと、この資料を。そういうことになりますので、資料というのは、垂水資料というのは、今後大切にしなければいけない。そういうことですから、時間の調整もありますけど、散逸防止、具体的な対策、これについてしっかりと取り組んでいただきたいということを再度お願いしまして、この問題は終わりにしたいと思います。

最後、高齢者の交通事故防止対策、垂水市では、高齢者が加害者になる事故というのは1件でしたっけね、大きな事故では。死亡事故では1件あったということです。やっぱりこの方たち、お年を召して、今まで何もなかった生活があった。事故を起こすことによって被疑者、要は道路交通法違反になりますので、犯罪者になるわけですよ。せっかくの人生をパアにする。だけど、高齢者になっても、垂水市では、自主返納という制度があるけれども、なかなかできない状況です。

全国を見ますと、公共交通の費用を補助する自治体もふえてきました。例えば新潟市、65歳以上の方にタクシー券1万円分やバスのIC乗車券1万円分など、好きなものを選べるんだと。あと、運転免許証自主返納カードを提示すれば、区バスは半額、市内のタクシーは1割引き。先ほど垂水市も、商品券5,000円分渡してあるとおっしゃいました。乗り合いバスも100円割引ということも言われた。もっと額を上げる必要があるのではないかというふうに思います。鳥取市、70歳以上の免許返納者に対しては、路線バス6カ月定期、製品名は「グランド70」っていうらしいですけど、定価が2万5,000円、これを2,000円で販売しているんだと。要は、垂水市においては、交通の公共機関に乏しい現実

がある。スーパーに買い物に行くにしても、車がないと不便、これ事実です。車が最適の交通手段、垂水市ではですね。そうすると、車にかわるってというのは何があるかというと、路線バスがあるかっていうと、路線バス、国道沿いはあります。ほかのところはない。そうすると、やっぱりタクシーの利用を考える、考えなければいけないと思っています。このタクシー利用の割引チケットを含めて、その取り組み、今後さらに強化できないか、これについて最後お聞きします。

**○総務課長（中谷大潤）** 現行の本市における支援策の商工会の商品券の交付と乗り合いタクシーの100円の割引制度では物足りないというような内容の御質問ですが、県内各市町村の取り組みを見てみますと、確かに本市の支援策は物足りないと感じております。議員の提案につきまして、商品券の増額交付に加え、その他別な支援策はないか、公共機関の交通事情等を考えながら、県内外市町村の取り組みを参考にし、関係機関と協議の上、前向きに取り組んでまいりたいと考えます。

**○堀内貴志議員** 前向きに取り組んでいただく、大変ありがとうございます。

現に、垂水市では、高齢ドライバーの重大な事故、発生してるという事実がある。それで、冒頭で話しました。国の方針も、自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段の確保、高齢者の生活を支える体制の整備に着実に進めていくと言われてます。言うまでもなく、自動車事故は命を落とす危険性もあります。人身事故でも起こせば、先ほども言いましたけれども、犯罪者になるんだということです。特に高齢者にとっては、そうならないためにも、一刻も早く交通手段の確保に努めて、自主返納しやすい環境をつくっていただきたいということをお願いしまして、本日の答弁は終わりにしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。（発言

する者あり）答弁、最後、答弁って言いました。

（発言する者あり）そういうことで、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（池之上誠）** 次に、9番、池山節夫議員の質問を許可します。

〔池山節夫議員登壇〕

**○池山節夫議員** それでは、議長に質問の許可をいただきましたので、さきの通告順に質問をしてまいります。市長、教育長並びに関係課長の御答弁をよろしくお願ひします。

今の堀内議員の質問とも重なりますけど、一応、原稿を書いていますから、そのまま行きます。

高齢運転者への対応について。

改正道路交通法について。

現在、75歳以上のドライバーは、運転免許更新時に、認知機能検査を受けるようになっていますが、新制度では、認知症のおそれがあると判定されると、医師に認知症の診断を受けなければなりません。市内において予想される対象者や起こり得る問題について教えてください。

認知症診断について。

認知症診断をするには、認知症の研修を受けた医師の確保が必要となりますが、この点について伺います。

免許証の返納について。

高齢者に対して免許返納を促す取り組みについてお示してください。

公共交通機関が少ない地域では、認知症と診断されて免許を取り消されたら、買い物や通院もままならなくなり、生活に不便を来す高齢者が出てまいります。生活に困らないようにサポートする仕組みがさらに必要になると考えられますが、この点についての見解をお聞かせください。

情報セキュリティーについて。

マイナンバーについて。

マイナンバーカードを取得された市民はどの

くらいなのか。マイナンバーカードと通知カードの違い、マイナンバーカードや通知カードの取得を拒否している人にはどのように対処されているのか伺います。

パスポートについて。

パスポートの発行も市民課で行われていますが、パスポート発行に当たってセキュリティーは心配ないのか。マイナンバーカードの発行についてと同様、合わせて伺います。

市役所庁舎新築の財源について。

総務文教委員会の所管事項調査で、沖縄県豊見城市の新庁舎建設について研修しましたのは、冒頭、本会議での堀内委員長の報告のとおりであります。これまで新庁舎建設については、財源に国の補助がなく、そのために基金を積み立てているという答弁でありました。しかしながら、豊見城市では、新庁舎建設に当たり、総事業費52億4,323万8,000円のうち、41億5,570万円を国の緊急防災・減災事業債が充てられ、これは起債充当率100%で、70%は後年度地方交付税として還付されます。緊急防災・減災事業債について検討をされたのか、財政課長に伺います。

救急対応について。

10月31日、総務文教委員会所管事項調査に出発するその当日であります。早朝5時ごろ、水之上地区におきまして、路上に倒れている男性を発見し、119番通報をいたしました。すぐ垂水市消防本部につながりましたが、市内各地区においては、鹿児島あるいは鹿屋などにつながることもあるようです。また、救急車到着までが非常に長く感じましたが、救急対応について伺います。

教育行政について。

学力テストについて。

ゆとり教育により、学力の低下を受けて始まった学力テストが10年目を迎えました。他の地域や学校と切磋琢磨する意識をもたらした成果

は大きいと評価する意見と、過度の競争や序列化を招くと危惧する意見と両方あります。自治体ごとに成績の優劣が可視化されるようになり、自治体や学校現場の点数重視が強まる傾向にあると聞きますが、学校教育課長の見解を伺います。

国際教育調査について。

小・中学生の基礎学力をはかる国際数学・理科教育動向調査で、基礎力・応用力ともに前回は上回り、理数離れが改善したということですが、学校での取り組みについて教えてください。

学校教育について。

全国の公立小・中学校の洋式トイレの割合は43.3%、鹿児島県は30.5%にすぎないそうです。学校は、大規模災害時の避難場所としての役割も担うことがあります。熊本地震でも、学校に避難したお年寄りから、トイレの洋式化を求める声が多数寄せられたと伺います。この問題について見解を伺います。

小3の算数テストについて。

「3.9足す5.1」、答えは「9.0」と書いたら、減点1されたと、これがネット上で論争になっていますが、この論争について教育長に伺います。

色弱の子供をどう支えるか。

生まれつき色の見え方が一般と違う人は、国内に約300万人、男女同数の40人学級なら1人の割合で存在する色の壁で苦勞する子供をどのように支援しているのかお示してください。

奨学金について。

9月議会で、長島町のぶり奨学金のような給付型奨学金の創設を提案し、「前向きに検討する」という市長の答弁をいただきました。議案第69号におきまして、給付型奨学金の提案がされております。議会の承認が得られたら、来年4月から実施されることとなります。高校生や大学生のいる家庭にとっては、まさに朗報であります。今回の条例改正に向けて検討された点

などについて教えてください。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○総務課長（中谷大潤）** それでは、まず、高齢運転者への対応についてということにお答えいたします。

平成29年3月12日から、75歳以上の高齢運転者に起因する事故の未然防止を目的とした改正道路交通法が施行されることとなります。これは、75歳以上の高齢運転者全員を対象に、3年ごとの免許更新時に加え、信号無視や逆走、一時不停止、右折・左折の合図不履行など、18項目の違反行為があった段階で、臨時的講習予備検査、認知機能検査が実施されることとなります。

加齢、年をとるにつれての身体能力の低下は、個人差はありますが、運転に支障を及ぼすことは間違いございません。先ほど堀内議員の質問にもお答えしましたように、本市の交通事故発生に占める高齢者の占める割合は年々増加しております。このことは、県内の交通事故についても同様なことが原因で、高齢者が占める割合はやはり増加の一方でございます。

それから、次の臨時的認知症診断でございしますが、臨時的講習予備検査、いわゆる認知機能検査では、検査時の年月日、曜日、時間、幾つかの絵を記憶する、時計を書くなどの検査方法から、記憶・判断力が低くなっていると判断された場合、認知症に関する医師の診断書提出が義務づけられ、認知症と診断された場合、免許が取り消されます。認知症の疑いがないと判定された人は、実車指導など2時間、認知症の疑いがあると判定された人は、実車指導、個別指導など3時間の臨時高齢者講習を受講することが義務化になります。

本市では、交通事故防止のためには、自分の身体能力を十分に自覚し、身体機能の低下等により、運転を継続する意思がなく、本人の申請により運転免許を取り消すことで交通加害者と

なることを防ぐ、いわゆる運転免許証自主返納を促進するために、平成26年度から、65歳以上の自主返納者を対象にした垂水市高齢者運転免許証自主返納事業を開始しております。警察と連携して事業周知に努めており、65歳以上の運転免許証自主返納者数につきましては、支援を開始した26年度において55人、27年度において40人把握しております。28年度は今のところ23人返納されておられます。返納理由としましては、運転の必要がないため、身体能力の低下を自覚したため、適正検査の結果を参考にして、家族や友人の勧めによりなどであります。

また、本市の生活支援につきましては、先ほど堀内議員への答弁と重複しますが、まず、警察署が発行する運転免許証自主返納カードがあれば、県内外の居住に関係なく、JR九州バスや鹿児島市の市営バス・電車の料金半額になります。宿泊施設では、本人と同伴する家族の宿泊料を1割引きする宿泊メリット制度もあります。本市におきましては、商工会の商品券5,000円分の交付と、乗り合いタクシーの乗車時にカードを提示すれば、100円の割引制度があるということに対しまして、堀内議員に対しまして答弁しましたように、商品券の増額も含め、ほかに支援策はないか、関係課、関係機関と検討してまいりたいと、前向きに検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○市民課長（川畑千歳）** 情報セキュリティーについての質問のマイナンバーについての質問にお答えをします。

市民課では、マイナンバーカードの発行申請と交付の事務を担当をしております。平成27年10月から、地方公共団体情報システム機構より、マイナンバーの通知が住民票の住所へ送付が開始され、垂水市では1万6,071人に郵送をされました。そのうち、受け取り拒否を含め、804人分が返戻され、平成28年12月現在、106人分

を市役所で保管をしております。

マイナンバーカードは、平成28年1月に無料交付が始まり、垂水市においては、平成28年11月末現在、1,251人が申請をされ、983人が交付を受けていらっしゃいます。マイナンバーカードの交付申請手続は、マイナンバー通知カード受理時に同封されている交付申請書に写真を張り、同封の返信用封筒で地方公共団体情報システム機構へ郵送していただきます。インターネットを使って申請する方法も準備をされております。機構にてマイナンバーカードが作成されると、市役所へマイナンバーカードが送られてきます。市役所から交付通知はがきが自宅へ郵送されるので、市役所でマイナンバーカードを受け取るという手順になります。

マイナンバー通知カードとマイナンバーカードの違いを御質問されましたけれども、現在、既に各種場面でマイナンバーを記載するなどの事務手続が始動をしています。その際は、マイナンバー通知カードかマイナンバーカード、または、市民課が発行するマイナンバー記載の住民票でマイナンバーを確認することができます。マイナンバーカードの交付を受けている場合は、カードに顔写真がついているので、身分証明書として使うことができ、行政手続の際に、個人番号の証明と本人確認が1枚で済む利点があります。また、e-Taxなどの電子申請も可能です。今後は、年金の手続を初めとする社会保障などの行政手続や民間のサービスなどに機能が広がっていくとされております。

次に、パスポートについての質問にお答えをいたします。

パスポートの発給の申請の受理及び交付事務は、県から権限委譲により、平成23年4月から市民課で行っております。申請件数を年度ごとに見てみますと、平成23年度は132件、平成24年度は189件、平成25年度以降は平均120件台で推移、平成28年度は12月12日現在で98件を受け

付けをしております。パスポートの発給申請は、本人もしくは代理でも申請することができます。代理申請の場合は、引受人の本人確認と申請者の本人確認を行っております。申請書類は、その日のうちに簡易書留郵便で県民交流センター内のパスポートセンターに郵送をしています。パスポートは、パスポートセンターで作成後に、簡易書留郵便で市役所へ郵送され、申請から約2週間後には申請者に交付することが可能です。受領は必ず申請者本人に来ていただいております。

以上です。

**○財政課長（野妻正美）** 庁舎建設にかかわる起債の検討についての御質問にお答えいたします。

議会の所管事項調査の資料も見せていただきましたが、豊見城市の庁舎建設につきましては、約52億円の事業費に対しまして、約41億円の緊急防災・減災事業債を充てているようです。この起債を本市の庁舎建設にも使えないかということですが、本市でもこれまで検討をしてきております。緊急防災・減災対策事業債につきましては、市役所庁舎が県の定める津波浸水想定区域に立地し、そこから移転して庁舎を建設する場合に、津波浸水想定区域移転事業として活用できます。豊見城市はこれを利用して新たな庁舎を建設しているところでございます。本市の庁舎につきましては、県の指定する津波浸水想定区域内に立地していないため、この事業は活用できないこととなります。ちなみに、本市の津波浸水想定区域内は、浜平の一部が指定されているだけのようです。

緊急防災・減災対策事業債は、ほかに防災拠点施設と複合して整備する場合に、防災拠点施設にかかわる部分のみが対象として活用できますが、そのほかは一般財源となります。

また、緊急防災・減災対策事業債は、平成26年度から平成28年度までと期間が定められてお

り、ことしの熊本地震の発生により、期間も延長される見込みですが、いつまで継続するかは不透明でございます。

本市におきましては、現時点で庁舎建設に対して有利な補助金、地方債等がないことから、庁舎建設に向けては市有施設整備基金の積み立てを可能な限り行い、後年度への負担を残さないようにしたいと考えております。

以上でございます。

**○消防長（後迫浩一郎）** 池山議員の救急対応についての御質問にお答えいたします。

まず、119番受信時のマニュアルにつきましては、作成はしておりません。基本事項としまして、119番入電時に、まず火災か救急かを確認し、救急であれば、発生場所、傷病者の氏名・年齢、現在の状況、かかりつけの医療機関、通報者の氏名・電話番号等を聴取しております。

また、救急隊員につきましては、電話の内容を全部聞いてから出動しては現場到着が出来ますので、大まかな概要と発生場所が確定した時点で出動させ、各地から現場到着までの時間短縮を図るため、詳細な情報につきましては消防無線で伝えており、必要に応じて出動途中の救急隊から直接携帯電話で連絡をとる場合もあります。

また、通報内容から心肺停止等が考えられる場合は、救急隊が到着するまでの応急処置の方法を電話で指導するとともに、救急隊を1名増員するか、PA連携といたしまして、ポンプ車と消防車を連携出動させまして対応しており、状況に応じてドクターヘリの要請も考慮しております。

次に、携帯電話及び固定電話による通報につきましては、消防救急デジタル無線の整備により、固定電話は発信元が地図上に表示されるようになりましたが、携帯電話につきましては、誤差が生じるため、確定することは難しく、住所や目標物等を聴取し、確定しております。

また、携帯電話の発信場所が山間部や海岸線、市境等の場合は、気象状況にもよりますが、隣接する鹿児島市や霧島市、肝属消防へつながる場合もありますが、その際は、ボタン1つで管轄の消防本部に転送できるよう、体制は整備されております。

現在、消防本部におきましては、現場経験の少ない若い職員がふえており、119番入電時に時間を要する場合がありますが、訓練と経験を積ませ、119番入電時から救急は始まっていることを再認識させまして、通報者や家族にも安心感を与え、傷病者の処置に最善を尽くし、社会復帰につなげてまいります。

以上でございます。

**○議長（池之上誠）** ここで暫時休憩いたします。次は1時15分から再開いたします。

午後0時3分休憩

午後1時15分開議

**○議長（池之上誠）** 引き続き会議を開きます。

9番、池山節夫議員の質問を続行いたします。答弁を求めます。

**○学校教育課長（下江嘉誉）** 池山議員の教育行政について、学力テストについての御質問にお答えいたします。

全国学力学習状況調査は、平成19年度から義務教育の機会均等とその水準の維持・向上を図るという観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的に実施されております。このように、本調査は、議員が御心配されますような序列化による過度な競争を目的に行うためのものではありませんが、文部科学省も、本年度からは結果の公表に当たりまして、小数点以下を省き、整数で発表するなどの配慮をしております。本市におきましても、市報で全市の平均得点と全体的な傾向及び今後の重点的な取り組み等を公表しており

ます。また、各学校におきましても、学校便り等に学校の規模に応じて、個人が特定されることのないように配慮した形で、結果と改善の方向を公表しているところでございます。さらに、教育委員会では、全国学力学習状況調査の趣旨に基づき、各教科の分野ごとに結果の多面的な分析を行い、授業力向上のために、垂水市学力向上モデルを作成したり、保護者との連携を強化するために、家庭学習の勧めを作成し、活用を促したりしているところでございます。また、各学校におきましても、自校の調査結果を踏まえ、実態に応じて指導を強化する事項を検討したり、教職員の指導力向上に向けた取り組みを積極的に推進したりするなど、学力向上に努めているところでございます。今後とも、この全国学力学習状況調査の趣旨を十分に踏まえた上で、序列化や過度な競争を招くことのないよう十分留意するとともに、指導方法の改善に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、国際教育調査についてお答えいたします。

議員からございましたとおり、本年11月29日に、国際教育到達度評価学会が実施しております国際数学・理科教育動向調査の結果が公表されたところでございます。この調査は、世界40から50カ国の小学校4年生と中学校2年生を対象に行われております。今回の調査結果によりますと、小・中学校ともに、算数・数学、理科の平均得点は、前回を上回ることによって過去最高となり、国際的に見ても引き続き上位に位置するとともに、小・中学生の算数・数学、理科に対する意識についても改善が見られたところでございます。しかしながら、意識の改善が見られたとはいえ、まだ国際平均と比較すると、「理科は楽しい」と回答している児童・生徒の割合が下回っている現状がございます。

本市の児童・生徒の教科に対する関心につきましては、平成27年度の全国学習状況調査結果

によりますと、算数・数学が「好き」、「大切である」、理科が「好き」、「大切である」と回答した児童・生徒の割合は、全国平均を上回っているところであり、非常に良好な結果を得ているところでございます。これまで以上に理数教育を充実させていくためにも、各学校におきましては、児童・生徒の理解の早さや深まりに応じた習熟度別学習を実施したり、本年度導入いたしましたタブレット等を使い、理科の学習においては、昆虫や植物、理科実験の様子を写真に撮影したり、算数の学習においては、図形の面積を求める場面で図形を変形したりするなどして理解を促進させるなど、指導方法の工夫・改善を図りながら、子供たちにわかる喜びやできる楽しさを味わわせているところでございます。教育委員会といたしましても、市サイエンス会事業において、植物、昆虫、貝、岩石の標本づくり講習会や12月に開催しております青少年のための科学の祭典のあり方など、より子供たちの興味・関心を高め、科学の楽しさを味わうことができるように改善を進めてきております。このような学校と教育委員会の取り組みが相互に影響し合って、より科学に親しむ子供が育っていくものと期待しているところでございます。

以上でございます。

○教育総務課長（池松 烈） 池山議員の学校のトイレにつきましてお答えいたします。

議員の御質問の背景は、熊本地震に伴い学校に避難したお年寄りから、トイレの洋式化を求める声が出たことを踏まえて、文部科学省が公立小・中学校のトイレに関して初めて実施しました全国実態調査の報告をごらんになった上で、このことではないかと推測するところでございます。

まず、調査結果の国・県を初めとします本市の数値的情報を報告させていただきます。全国の割合は、洋式便器率43.3%、和式便器率56.7%、鹿児島県は、洋式便器率30.5%、和式

便器率69.5%、本市は、洋式便器率31.0%、和式便器率69.0%となっております。本市で洋式便器率の高いところは垂水中央中で58.7%、低いところは協和小で10.3%となっております。

次に、本市のこれまでの改修の経緯でございますが、新城小が平成23年度、垂水小及び垂水中央中が25年度、水之上小が26年度、牛根小が27年度、柗原小、協和小、松ヶ崎小、境小が平成22年度以前の改修となっており、垂水小及び垂水中央中は国の補助事業での実施、その他は一般財源での実施となっております。

また、この調査の中で、全国の1,799教委に今後の整備方針を尋ねたところ、42.5%が洋式率90%以上と回答、各階に1個和式を置き、残りは洋式が13.4%、各トイレに1個和式で残りは洋式が29.3%と合わせ、洋式を和式よりも多く置くとした教委が85.2%を占め、洋式と和式を半々は10.7%だったようです。文科省の担当者のお話では、保護者からは、家庭で主流の洋式の要望が多いが、和式の存在を子供に伝えるため、1つは設置しようとする教委も多いようだと話していらっしゃいます。家庭では洋式が主流で、子供から和式は使いづらいとの声が出ているにもかかわらず、なかなか改修が進んでいないところでございます。文部科学省の学校施設環境改善交付金の大規模改造の教育内容方法の多様化等に適合させるための内部工事で、トイレ環境、校舎の建物と一体的に、または単独で行うもので、全体的に改修を行う工事が事業としてありますが、下限額が400万円以上であり、また、国の予算の関係もあり、なかなか採択には至らないところでございます。

また、和式であったものを洋式に改修するという経緯の中で、和式の場合はまたぎますが、洋式の場合は便器の前に足を出す余裕が面積として必要になってきます。そうすると、どうしても面積確保の観点から、2つの和式トイレを改修して1つの洋式トイレに改修するという作

業になってまいります。平成27年度の牛根小の改修工事の男女各トイレに1つずつ設置を行ったときの設計額が175万3,000円と大分高額となっております。しかしながら、学校トイレの洋式化には、幾つかのメリットがあるようでございます。例を挙げますと、子供たちが学校でトイレを我慢しないで、明るく楽しく健康的に学校生活を送れる、災害時に避難所となる地域の学校に和式トイレが多い場合、高齢者や障害者が使いづらい現状を解消できる、また、和式トイレよりも節水で、学校の水道料金を節約できるなどがあるようでございます。

今までいろいろと数値的なもの、現状等を申し上げてまいりましたが、まずは、各学校校舎、各階、各男女別トイレの1つずつの洋式トイレの設置を目標に進めてきているところでございます。今後も、国の補助額の確保に努めながら、できるだけ計画的に整備が進めていけるように努力していきたいと思っております。

以上でございます。

**○教育長（長濱重光）** 小学校3年生の算数テストについてお答えいたします。

御指摘がありました事例は、ツイッター上で大きな議論となりました小学校3年生における算数の「5.1プラス3.9」の筆算問題の回答に対するものであると認識しております。当該問題は筆算でありまして、5.1プラス3.9は9.0となり、答えは「9.0」でございますが、小数点以下の「0」を消していなかったことで減点をされていたことに対する議論でございました。この事例につきましては、小学校3年生段階におきまして、筆算をする際、答えの小数点以下の「0」を消すことと、消さなかったことにより減点したことの両面から検討する必要があると思っておりますが、いずれにしましても、学級学校によってどのような指導がなされており、どのような判断のもとにこのような対応をしたのか、保護者に対しても明確に説明する必要があると

考えております。

私といたしましては、筆算について正式な基準や方法が定められているわけではございませんので、子供に間違ふことなく、正しく計算できるように指導するとともに、保護者と評価に関して綿密に連携をとりながら、児童の実態に応じて柔軟に対応する必要があると考えております。

この問題で使用されていた教科用図書会社も、「斜線を用いて「0」を消去していないから誤りといったことは意図していない。そのことよりも、「9.0」と「9」は同義であることをしっかりと認識することが大事である」との見解を示しております。

なお、本市の学校が使用しております教科用図書でも、斜線で消去するよう指導する内容のものを使用しているところがございます。これは、小学校の発達段階を考えた際に、小数点があることを忘れ、答えは「90」と誤答が生じる可能性に配慮し、「0」を斜線で消去するという考えに基づいております。

いずれにしましても、教育委員会といたしましては、管理職研修会等において、教科の本質を見誤ることなく、子供への指導を適切に行うとともに、保護者に対して、評価の基準を丁寧に説明することを指導しておりますし、今後も続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○学校教育課長（下江嘉誉）** 続きまして、色弱の子をどう支えるかという御質問についてお答えいたします。

平成14年3月29日に、学校保健法施行規則の一部が改正され、平成14年4月1日から施行されました。その中で、色覚検査につきましては、色覚異常についての治験の累積により、色覚検査において判別される者であっても、大半は支障なく学校生活を送ることが可能であることやこれまで色覚異常を有する児童・生徒への配慮

を指導してきていることを考慮し、色覚検査は平成15年4月1日より必須の項目から削除され、各学校において全員を対象とした検査は行われなくなっております。

しかしながら、この検査を必須項目から削除するに当たって、学校医による健康相談において、色覚に不安を覚える児童・生徒及び保護者に対し、事前の同意を得て個別に検査・指導を行うなど、必要に応じて適切な対応ができる体制を整えること、検査に当たっては、児童・生徒のプライバシーを守るため、十分な配慮をすることが求められております。

また、教職員は、色覚異常に関する正確な知識を持ち、学習指導、生徒指導、進路指導等において、色覚異常についての配慮を行うとともに、適切な指導を行う必要があるとされております。

このような状況の中、平成28年度、本市の全小・中学校におきましては、全員を対象とした色覚検査は行っておりません。しかしながら、学校医の健康相談において、色覚に不安がある児童・生徒や保護者につきましては、事前に同意を得て十分に配慮した上で検査し、指導に生かすとともに、色覚異常の疑いがある場合は、専門医の受診を勧めるように指導しております。

教育委員会としましては、色弱の児童・生徒はいるものだという認識のもと、学習指導や生徒指導等においても、十分な配慮をするように指導しており、各学校におきましては、誰にでもわかりやすいというユニバーサルデザインの考え方に基づく授業づくりに心がけ、黒板の文字の色使い等については、判別しやすい白や黄色のチョークを使うとともに、内容によっては、色を言葉で説明するなどの工夫を行っているところであります。さらに、進路指導におきましては、本人が自分自身の色覚に関する特性を知らないことにより不利益を受けることがないように、きめ細かな指導を行うとともに、色覚に関

する情報等を保護者にも積極的に周知するよう、管理職研修会や担当者の研修会等において指導を行っているところでございます。

続きまして、奨学金の御質問にお答えいたします。

本市の奨学金制度は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学困難な者に対して学資を貸与し、有用な人材を育成することを目的としております。今回の奨学金制度の改正につきましては、貸与月額を増額及び返還免除制度の導入の2点を提案させていただき、平成29年4月に、大学及び高等学校に入学する者から適用したいと考えております。

まず、1点目の貸与月額を増額につきましては、これまで大学奨学生には月額2万5,000円、高等学校奨学生には月額1万円を基金から貸与してまいりましたが、この貸与月額をそれぞれ5,000円ずつ増額し、大学を3万円以内、高校を1万5,000円以内にするものです。この貸与月額は、平成4年度に現行の金額に改正されて以降、25年間改正されておらずでしたので、今回、社会状況の変化や他市の状況等を踏まえ、増額を提案させていただいたところでございます。

また、返還期間が貸与期間の2倍の期間となりますことから、返還月額は貸与月額の2分の1の金額となり、高校卒業者は返還月額が7,500円以内、大学卒業者は1万5,000円以内となります。ただし、この金額が返還時に負担になることも心配されますので、それぞれの貸与月額を1万5,000円以内、3万円以内の「以内」とし、経済状況や返還計画等に基づき、無理なく返還していただくように、奨学金の申し込み時に金額を選択していただくこととしております。

次に、2点目の返還免除制度の導入につきましては、これまでも「奨学生または奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したとき、ま

たは、心身に著しい障害が生じたときに、奨学金の全部または一部を免除することができる」としていたものに、「返還期間内において本市に住所を有し、在住しているとき」を新たに追加し、返還免除制度を導入しようとするものです。この奨学金の返還期間は、卒業後1年経過してから開始され、高校卒業生は6年間、大学卒業生は8年間で返還していただくこととなります。この返還期間において、本市に住所を有し、在住している場合、願い出により、返還額の全部または一部を免除しようとするものでございます。したがって、返還期間内において本市に住所を有し、在住している場合としておりますことから、返還期間内に本市以外に住所を有し、在住している期間の返還額の免除は行いません。

返還免除の具体的な金額につきましては、高校3年間、大学4年間で貸与を受けた場合、最高でそれぞれ54万円、144万円となります。この返還免除制度を新しく導入するに当たりまして、奨学生が高校・大学等に入学する前に給付を決定する、いわゆる事前の給付型奨学金制度につきましても検討いたしました。事前給付の場合、給付者の選定に当たり、成績要件等が非常に難しいこと、該当者が限定的で広い就学支援とならないことなどが課題として挙げられました。

しかしながら、返還免除型にいたしますと、本市がこれまで実施してまいりました奨学資金制度の貸与者全員が資格を有することとなり、対象者が多数となり有効であること、貸与の際の選考基準が現行制度と同様であり不公平感がないこと、本市に居住しようとする動機づけが広く行えることなどのメリットがあると考えております。

繰り返しになりますが、今回の貸与月額を増額と返還免除制度の導入に係る奨学金制度につ

きましては、本来の目的であります、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学困難な者に対する就学支援はもとより、本市への定住促進が図られ、人口増加や貧困対策につながる制度改正であると認識しております。

以上でございます。

○池山節夫議員 もう2回目は簡単に聞いて、ことしの質問は終わりたいと思います。

改正道路交通法なんですけど、一番大きなところは、認知症を診断するつちゅうところだと思うんですけど、さっきもちょっと触れたんですけど、お医者さんがこれ診断すると、そのお医者さんが足りるかっちゅうのが一番大きなところだろうと思うんですけど、この辺は難しいと思うんですよ。お医者さんの側にも、「認知症ですよ」って診断したら恨まれるとかそういうのがあって、診断もしたくないというのがあるらしいんですけど、この辺について総務課長、そういうお医者さんの対応つちゅうのが、把握できる範囲で垂水市、どんなもんだろうか。この改正法によって、全国ではそういう診断が必要になるという人が6万5,000人って書いてあったんだけど、垂水市でもそういう人が出てくると、それに対して、やっぱりお医者さんが診断しないといけないっていう、この辺についてはどう思われますか。簡単でいいです。もう次行きませんから。ちょっと答えてもらえれば。

それから、免許の返納つちゅういうのも、だから、みんな大変だから返したくないなんですよ。だから、生活支援つちゅうのをもっと考えればつちゅう話なんですけど、先ほどいろんなのを考えてつちゅうことがあったからそれでいいんですけど、どこか県名はわかりませんが、西米良村っていうのが村があって、そこは免許を返納したら、その年にもうそのときに14万円分のタクシー券をあげると、大盤振る舞いするんですよ。だから、さっき前向きにって言われたから、15万ばっかりのそういうのを検

討していただければなっつうことで、これは要望しておきます。

それから、情報セキュリティー、これ、マイナンバーと何でパスポートを入れたかっちゅうと、この前、NHKのNHKスペシャルでパナマ文書が漏れたと。このパナマ文書から、我々一般庶民には何も関係ないと、パナマ文書が漏れようが何だろうが、あれは金持ちがすることだからつちゅうので見てたんですけどね。そしたら、鹿児島県で1人やったかな。全国で7人いらっしやったけどね。パソコンのレンタルしたと。レンタルパソコン屋でパソコンをちょっと借りたと。そのときに、パスポートの提出をした。パスポートを提出したそのレンタルパソコン屋から、何かその従業員がどうしたのか知らないけど、そのパスポートの情報は全部抜けたと。そのパスポートの情報が漏れたので、知らない間に自分はペーパーカンパニーの設立者になって、ほんで、その会社が出会い系サイトだと、そこの責任者にされてたと。もう何が起こるかわからないと。だから、パスポートつちゅうのも怖いんだなと思ったんですよ。そっからすると、このマイナンバーも怖いなっつう思わんでもないわけですよ、写真もついてるし。

私はこの前、保険の年金型の申請で、ことからマイナンバーを出せと。マイナンバーのコピーを出せと、マイナンバーカードのね。勝手に資料でコピー出せつちゅうけど、出したくもないけど、今度は出さないと振り込まれないわけですよ。こういうふうには、マイナンバーも写真つきで身分証明するものが必要。提出が義務、必要になってくる、あっちこっちで。そうすると、自分の身分を証明するのがパスポートもあり、マイナンバーもあり、似たようなもんだけど、それでどこで情報が漏れて、自分が知らないところでそういう変な会社の設立者になったりしないとも限らないと。だからこの質問をし

たんですけど、1回目の答弁を聞いてると、垂水市でどういうちゅうことは起きないんですよ。だから、ちゃんと封筒で送ってどうのこうのだったから、それはいいんですけど、役所のその紀綱を疑うわけじゃないんですけど、やっぱり本当にセキュリティーに関しては、もう本当に気をつけていただきたいということで、ここはしゃべるだけでいいです、私が。

それから、市役所庁舎の財源、豊見城に行くと、41億だったかな、52億分の、それ一発で入ってる。これは検討されたのかなっていったら、検討したけど、なかなか該当しないちゅうことだったんですけど、桜島の湾奥で陥没で、地震があって陥没したとき、津波が発生したら、牛根が10メートルだったかな、この辺も7メートルぐらい来るちゅうのがあったんですけど、ああいうのでは津波の対象区域ってならないのかな。総務課長、その辺だけ。あれはただのうわさ話かつつ、そういう話があったから聞くんですけどね。あれは、だから、財政課長の話では、県の指定されたのは、浜平の1地区だつちゅう答弁だったんですけど、あの話は、津波の話は全然何の参考にもならんのかなと、そこをちょっと伺います。

それから、救急対応、これは私も初めて119、もう4時、5時前ですよ。真っ暗なところで倒れてるわけだから。「おじさんどうした」ついたら何も言わんし、ただ、目は開いてるから。「ちょっと待って、救急車呼ぶから」って救急車を呼んだわけですよ。救急車を呼ぶちゅうのも初めてでしてね、ああいうことではな。そしたら、念が要ったんですよ。「男ですか、女ですか」って言うから、「男じゃ」と。「年齢は幾つぐらい」って、「そんなもんわからん、もう75ばっかりじゃ」ちゅう話ですよ。そしたら、「どんな症状ですか」っていうから、そんなん症状って「ひっくいかおっど」つちゅう話ですよ。「どこが痛いって言いますか」って、

「足が痛い」って。「足のどの辺が」とかいう聞くわけですよ。もうよう来てくれんかちゅう話になるわけですよ。だから、消防長の話では、そういう会話をしながら、もう既に救急車は出ているらしいんですけどね。私には、そのときはそれがわからずにな。だから、「もう今出ましたから」と、「症状を教えてください」というのがすぐあればね。ベテランの対応をする人はそう言うらしいんですけど、若い子だったのかな。だから、もうようええで、来てくれんかね、もう忙しいんだからいって話ですよ。私、飛行機の時間も迫ってて、早くわざわざ配ってたんですけどね。だからこれを聞いたんですけど、マニュアルがずっとあって、これ聞かないと、一応全部聞いてからでないと、救急車って出ないのかなと思ったもんだから、質問したんですよ。1回目の答弁で、出てて、そこで、話を聞きながら対応するちゅうのがあったんですからいいんですけど、「もう出ましたから」って言ってもらわないと大変なんですよ。ちょうど水之上小学校の裏側の川南商店の前だったんですけどね。「もう救急車呼んだから」ちゅうけど、おじさんは「まだか」って言うしな、自分で倒れてて。「まだか」って。まだかっていっても、そんなすぐ来やんてちゅう話ですよ。「もうおじちゃんもう行くで」って、そしたら、倒れてるおじさんが私に言うことは、「もうええ、もうけしんで」言っちゃあわけですよ。「おじさん」と、「もう来るから」って言うんだけどな。ほんで、「もう大変だわよ、早く来てくれんかね」ついたら、救急の対応の子が、「橋のほうから入ったほうがいいですか、こっちから入ったほうがいいですか」って聞くわけですよ。どっちかでええがつちゅう話ですから。もうどっちかでええから早くって。だから聞いたんです。

だから、これからは、とにかく救急車がもう出ましたからというのをなるべく早く通報者に

は言ってほしい。そうすると、「あ、もう出たんだな」、「ほんなら、話をしよれば、もう来るな」って思うんだけど、これ全部情報を、あなたは誰ですかとか、そういうのば全部語らな、誤報もあるだろうから念を入れるんだろうけどな。その辺も私は頭にちょっと。念を入れて全部聞かんと、救急車って出てこないのかなっちゅう思いもあったから、しょうがないのかなと思っただけど、でもな、時間が長かったんですよ。もう真っ暗いところだし。だから、その辺のことを気をつけて、通報をした人が安心して待ってる時間が、そういうふうに「もう今出ました」と、「あと2、3分でそこ」、「そこだったら、あと3分ぐらいで着きますが」って言いながら来てほしいということをお願いをしておきます。

あとは、学校のトイレ、これもういいです、もう。

さっきの教育長の、私は教育長、小3のテストのことについて聞いたのは、例えば、さっき小数点は消すというのがあって、そういうのを教科書を使ってるっちゅう、言われた。教育長、答えられる範囲でいいんだけど、小数点を消しなさいよと、これを言う教育のこれは何を教えようとしているんだろうかがよくわからんとですよ。さっき「90」になる可能性があるからじゃったから、そうなのかなって思うんだけど、ネットで見てると、3.1の後ろには0が無限に続いてんだと、5.9の9の後ろにも0が無限に続いてんだと、それを足した9.0の0の後ろにも0が無限に続いてるから、0は消して整数でいいんだっちゅう答えがあるわけですよ。なるほどなど。私は、私の年代だと、間違いなく「9.0」って答えを書いたと思ってたんだけど、いろいろなんですよ。今度は、片一方では、3.幾つ、5.幾つってコンマ、小数を使ってるだろうかと。小数点を使ってるんだから、答えとしては「.0」をつけないといかんだろうがつつう

もあるんですよ。どっちも正解なんだろうけど、今の小学校のこれが議論になった原点っちゅうのが、小学校の今のさっきの教育長の答弁で何かわかったような感じなんだけど、何を教えようとして「0」は消しなさいよって言ってるのか、いまいちよくわからなかったんだけど、学校教育課長でもいいんだけど、今の小学校3年生の教育として、小数点を消して「9」って書きなさいっていうのは、何を教えようとしてるのか、そこだけちょっと教えてもらえませんか。それだけでいいです。

あとは、この色弱は、もう今はテストをしないっちゅうので、もう理解します。昔は1列に並ばされて、もうずっとやってたんですよ。あれはな、本当虐待だよな。むちゃくちゃだから。さっきのもので理解します。

今回の質問は、この奨学金、市長、今、学校教育課長から、給付型と返還免除型っちゅうのがありましたけど、もらう側は結果一緒だと思うんですよ、垂水に帰ってくればっちゅうことだから。9月議会で提案して、「前向きに」っていう答弁があって、「前向きに」っちゅうのはどのぐらい前向きなんだろうかと思ったら、早かった。私は前回も言ったんですけど、政治が小さなこの町でも、国でも、そういうところに充てるのが政治だっちゅうのをちょっと言ったんですよ。これは一般質問で市長に、教育長に、こういうのを素早く実現すると、これが政治で、このことに対してまだ議会に承認されてませんがね。こういうのをすぐ提案すると、このことが提案する側の議員も、市民から選ばれた議員として、市民のために何がいかっているのを提案するのが我々議員で、それを受けとめて条例として出してくるのがそちら側で、このことに対しては本当にお礼を申し上げたいと思って、これ質問に入れました。

じゃあ、2回目の残ったのだけちょっと。

○総務課長（中谷大潤） それでは、まず、高

齢者運転への対応のところの認知症診断についてでございますが、まず、この診断の基準、診断はまず認知症の専門医が確かに一番いいのではないかと思いますけども、脳波などの検査をすれば、かかりつけの医師でも構わないことになっております。そして、認知機能検査のときの検査方法で、もうある程度、記憶・判断力が低くなっていると判定されて、診断書の提出が義務づけられている時点で、ある程度、もう認知症にも近い、あるいはまた、認知症と診断するある程度の基準がその時点で示されておると思っています。

また、今回の施行に伴いまして、また診断に関する指標も示される方向と聞いておりますので、垂水市内の病院でも対応できるのではないかと考えております。

それから、庁舎整備に係りますこの津波のことですが、まず錦江湾奥の桜島の海底噴火があった場合、本市に及ぶ津波の想定ですが、牛根境のほうで9.4メートル、二川牛根麓で7メートルから8メートル、それからこの垂水港では1.8メートルというのが想定されております。

先ほど財政課長が申し上げました緊急防災減債対策事業債における津波浸水想定区域というのは、鹿児島県が示しているシミュレーションでございます、日本の沿岸部で発生する12の地震をモデルに鹿児島県沿岸に最大となる浸水域とかを示したものでございます。これには桜島の海底沖のものが入っておりませんので、そういった数字が出されているのではないかと考えているところでございます。

以上です。

**○議長（池之上誠）** 答弁を簡潔にお願いします。時間が迫っております。

**○学校教育課長（下江嘉誉）** それでは、小学校3年生の段階というのは、まず教えるときに1を10個に分けたときは0.1と教えます。この0.1が10個集まると1.0とは教えない。0.1が10

個集まったら1なんですという教え方をしますんで、基本的に有効数字という小数点以下どこまで信頼性を持ってますよというのは、これは学年が上がってからの内容になっておりますので、この段階では使用しないということで、以上でございます。

**○議長（池之上誠）** 学校教育課長、時間が参っております。答弁は以上で、はい、これで終了します。はい。

次に、14番、川畑三郎議員の質問を許可します。

[川畑三郎議員登壇]

**○川畑三郎議員** ことしも残すところあと18日、平成28年も終わろうとしております。梅雨明けしたのは、平年より4日遅れの7月14日と長雨が続き、県内では総雨量が平年値の2倍相当の雨が降り、8月は猛暑日である暑い月であり、また8月後半から9月には相次いで台風が発生、上陸、特に北海道に3つの台風が上陸、初めての上陸であり、大雨等で農作物に大きな被害を与えました。

そして、9月20日午前0時過ぎ、南大隅町に上陸した台風16号は、南薩地域や大隅半島を中心に住宅の浸水や損壊が多発、垂水市で時間雨量154ミリの記録的な大雨が降ったと南日本新聞で報道されました。停電は離島も含め一時19万4,000戸に上がり、断水も発生、牛根麓の国道にかかる磯脇橋が土砂や倒木で流されるなど橋の崩壊も相次ぎました。

垂水市の被害は特に甚大で、水之上地区を初め、各地区で大きな被害を受けました。市長を初め、市職員も全力で災害の復旧に努力されたと考えます。

そこで、台風16号による災害について質問をいたします。

まず、台風前後の対応、対策、取り組み状況についてお尋ねいたします。

次に、災害は甚大なものでありました。午前、

川越議員のほうで災害状況、復旧事業等について質問がありましたので、農林課土木課については、協和地区を主に災害状況、そして復旧についてお示しください。

その他の関係した課においては、それぞれの災害状況、復旧についてお示しをください。

災害見舞金の状況について、今度災害により多くの方が災害見舞金の支給を受けたと聞きます。見舞金全額の状況等をお知らせ願ひ、1回目の質問を終わります。

**○総務課長（中谷大潤）** それでは、まず台風16号に関する総務課の対応につきましてお答えいたします。

通過前の対応でございますが、気象庁から九州南部に接近、もしくは上陸する見込み情報が発表されていたころから、安心安全係を中心に9月13日から情報収集体制を整え、14日に事前の準備対策について防災ラジオで市民へ呼びかけを行いました。16日午前第1回目の災害警戒本部会議を招集して、予想される進路、雨量、風速などの情報について、職員に対する共有を図りました。

九州本土への接近が予想され、また予測よりも発達し暴風域が広がったため、19日午前9時2回目の災害警戒本部会議を招集して、同日午前11時に災害警戒本部の設置、午後4時に牛根地区公民館、垂水市市民館、新城南地区憩の家、ほか8カ所を自主避難所として開設することを決めました。

避難所の開設につきましては、11時30分にホームページと垂水ほっとメールで発信し、午後1時には防災ラジオ及び防災無線で風雨が強くなる前の早目の避難を呼びかけました。午後4時にも再度防災ラジオ及び防災無線で情報発信いたしました。8カ所の避難所では、最大時74世帯、111名の方が避難されました。

通過後の対応につきましてでございますが、夜明け前から磯脇橋の流出や中洲橋、各地の土

砂流出、浸水の状況など市民から続々寄せられる情報を関係機関や所管課へ連絡して対応依頼いたしました。

20日19時に牛根地区公民館を除く7カ所の避難所を閉鎖し、19時30分災害警戒本部を災害対策本部へ切りかえ、対策事務局長として関係機関や関係課との総合調整の指揮をとりました。

総務対策部長としては、上水道及び簡易水道施設の断水期間中、飲料用温泉水の配付、牛根地区公民館へ避難されている方への食料支給、水之上地区への手指消毒液の配付、支援物資及び義援金の受け付け、土地改良事業団体連合会及び治山林道協会への業務支援要請、鹿児島大学、志學館大学、鹿屋体育大学への災害ボランティア要請、また県議会や各政党の現場視察の調整などの業務に取り組みました。

以上でございます。

**○生活環境課長（田之上康）** 次に、生活環境課の対応についてお答えいたします。

生活環境課所管の災害対応でございますが、台風前日に翌日以降のゴミの収集予定と出し方等について広報を行っております。主な対応は台風通過後になりますが、翌朝には、牛根を中心とした簡易水道施設15カ所は土砂災害により断水しているとの通報が次々寄せられましたので、総務課、水道課、消防本部の支援をもらいながら、飲料水や生活用水の配付、給水を行いました。中でも、浮津二川集落は、国道が不通となり孤立しましたので、牛根漁港に協力を要請を行いまして、船舶により飲料水を海路運搬搬送することができました。

次に、感染症予防のための消毒作業についてでございますが、今回の台風がもたらしました大雨により床上・床下浸水の家屋が160戸を超え、消毒を要する家屋が多数に及んだことから、当課だけでの対応が困難と判断いたしましたので、他課を初め大隅地域振興局から人的支援をいただき、土砂の撤去が終わった介護施設を初め一

般住宅の消毒作業を約150戸実施いたしました。おかげさまで感染症の発生もなく、作業を終了しております。

最後に、災害ゴミの収集につきましては、水害を受けた地域17カ所にゴミの仮置き場を設けまして、かねて収集しない産業廃棄物も被災したものについては収集することで被災者の経済的、時間的負担軽減を図りました。

以上でございます。

**○教育総務課長（池松 烈）** 川畑議員の台風16号による災害につきまして、台風前後の対応対策、その取り組み状況につきましてお答えいたします。

まず、台風前の対応対策についてでございますが、年度当初の公聴会、教頭会及び事務職員等のそれぞれの研修会を初め、定期的開催されます研修会におきまして、火災予防警備について、また学校施設整備等による事故防止について、さらには学校火災、自然災害等の対策について研修し、しっかりとした対応をお願いしているところでございます。

また、学校に対して、災害警戒本部会議等での台風進路予想や雨量などにつきましても、その状況に応じファックス等で近々の状況を提供し、その対応に当たっていただいているところでございます。

次に、台風後の対応対策、取り組み状況についてでございますが、台風通過後、早々に各学校で点検調査を行っていただき、被害状況を報告してもらうとともに、本課におきましても早々に現地を調査し、状況に応じ業者への見積もり依頼等をお願いしているところでございます。教職員住宅につきましても同様の状況でございます。

補正予算第6号が専決処分された後には、早速、全被害箇所につきまして発注したところでございます。ただ発注に当たりましては、市の公共施設を初め市民の皆様の住宅等、大変多く

のところが被災しておりますので、工期についての配慮は行ったところでございます。

また、早期の着工が難しい場合につきましては、二次被害等の発生がないように応急処置を施してもらったところでございます。

以上でございます。

**○消防長（後迫浩一郎）** 川畑議員の台風前後の対応対策についての御質問にお答えいたします。

消防本部におきましては、9月19日の災害警戒本部設置を受けまして、台風接近前の15時ごろから市内全域の防潮堤を閉鎖し、各分団へも災害に備えるように指示しました。

9月20日の1時ごろから風雨ともに強くなり、1時34分に消防本部の風速計で最大瞬間風速48メートルを記録しました。そのころから水之上地区を中心に床上・床下浸水による通報が殺到しましたが、出場できる状態ではありませんでしたので、家の中で一番高いところに避難するように指示しました。また海潟地区におきまして雨戸を閉めようとして転倒し頭部を負傷したとの救急要請がありまして、出場を指示しましたが、風雨とも強く二次災害の危険も懸念されましたので、電話にて状況を説明し確認しますと幸いにも軽症でしたので、応急処置を指導し風雨が弱まった時点で出場し救急搬送しております。それと同時に非番職員を招集し水之上地区を中心に牛根地区は聞見職員に、市内全域の状況調査を指示しまして、車両が進入できないところは安全を確保しながら徒歩にて調査を実施しております。

その後、夜が明けたころから擦過傷や打撲等による4名の方を救急搬送しておりますが、いずれも軽症で済んでおります。また、牛根高野地区におきまして、土砂崩れのために人工透析を受けられない方を分遣所職員により徒歩にて背負って搬送しております。

今回の台風16号は、これまでに経験したこと

のない風と雨により甚大な被害をもたらしましたが、幸いにも人的被害がなかったことが何よりでした。

今後この教訓を生かし、あらゆる災害に対応できるよう関係機関と連携を図りながら早目の避難を呼びかけ、人災ゼロに努めてまいります。

以上でございます。

**○土木課長（宮迫章二）** 台風16号による災害について、2番目の災害は甚大であったが、各地域の復旧は、またその対策についての御質問にお答えいたします。

土木課分の各地域の復旧とその対策につきましては、川越議員の御質問にお答えいたしましたので、協和地区の災害につきましてお答えいたします。

9月20日の台風通過後、協和地区からは午前6時過ぎから10月3日まで約40件の通報が届いております。その内容でございますが、「山が崩れて土砂が流出し道路や家が潰されている」、「飛岡川が山崩れで埋まっている」、「道路に土砂や倒木があり車が通れない」、「側溝が埋まり水が流れなくなり土砂が宅地に流れ込んでくる」、「道路が崩れているので通行どめにしてもらいたい」などの緊急を要する通報でございました。時間がたつに連れて「自分たちで土砂をためてあるので回収してもらいたい」などの要望になってきたところでございます。

土木課の対応としましては、特に崎山から小浜大浜線、隣接する集落道や側溝に堆積がした土砂を建設業者に依頼しまして除去したところでございます。

飛岡川につきましては、山が崩れ河川内に土砂が流れ込み川が完全に埋まり氾濫しておりましたので、緊急に応急工事として除去したところでございます。また堤防道路が一部崩れている箇所は、通行どめにし、災害復旧で申請しているところでございます。

清掃センターに上る脇田市木線は、上り口のり面の上部に大きな岩石が露出しており、落石の可能性も考えられる大変危険な状態でありましたので、地元選出の川尻議員に相談し、地元振興会長や生活環境課とも協議の上、通行どめにしたところでございます。

復旧につきましては、土地の一部が国土交通省の所有となっており、国土交通省に復旧工事を依頼したところでございますが、道路に隣接して九州電力とNTTの電柱が立っており、高圧電線がかかっているため、電柱移転に6カ月ほどかかるとのことでございます。

通行どめが長期になり地元の皆様方や清掃センターを利用される方々には、大変御不便をおかけしますが、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

また、土砂崩れで宅地内に流れ込んだ土砂除去につきましては、市長の指示によりまして、土砂除去を建設業者に依頼し、重機借り上げの費用や機械リース料を支援いたしました。

建物の取り壊しにつきましても、空き家解体の制度を活用しまして、一部補助を行うこととしたところでございます。

以上でございます。

**○農林課長（森山博之）** 川畑議員の御質問にお答えいたします。

協和海潟地区におきましては、鶴田川及び飛岡川の氾濫によりまして、農地も広範囲にわたり大量の土砂が堆積をし、また流木等も流入しております。特に、平成27年度に着手しました中山間総合整備事業の圃場整備完了地区におきまして、平成28年5月23日付で、一時利用指定がなされ作付を行い収穫間近で被災を受けておられます。現在まだ国庫補助申請を完了しておりませんので、予定件数ではありますが、農業施設の用水路を初め、ため池など4件を申請することとしております。また農地につきましても、3工区2.4ヘクタール55筆を申請すること

としております。

なお、補助災害に該当しない申請のあった農地につきましても、単独事業として対応したいと考えております。

次に、山腹崩壊によります治山事業につきまして、海潟地区におきましては11カ所が被災を受けており、県林務水産課長へ報告をしております。

以上でございます。

**○水産商工観光課長（高田 総）** 私のほうからは、水産商工観光課所管の被害状況並びに復旧対策についてお答えいたします。

まず、水産業関係の被害でございますが、垂水市漁協関係におきましては、荷揚げ場北側のシャッターの破損など施設の被害や餌船の転覆など漁船数隻に被害があったところでございます。施設被害につきましては、保険で対応する旨の報告を受けているところでございます。

牛根漁協関係におきましては、漁協南側斜面の崖崩れにより、冷蔵庫団地内に土砂が流入し事務所が床上浸水となったほか、中浜漁港の防波堤の崩壊や大量の流木により、養殖業や漁船漁業に影響があったところでございます。

冷蔵庫団地内の土砂除去につきましては、市の重機借り上げ料で。中浜漁港につきましては、国の災害復旧費の対象に。また新聞で報道されました養殖魚の被害につきましては、稚魚であったため大きな損害にはならなかったところでございます。

次に、海面における流木の回収作業でございますが、9月26日から10月18日までの期間内の7日間で、牛根漁協の職員や地元水産業関係者等延べ519人が参加し、県や市を含めた関係機関と深い連携のもと、早急な復旧に向けて懸命な作業が行われたところでございます。回収した流木は約6,000本、3,756立米と想像を超えるもので25メートルを超える大木も多く見られ、回収作業もかなり難航したところでございます。

今回の流木回収作業において、牛根漁協が作業の際に使用したロープやくいなどの材料代が高額となり、牛根漁協の負担が大きかったことから市の支援といたしまして、補助金という形で100万円を交付したいと考えているところでございます。

現在回収した流木につきましては、旧牛根中学校と二川港に仮置きしている状態であり、最終的な処分につきましては、県が12月の補正予算に計上し処分を行うとの連絡を受けているところでございます。

続きまして、商工関係の被害でございますが、商工施設等に合計41件の被害がございました。

続きまして、観光関係の被害でございますが、道の駅たるみずにおきましては、施設内の倒木や防波堤への流木の漂着等があったものの大きな被害はなかったようでございます。また、森の駅たるみずにおきましては、本城川の氾濫により遊歩道や施設区域内のバーベキュー施設やマス釣り池等も崩壊したところでございますが、指定管理者との連携のもと迅速に復旧作業を進めたことにより、10月1日から営業再開が可能となり、現在は誘客に向けた情報発信に努めているところでございます。遊歩道とこれまで整備した施設につきましては、現在進められております県の河川港湾課による河川の復旧作業の状況を注視しながら、県と協議をして進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○生活環境課長（田之上康）** 生活環境課所管の復旧状況についてお答えいたします。

所管の簡易水道施設の復旧に当たりましては、地域の方々と水道業者等が協力しながら作業を行い、まだ仮復旧の箇所もございますが、早期の復旧ができました。今後は、被災箇所の環境整備が整いましたら、本格的な復旧に向けた作業が行われることとなります。

次に、旧協和中の仮置き場の状況についてで

ありますが、現在校庭に可燃性の粗大ごみ、不燃物ごみ等に分別し仮置きしております。中でも最大の量となっておりますのが混合ごみで、これを可燃物と不燃物に分別しながら、肝属地区清掃センターへ搬出しております。

地域の方々にはもう大変御迷惑をおかけしておりますが、年度内処理を目標として、可能な限り早期の搬出を目指し、当センターとも連携しながら進めてまいります。

以上でございます。

**○水道課長（北迫一信）** 川畑議員の質問にお答えいたします。

水道関係の被害状況ですが、串良の水系の第1、第4、第5の水源地で土砂等の流入により、取水施設が破損し取水ができない状況になりました。管工事組合の協力により、応急復旧作業に当たり2カ所の水源で取水できる状況に復旧しましたが、十分な取水ができていないため、市民の皆さんに節水の呼びかけや9月21日と22日に夜間計画断水を実施し、水の確保に努め、職員も早朝から深夜まで復旧作業に当たり、翌23日には十分な取水量を確保できるようになりました。

また、海潟地区におきましては、9月20日午前2時ごろからの停電により、取水ポンプ等が停止し、午後3時ごろ飛岡から小浜間で断水が発生しました。断水が発生した海潟地区、飛岡一小浜間430世帯850人に職員の協力により午後6時ごろ飲料水としてペットボトルを各振興会長宅へ配付しました。翌21日の午後12時ごろには停電が復旧しましたが、配水水量が安定せず通水できていない地区が発生したため、国交省のタンク車をお借りしまして、職員の協力により午後1時ごろから午後7時まで給水活動を実施いたしました。現在は被害を受けた施設の復帰はほぼ完了しておりますが、今後は第1水源地の取水施設補強工事等を行い、完全復旧に努めます。

今回の台風災害により、市民の皆様には多大な御迷惑をおかけいたしました。皆様の御理解と御協力により、早急に復旧することができたことに感謝申し上げます。

今後も管工事組合の協力をもらいながら、1日も早い復旧ができるよう努めてまいります。

以上でございます。

**○教育総務課長（池松 烈）** 教育総務課所管の復旧状況につきまして報告いたします。

まず、災害の状況につきまして、主なものを報告させていただきます。

小学校5校でのたくさんの倒木のほか、柘原小学校では旧サッカー部倉庫の損壊、水之上小学校では倒木による校庭南側フェンスの破損、垂水小学校では旧給食室の屋根破損、農具小屋の屋根及び扉破損、倒れかかった木が東門の石積みを破損するなどの被害がございました。協和小学校では渡り廊下の屋根破損、校舎屋上手すりの一部破損等、松ヶ崎小学校では学校名看板の破損、牛根小学校では校庭への土砂流入、垂水中央中では校舎屋上の国旗掲揚ポールの倒壊等がございました。教職員住宅では瓦破損によります雨漏りが多数あり、そのほか玄関ガラスの破損、倉庫等の損壊等がございました。

復旧状況につきましては、災害箇所をまとめて発注したのもございますが、学校施設で修繕25件、委託5件の合計30件のうち、修繕10件、委託5件の合計15件が終了しております。教職員住宅につきましては修繕16件のうち、2件が終了しております。

また、今後の対策につきましては、今回の状況をしっかり踏まえまして、管理職及び事務職員を対象とした研修会等を通じ、対応対策をしっかり図っていける体制づくりと連携強化を図っていきたいと思います。

また、全ての学校で管理職を初めとしました先生方、児童生徒の皆さん、保護者や地域の方々など多くの皆さんの御協力により、復旧に

向けた作業等が進められましたことには、心から感謝申し上げているところでございます。

以上でございます。

**○社会教育課長（野嶋正人）** それでは、川畑議員の質問につきまして、社会教育課所管施設の主な被害状況と復旧について申し上げます。

まず、社会教育施設関係では、協和地区公民館の駐輪場の屋根破損、水之上地区公民館のグラウンドの倒木、市民館大ホール内への雨水浸水による床の剥がれ、大野自然学校の校庭の倒木がありました。文化施設関係では、文化会館の北側入り口階段上のひさしの破損、駐輪場の屋根破損及びお長屋へのしっくい壁や市民館敷地内にあります和田英作画伯の画室のガラス破損がありました。スポーツ施設関係では、中央運動公園内の倒木や体育館の側面壁の破損等がありました。

復旧状況につきましては、民間業者に委託し、ほぼ復旧しておりますが、復旧してない箇所につきましては、既に業者に発注しており、早急な復旧に向けて取り組んでまいります。

また、倒木につきましても、今回の台風16号による状況に鑑み、今後とも強風対策として適時剪定伐採を行うとともに、大木については老朽化による倒木の危険がないか把握に努め、適正な立ち木管理による安心・安全な施設管理に努めてまいりたいと考えております。

また、台風の被害により小学校と校区の運動会にも影響がありました。中央地区を除いて他の地区では、小学校と校区が合同で運動会を開催されておりますが、当初の計画どおり開催されましたのは、新城、柗原、協和校区のみでありました。その他は学校と関係者との協議の結果、被災されました住民に配慮し、水之上と境校区につきましては小学校の種目のみの開催となりました。さらに松ヶ崎と牛根校区につきましては、延期をして実施されたところでございます。

このような状況の中、ことし2回目となります協和校区の合同運動会では、地域住民の参加者が少ないのではと心配されましたが、例年より中高生の参加者が多く盛大に開催され、新聞の記事にもなったところです。また牛根校区の合同運動会は、100回の記念大会でもあり、多くの住民の参加があり学校と地域が一体となったすばらしい運動会でありました。なお、中央地区の運動会も中止となり、さらに市民体育祭も台風被害が市内全域に及んだことや被災されました市民の方々に配慮し中止となったところでございます。

以上でございます。

**○福祉課長（保久上光昭）** それでは、災害見舞金の状況はについての御質問にお答えをいたします。

災害見舞金制度は、垂水市災害被害者に対する見舞金支給要綱の規定に基づくものでございまして、市内で発生した自然災害及び火災の被害を受けた方に対し見舞金を支給し、迅速適切な応急救助を行い、その自立更生を助長することを目的としております。

なお、この支給要綱に規定する災害見舞金額は、平成2年4月以降見直されておらず、現状にそぐわないことから、被災者支援策の充実を図る目的で、今回の災害見舞金から見舞金額を全壊の場合の5万円を2倍の10万円に、半壊の場合の2万円を2.5倍の5万円に、今回の台風16号災害で多発し復旧に要する労力や時間、費用の点からも半壊と同程度と判断される床上浸水につきましては、5,000円を10倍の5万円、半壊と同額に増額見直しをしております。

今回の災害見舞金支給対象者でございますが、台風16号により住居被害を受けた世帯の世帯主が災害見舞金支給対象となり、全壊1名、半壊56名、床上浸水30名の計87名でございました。したがって、災害見舞金支給総額は440万円となっております。

支給方法につきましては、支給対象者が計87名で市内全域にわたりましたことから、10月27、28日の両日、市長のほか8課長で手分けをして、被災者宅に災害見舞金を直接お届けに伺っております。なお、その折に不在であったり所在確認等の必要があった方につきましては、日を改めてお届けしたり福祉課においでいただいたり、それもままならない方につきましては、口座振り込みとするなどしまして、11月28日をもって支給手を全て終えたところでございます。

以上でございます。

**○川畑三郎議員** 今回は、台風16号による災害ということで、項目を1つに絞ってみました。括弧書きで1、2、3ありますけれども、これを一問一答式で質問いたしますので、御了解いただきたいと思います。

今、関係した課からそれぞれ報告をいただきました。今度の台風は大きな被害を与えたところです。各地区で被害が起こりまして、一つ私のことを言いますけれども、ちょうど19日の夕方、「まあ今度は大したことはないなあ」ということで就寝したわけですが、12時ごろでした、何か外でカタカタいうもんですから、ちょっと目が覚めて電気をあけました。そのときは私の家もガラス戸が壊れて家の中に全部雨風吹きこんでガラス戸も全部中に入ってきました。それが1部屋じゃなくて2部屋でして、本当にちょうど12時で電気がついておった状況で、それから一時してから電気が消えたわけですが、本当に中のふすまもやられて、こらいかん、これでどうかなと本当に恐ろしいような気持ちでしたけれども、どうにかそれを通り過ぎてきたんですけれども、次の日も各地域を回ろうと思ったんですけれども、自分の家がそういう状況だったので、なかなか外にも出れなかったという状況で、今回ほどこの北風が強いなど感じたことはありませんでした。今までは南の風、東の風と、そして最終的に西の風が強

いんですけれども、ことしは台風は回るとき、ちょうど強いときに当たりまして、雨も降ってということで垂水市全体が被害を受けたということでした。

後で聞く中で、協和地区もやったけどやっぱし水之上地区とかいろんところが、それ以上の被害を受けたということで、自分のとこよりも他の地域が相当いかれたんだなという感じがいたしまして、我々もどうにかボランティアで行きたいという今度はそういう気持ちでしたけれども、なかなか地域のこともあって行けませんでしたけれども、議員の中にもボランティアでお手伝いに行った方もいらっやって、そういう方々には本当に感謝しているところです。

きょうはそういうことで、もういろいろ関係した課から説明を受けましたので、一部私のほうで質問していきたいと思いますので、一問一答でよろしくお願いします。

台風前後の対応ということで、総務、生活環境、教育総務課、そして消防本部と説明を受けました。それぞれしっかりとした対応を私はされたんじゃないかと思います。準備も必要だったでしょうけれども、今回は急な台風で、みんな戸惑った中でのそれぞれの対応だったので、私としては台風後を一生懸命頑張ったということで皆さんによくねぎらいの言葉を私はやりたいと思います。

この中で、総務課長にお尋ねしますけれども、今度こういう状況の台風前、台風後があったわけですが、総務課として全体を見て自分たちの対応はこれでよかったのかというような考えがあるのかどうか、そこを一つお聞きしたいと思います。

**○総務課長（中谷大潤）** それでは、台風16号に関する対応についての評価につきましては、まず未曾有の災害が発生しましたので、どこまでの対応が十分か万全かと言われるれば、非常に難しい回答になりますが、土木課、農林課、

生活環境課、福祉課等の関係課と市長、副市長を交えて毎朝集まって逐一状況報告を受けて状況を共有し、その時点で要請されていること、必要とされていることに対し、今、何をすべきか、何を優先すべきか、先ほど各課の対応対策について関係課長が答弁しましたとおり、その時点でできることは迅速に対応したとの認識でおります。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。

今後もこういうことが、起こりうると思うので、一つ対応をしっかりとやってもらいたいと思います。

それと、生活環境課ですけれども、大量のごみが出まして最終的に協和中学校の校庭にたくさんのごみがそれぞれまだ置いてあります。さっきの説明では、年度内にどうにか処理したいということだったようですけれども、まあ早うのけということじゃありません。ああいう場所があつてよかったなと思うんですけれども、できるだけ早くそこを取り除けるような対応を今後とっていただきたいということです。そういう要望をしていきたいと思います。課長、どうしてもそうしますということでしたので、また再度よろしくお願いします。

次に、各地域の災害の復旧状況ですけれども、川越議員のほうで垂水市全体的に質問されましたので、私は一部協和の分について質問いたしました。それで土木工事は説明をしていただきました。我々もやっぱり土木工事の災害が一番、目に入りますので、いつもそこに今度の災害、我々も色々足を運んだわけですけれども、土木課にいたしましてもすぐ海潟の恵比寿大浜源園、あの辺に山が崩れてあそこにあつた池を押し潰して、そして土砂が流出したという状況で、20日は国道の交通どめも数時間ありました。そういうことで旧道にも相当砂が入ってるんですね。皆さんにも私も電話いただきましたけれども、

これは順番で重機もないから必ずするんだということをしたんですけれども、地域の人はやっぱり自分のところが先だとというような気持ちもあったと思いますけれども、ということで電話をもらいましたが、護岸のほうにも砂が入りました。そういうことでしたけれども、土木課のここのほうで数日中に対処していただいたと、そして側溝の砂も取っていただいたということで、ありがとうございました。

そこで、これから災害復旧が始まるわけですが、一つ尋ねてみます。飛岡川の入り口の国道沿いのちょっと上がったところの道路が陥没、崩れているんですけれども、あそこも通る人がおるわけですので、緊急にどうですかということでしたが、さきの答弁の中で通行どめのところも査定を受けてあるんだということでした。ここは本当にどうなるのかここを少し説明いただきたいと思います。

それから、水産商工観光、ここも特に牛根漁協は大きな被害を受けて床上浸水ということもありました。私たちが議会でいったときもまだ後始末をされて、前の書類ももうちょっとだめだろうというようなことをおっしゃっていましたが。そして流木も多かったいろいろな対応されたと聞きます。その中で、水産商工の職員も一緒になって牛根漁協の対応をしたということを知りまして、やっぱりそれぐらいは本当しなきゃいかんのかなと思いましたけれども、そこら辺もよく頑張ったような気がしますので、褒めてやってください。よかったと思います。そんだけ動いたということですね。やっぱり水産と漁協というのは一体ですので、よかったんじゃないかと思います。

消防本部もそれなりに対応していただいたと、ああいう状況の中でやっぱり出動はちょっと無理だったなと思いますけれども、その後いろいろ対応していただいてありがたいと思います。

社会教育課、水道課も。社会教育は学校の関

係ですけれども、私も協和は1つしか学校がないのでよく気をつけてるんですけれども、そこも木が倒れたりして、一生懸命業者の方やっというらっしゃいましたけど、全学校がやられたということで、なかなか業者の方も、次の復旧に手が回らなかったというようなことをおっしゃっていたようなんですけれども、これも日にちはかかりましたけど十分やってもらったんじゃないかなと思います。

それと、それぞれの課でよく説明していただいてありがとうございます。農林課ですけれども、この農林課については、我々は特に農業している関係でつながりが多いんですけれども、今、課長のほうで説明がありました災害の状況の中で、一番問題になるのが飛岡地区の中山間総合整備事業、この、ことしの田植えから指定を受けて作付しておったわけですね。だから、9月の末から10月の初めには刈り入れだったんですけれども、全部じゃなかったけど、もう相当な分がこれの被害を受けたということですね。

これもまだ、ここの工事の分担金というんですか、工事をしてもらったその幾分を自営者が払うということで、まだそれも済んでいない状況の中で、今、測量をして、これからそれを決めるときの災害だったので、みんなまだ作付、取り入れもしていないということで、分担金を払っていないと。

そしてまた、今度災害復旧で申請して、そして今度は負担金ですか、何パーセントの負担金を払うということで、二重になるということでみんな相当、なんで県がして、まだしてもらっていないのにお金を払うのかという状況があるんですけれども、これについてちょっと課長のほうで説明をしていただきたいと思います。これで一応、お願いします。

**○土木課長（宮迫章二）** 2回目の御質問にお答えいたします。

御質問の箇所は飛岡川左岸の、国道から10

メートル入った箇所、護岸が壊れて危険であったため、現在は通行どめになっているところでございます。この堤防道路は、国道から協和公民館までの延長158メートルの市道、小谷1号線であり、今回の災害では、公共土木施設災害の道路災害復旧工事として申請しております。予定では12月14日に査定を受け、その後実施設計書に組みかえ、できるだけ早く工事発注したいと考えております。以上でございます。

**○農林課長（森山博之）** それでは、川畑議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

議員の御指摘のとおりでございます。平成27年度に実施をいたし、完了をいたしました飛岡地区の補助整備箇所につきましては、議員御指摘のとおり、本年度、一時利用指定以後に作付を行い、整備後、初めての収穫を前に被災を受けておられます。農地復旧に係ります申請に訪れた方からも、整備後の分担金の返済も開始をしていない状況で、また災害復旧にかかる負担金も支払うのですかと聞かれる方もいらっしゃいました。状況としては理解をしておりますが、今の制度では御負担をいただく旨を説明し、申請をいただいております。

また、飛岡川を横断する形で敷設をしております取水施設にも被災を受けておりますけれども、本施設の復旧につきましては、本事業がまだ完了をしていない継続地区でありますことから、事業主体であります県農村整備課で復旧をすることとしております。以上でございます。

**○川畑三郎議員** 今その農林課長の説明ですけれども、今度、災害復旧にかかる負担金ということが出ますけれども、なかなか支払いは困難だというような状況ですので、これは市長、ここは要望ですけれども、分担金もあるし、負担金と二重というのはなかなか難しいと思うんですよね。ここら辺のところを市としても対処をしていただきたいと、これは、僕は要望をしておきます。もう、要望ということはしてくだ

さいということですので、よろしく願いしておきます。もう先は言いませんので、よろしく願います。

さっき言いましたように、簡易型のため池も、2つが流木と土砂で埋まっております。1つの方は、それぞれ一部こう、査定をどっちも受けるわけですが、この作付がまた始まるということで、早くやらないかんのかなと思ったりするんですが、この治山事業の復旧計画はどのように進んでいくのか、課長のほうで説明をお願いします。

**○農林課長（森山博之）** それでは、治山事業の復旧計画についての御質問にお答えをいたします。

1回目の質問で答弁をさせていただいたとおり、海潟地区の山腹崩壊に係ります治山事業につきましては、11カ所を報告いたしました。本市だけでも60カ所を報告いたしておりますが、鹿屋市や曾於市を初めとする大隅半島だけでも数多くの報告がなされておると伺っております。

採択に向けての判断につきましては、国が崩壊の規模や保全対象家屋の件数などにより決定をいたしております。その取りまとめ結果によりますと、海潟におきましては恵比須地区の採択が報告されております。今後は早期着工に向けて要請するとともに、それ以外の箇所採択につきましても、引き続き要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○川畑三郎議員** では、各種の復旧ということで皆さんから御答弁いただきましたので、この分は終わりたいと思います。

最後に、災害見舞金の状況です。

今、課長のほうで、今回上積みが大分したということが報告されました。普通、これは余り我々の耳に届かない気がするんですけども、今回のこんな大きな災害でいろいろ声が出ておりましたが、相当頑張ってる状況、お金が上がったということは、幾分でも私は大変対応して

くれたなと思っております。そういうことで、他のこの災害見舞金の状況、これを各市の状況をちょっとお知らせ願えないでしょうか、わかっちゃったら。

**○福祉課長（保久上光昭）** それでは、他市の状況についての御質問にお答えをしたいと思います。

今回の本市災害見舞金の支給を受けた87世帯のうち、8割近くの68世帯が2人以下という、そういう世帯構成でありましたので、それを考慮の上、県内他市を調査いたしますと、鹿屋市が全壊5万円、半壊4万円、床上浸水3万円。県と鹿児島市が全壊4万5,000円、半壊2万3,000円、床上浸水1万5,000円。台風の常襲地とも言われる枕崎市でも全壊5万円、半壊3万円、床上浸水1万円。霧島市は全壊5万円、半壊3万円、床上浸水につきましては支給なしということでありました。床上浸水の支給なしという、これにつきましては、霧島市以外にも出水市など5市ありました。

このように、今回災害見舞金の見直しを行いましたことで、県内トップクラスの支給内容となっているということでもあります。以上で終わります。

**○川畑三郎議員** 説明をありがとうございました。本来であれば、台風16号の被害ということで一括が本当だったんでしょうけれども、今回は各課もそれぞれ私は動いたと思ったので、皆さんにPRするためにも、私の課はこうしたんですよというのを、僕はいいと思ったので質問したんですけど、また答弁がなかった課もそれぞれに私は対応してくれたと思います。

ですから今後も、さっき言いましたように、起こり得ることがありますので、市長を初めみんなで一致団結して、そういう事があった時は、頑張ると、次に頑張るといようなことで前に進んでいただきたいと思います。そういうことで、きょうの私の質問を終わらせていただきま

す。ありがとうございました。

○議長（池之上誠） ここで暫時休憩いたします。

次は午後3時から再開いたします。

午後2時49分休憩

午後3時0分開議

○議長（池之上誠） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、梅木勇議員の質問を許可いたします。

[梅木 勇議員登壇]

○梅木 勇議員 お疲れさまです。12月も半ばとなり、朝夕の冷たさを感じてまいりました。振り返れば、リオデジャネイロのオリンピック、パラリンピックでは日本選手の活躍に歓喜したのもつかの間で、台風16号の襲来で市内全域に被害が発生しました。被害は、家屋等への被害や牛根の国道磯脇橋の流出、本城川沿いでは中洲橋の一部崩落、堤防を越えての宅地への泥流の床上浸水、各地では田んぼの埋没、冠水、山崩れなどなど、被害は甚大なものとなりました。被災された方々並びに御家族の方々に、心よりお見舞い申し上げます。

先日、4日の日曜日、大野原の大野原いきいき祭りに、今回も途中千本イチョウを見ながら行きました。ことしも盛況で、大野原の皆さんの元気さに憂鬱な気持ちが慰められた思いでありました。

それでは、議長の許可をいただきましたので、さきの通告順に質問してまいりますので、御答弁をよろしく願いいたします。

まず、1点目、台風16号災害について質問いたします。

市報10月号には、9月20日未明、南大隅町付近に上陸しました。その後、風雨は急激に強くなり、午前1時30分には市木で154ミリ、本城で141ミリの1時間雨量を観測しました。同日午前2時ごろ垂水市に最接近となり、午前3時

には風雨は落ち着いたものの、市内全域で深い爪跡を残していききましたとあり、11月号では、災害確定報告として、住家被害が全壊1棟を含む928棟、非住家被害が全壊7棟を含む466棟となりました。

また、土木関係で約14億円、農林耕地関係で約19億円、水道関係で約1,700万円、水産関係で約1億2,500万円、商工観光関係で約1億9,000万円、生活環境関係で約814万円、学校教育関係で552万円、社会教育関係が約9,379万円となりました。総額で約37億円の被害となりました。

また、10月26日には、国より災害復旧事業において、激甚災害指定と局地激甚災害指定を受けましたと記載がありました。激甚災害指定、局地激甚災害指定を受けるほどの甚大な被害に、台風通過後から災害応急対策、復旧に懸命な取り組みがなされたところでもあります。被害はインフラ設備からライフラインなど各方面に発生しましたが、災害応急復旧対応として、各種団体や法人等と災害時における協定が締結されておりますが、各方面、分野にどれぐらいの協定件数があるのか、今回はどのような団体に協定に基づく要請依頼がなされたのか、お伺いいたします。

2点目に、勤務時間の管理について質問いたします。

市役所では、これまで職員の出勤・退庁については、出勤簿対応から、昨年10月にタイムカード式が導入されています。タイムカードは出勤、退庁時が明確に記録されますが、導入のメリット、デメリットについてお伺いいたします。

3点目に、新規作物について質問いたします。

平成28年度の農林課の予算に、新規作物推進事業が取り組まれています。これについては、さきの9月議会で池山議員が質問されています。答弁では、降灰の影響を受けない夏場に栽培で

きる作物を導入して、農業経営の発展並びに安定を図る必要があることから、新規作物を栽培しようとする意欲的な生産者に対し、種苗費等、資材購入費用の2分の1を助成する事業で、本年度は初年度であることから、新規作物を選定するために、8月24日から26日の2泊3日で、香川県と岡山県において視察研修した複数の作物を新規作物の候補として選定しておりますけれども、今、ここでお知らせする段階ではございませんとあります。その後、具体的な新規作物の選定をどのように検討、協議がなされたのかお伺いいたします。また、来年の夏場の栽培、収穫に向けての作付作業等の計画についてお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○総務課長（中谷大潤） それでは、まず先に災害協定の活用についてお答えいたします。

大規模な災害発生時においては、ライフラインや情報通信網が切断され、庁舎等の公共施設の損壊など災害対応能力が著しく低下することから、多岐にわたり、かつ膨大な量の応急復旧活動が十分に遂行できないという事態が発生することが、過去の大災害で検証されたことを受け、全国の自治体同士での相互応援協定や、自治体で不足する専門的な技術や知識、資機材などを有しているさまざまな分野の民間事業所との協定が締結されてきています。

垂水市においても、食料と物資の供給、応急対策業務、放送業務、LPガス・電力の供給、避難施設の提供、その他の相互協力、計34の協定を他自治体や民間事業所等の間で締結しております。また、協定を締結している事業所等におきましては、市主催の防災訓練においても積極的に参加していただいております。

今回の台風16号災害に関する協定につきましては、応急工事や災害現場調査等のため、  
（1）九州電力との災害復旧に関する覚書、  
（2）垂水市建設業組合との応急対策に関する

協定、（3）垂水市管工事組合との水道施設に関する協定、（4）社会福祉施設恵光園との、要援護者の避難施設として使用することに関する協定、（5）たるみず・まちづくり放送との放送に関する協定、（6）ナディックサービス社とのドローンによる災害調査撮影に関する情報収集協力の覚書、（7）国土交通省及び鹿児島県との二次災害防止対策に関する相互応援協定を活用いたしました。その他「財宝」との地域活性化包括連携協定も活用して、飲料用温泉水を購入して、断水時に各家庭へ配布いたしました。

次に、タイムカード導入のメリット、デメリットにつきましてお答えいたします。

タイムカードの導入につきましては、川尻議員から、従来の出勤簿を見直しタイムカードを導入すべきでは、との御提案により調査、検討を進め、試行、運用を踏まえて、平成27年10月から運用を開始したところです。タイムレコーダーを本庁及び各出先機関に合計15台設置し、正規職員及び臨時職員の大半がタイムカードを利用しています。

タイムカードのメリットとしましては、職員の出勤、退勤時間を容易に確認することができることが上げられます。このことから、タイムカードで出勤時間を確認し、始業時間ぎりぎりに出勤する職員に対しては、もう少し早く出勤して余裕を持って業務を開始するよう指導を行っております。

また、以前は出勤後すぐには出勤簿に押印せず、始業時間が過ぎてから押印する職員が見受けられていましたが、タイムカードに変更してからは、始業時間を過ぎてタイムカードを打刻する職員は見受けられなくなりました。

職員の退勤時間についても容易に確認できることから、どの課が現在繁忙期であるかも把握しやすくなっております。

そのほか、遅刻を繰り返す職員が減少する、

通勤途中や公務中の事故などの際、出勤及び出勤時間等を証明する書類として活用することなどが上げられます。

タイムカードへの変更によるデメリットは、今のところ生じておりません。以上でございます。

**○農林課長（森山博之）** それでは、新規作物推進事業、視察後の検討についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘の目的によりまして、平成28年8月24日から26日にかけて、香川県高松市の中央卸売市場及びJA香川大内集荷場や、岡山県倉敷市の加工場を視察しております。

まず、高松市では、エンサイやスナップエンドウ、スイートコーン、モロヘイヤ、ミニカボチャほか4品目の野菜類を主に栽培をしておりました。

また、倉敷市の加工場では、収穫した野菜がどのような形で販売されているかという視点で視察をいたしました。加工場は従業員約300名で、外国からの研修生を積極的に受け入れ、製品はカット野菜が主流で、主な出荷先は、大手コンビニエンスストアがその大半を占めているとのことでありました。

栽培と加工販売の両面で視察を行いました。作物の選定に当たりましては、これまで大隅地域振興局や公設市場関係者、若手農家などの意見を聞きながら慎重に検討を行っており、現在3品目を候補として挙げております。今後はさらに検討を重ね、作付に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

**○梅木 勇議員** それでは、一問一答式でお願いいたします。

災害協定は活用されたかについてでございますけれども、各方面での災害応急対応、復旧が、災害協定に基づき要請依頼が速やかに行われ、また要請を受けた団体等の迅速な対応、協力があつて、応急復旧の対応がなされたと理解いた

します。

先ほども申しましたが、市報11月号には、災害被災者見舞金を住家の全壊、半壊、床上浸水家屋に支給したとありますが、先ほどの川畑議員の質問の中での答弁に、78件、440万円を支給されたということでしたが、このような家庭等では生活物資も支給できなくなったということもあると思うんですが、今回は生活必需品、必需物資の支給はなかったのか、お伺いいたします。

**○福祉課長（保久上光昭）** それでは、生活必需品の関係の支給でございます。県の支援がございまして、鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、住家が全壊等で滅失した世帯等に――濟みません、災害救助法に、適用に至らなかった小災害による罹災者に対して、被服、寝具、その他生活必需品を支給するという、小災害罹災者に対する援護事業というのがございまして、そちらのほうで支給となります。それは被害の程度とか、全壊、半壊、床上の程度、あと世帯因数によって定められる支給基準額の範囲内で支給されることとなっております。

現在、その87世帯については、県の事業でありますけれども、市のほうで物品等の配布はすることになっておりますので、今現在配布中でありまして、年内に配布を終える予定で、今作業を進めているところであります。以上です。

**○梅木 勇議員** 県を通じて支給するということでしたけれども、この災害協定の中には、生活必需物資の供給に関する協定ということで垂水市の商工会との協定もございまして、今回はこの協定に基づいた生活物資の支給ではないということでしょうか。

**○総務課長（中谷大潤）** 御質問にお答えいたします。

今の、商工会との災害協定の物資の支援につきましては、避難所の生活において食料や飲料水、毛布等などの生活必需品が不足する場合に

こちらから要請するものでございますので、今回の16号に対して、避難所生活においてそういった生活必需品の要請はございませんでしたので、商工会のほうには協定の要請はいたしておりません。

**○梅木 勇議員** ありがとうございます。

次に、避難所について。台風の接近に伴い、8カ所の避難所が開設されたところです。垂水市民館にも安全、安心のため避難されましたが、強くなった夜半には、市民館入口フロア、大ホール入口付近に浸水があり、大ホールでは職員が舞台と入口2階へ誘導したそうですが、2階でも水漏れがしたそうです。市民館フロアでは数人が滑られたと聞いております。

また、停電となりホールや通路、トイレも真っ暗で、用を足しにも行けず不安な状態で朝を迎えられたということです。台風には停電はつきものと考えますが、非常用の発電装置の備えはないのか、各避難所はどうなのか。

また、トイレも、昨今では洋式トイレが普及し、特に高齢者等は和式より様式を望まれています。市民館1階のトイレは男性用が1カ所、女性用が2カ所、障害者用が洋式化されていますが、他の避難所はどうでしょうか。お伺いいたします。

**○総務課長（中谷大潤）** まず、本市における避難所におきましては、想定される災害の状況等を勘案し、地区公民館等の公共施設を予備避難所まで含め22カ所を指定しております。

先ほど申しましたように、避難所生活においては食料、飲料水、毛布等の生活必需品が必要不可欠であることから、災害が発生した場合、直ちにこれらを提供するための計画的な備蓄に努め、また他自治体や事業所団体との相互応援及び物資等供給協定の締結、錦江湾奥会議4市による物資等の貸し借り等で対応することにしております。

避難所の環境整備につきましては、各避難所

に停電に備えた発電機を配備し、また地区公民館等のトイレ洋式化も順次、整備してきております。

今回、台風16号における市民館の浸水につきましては、風向きがいつもと違ったことや、風雨が非常に強かったため、入口土間や2階の窓サッシの間から雨水が吹き込んで、床が水浸しになったとの報告を受けておりますが、土のうを積んで浸水を防ぐ、あるいは2階部分の安全な場所へ移動を指示するなどの対応に欠けておりました。停電時の発電機の使い方等も含め、避難所対応会議等で周知し、安心して避難できるための対策に努めてまいります。

**○梅木 勇議員** 各避難所には、非常用の発電装置は備えられているということでした。そういうことであれば、今回の市民館の対応では、それが生かされなかったということになるかと思えますけれども、これについては担当職員の事前確認や訓練等をしっかりしていただきたいと思えます。避難された方々は自分の住宅が、また周辺が不安というようなことで、より安全、安心な避難所へ避難されてきておるわけです。そういうことから、今総務課長も申しましたけれども、ちゃんと事前に確認等をして、安心、信頼の置ける避難所にしていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

これに関して先日、11日日曜日、文化会館において、平成28年度垂水市防災特別企画講演会が開催されました。宮城県仙台市連合町内会長会副会長の島田福男氏の講演では、仙台市青葉区川平地区自主防災会の活動についての講演で、特に東日本大震災の発生時の状況と対応を克明に話されましたが、災害のすごさ、怖さをひしひしと感じたところでした。

また、避難所では、通路、トイレには、避難者の不安払拭、安全のため、一晩中照明が必要であること、停電に備え非常用の発電機や投光器が必要であること、発電機は、ガソリンによ

るものはガソリンの貯蔵に問題があること、カセットボンベ式の発電機もあるが発電時間数の関係がある、最近では太陽光発電機もあるということであります。仙台市でもトイレの洋式化が強く求められ、本年度、洋式化が実現されたとのことでもあります。

本市でも、発電機の対応やトイレの改善が求められておりますので、対応をお願いしたいと思っております。

次に、被害の状況と復旧の見通しは、また体制は十分かについてでございますけれども、被害の状況と復旧の見通しについては、本日、最初に質問された川越議員、また川越議員が市内全域に対して、また川畑議員も質問されましたので、地域的に市木周辺についても停電、山の北向き面の土砂崩れや、農地の埋没等被害が発生しておりますことから、市木地区における土木関係、農林課耕地関係に係る被害状況と復旧をお聞きいたします。

体制については、被害発生直後から、関係課では懸命な応急対応、復旧作業が取り組まれています。特に土木課や農林課耕地係、水道課では、技術者がなくてはなりません。早期復旧が望まれますが、一つ一つの流れを段階的に進めてゆかなければならず、長期にわたるものと思われまます。これまでの通常業務の上に、災害復旧事務作業が発生し、多忙を極めるが、これまでの体制で乗り切れるのかお伺いいたします。

**○土木課長（宮迫章二）** 被害の状況と復旧の見通しについて、土木課分の各地域の復旧とその対策につきましては、川越議員の御質問にお答えいたしましたので、市木地区の災害についてお答えいたします。

9月20日の台風通過後、午前7時過ぎから裏山が崩れて土砂が流出している、道路に土砂や倒木があり、車が通れないなどの通報が、10月3日まで約15件ございました。土木課の対応としましては、建設業者に依頼しまして土砂や倒

木の除去をし、通行の確保を図ったところでございます。

今後の復旧計画としましては、公共土木施設災害に該当しない箇所につきましては、緊急性を考慮して復旧してまいります。

山崩れの箇所につきましては県にお願いしておりますが、土地所有者の承諾書や、地元からの要望書の申請があれば採択されやすいと思っておりますので、御協力お願いいたします。以上でございます。

**○農林課長（森山博之）** それでは、梅木議員の御質問にお答えをいたします。

市木地区におきましては、河崎川の氾濫はなかったものの、堂脇地区の山腹崩壊によりまして、0.7ヘクタールの水田において大量の土砂と流木が堆積をしております。この農地復旧につきましては、14筆を申請することとしております。なお、補助災害に該当をしない申請のあった箇所につきましても、単独事業として対応したいと考えております。現在、国庫補助申請を管理しておりませんので、予定件数ではありませんが、農業用施設の農道や用水路について3件を申請する予定でございます。

次に、山腹崩壊によります治山事業につきまして、市木地区におきましては13カ所の被災を受けております。県林務水産課長へ報告をいたしております。なお、実施年度につきましては、崩壊規模や保全対象家屋により決定をされるものと伺っております。以上でございます。

**○総務課長（中谷大潤）** それでは、職員体制、特に技術職員につきまして、これまでの対応についてお答えいたします。

災害発生直後は、状況調査のため技術職、事務職を問わず現場に出向いて、被災状況の確認などそれぞれの所管業務に所管課の職員で対応したところですが、その後の災害復旧事務に関しては、専門的な知識を有する技術職員が不足しているとの認識でおります。特に、農林課に

において技術職員の配置が十分でなく、災害調査及び査定受験のために技術職員の増員が必要であったことから、退職された技術職員を2名臨時職員として雇用し、水道課職員1名に対し農林課職員も兼ねる辞令を発令いたしました。

また、市長みずから土地改良事業団体連合会及び治山林道協会へ出向いて、業務支援要請を行い、職員派遣による後方支援をしていただいております。事務職においても、前任者2名を、勤務終了後と休日に災害復旧事務に従事させて、現状の職員数、先ほどの体制で職員一丸となり災害復旧に取り組んでおります。

**○梅木 勇議員** 土木課関係の災害復旧でございますけれども、ただいまの答弁では、土砂崩れ等に採択になるためには地域住民の要望とか、いわゆる後押しと言えいいんでしょうか、そういうのがあれば採択になる可能性があるというようなふうに受けとめたんですけども、もう一回そこあたりを、よろしく説明をお願いいたします。

**○土木課長（宮迫章二）** 崖崩れの箇所につきましては、県の砂防課のほうと調査いたしました。危険箇所指定してありますけど、直接住宅まで流出したところにつきましては、今回の緊急の急傾斜事業で申請しております。

この箇所につきましては、まだ住宅まで到達していないということで、今後の急傾斜事業で申請したいと考えておりますので、そのためには斜面の土地の所有者の承諾、地域の、また要望があれば採択されやすいというふうを考えておりますので、ぜひそこあたりを協力していただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

**○梅木 勇議員** ありがとうございます。体制についてはそれなりに取り組みがなされているというようなことでございましたけれども、非常事態で職員の長期にわたる時間外勤務、休日出勤などで過労の増大による疲労、健康問題も

考えられます。このようなことが発生しないよう、現場職員の声も聞きながら、職員の補充、ケアなど十分な体制をとっていただきたいと思っております。

次に、勤務時間の管理についてでございますが、先ほどのタイムカード導入のメリット、デメリットはということでお聞きしましたけれども、メリットについて4点ほどあり、デメリットについては今のところないというようなことでございましたけれども、メリットの中には、駆け込み職員のチェックもできるということ、それと出勤時、退庁時の時間が明確になるということでございます。

そういうような状況の中で、次に時間外勤務の状況についてであります。広告代理店最王手「電通」の女性新入社員自殺の報道は、皆さんの記憶にもあるかと思っております。また、12月7日の南日本新聞では、出水市役所に勤める40代の男性職員が11月に自殺したとの報道がありました。いずれも長時間労働をしていたとのことであります。私も市役所閉庁後、市役所前など行き来することがありますが、各所に明かりがついているのを見ますと、遅くまでお疲れさまという気持ちであります。

本市における時間外勤務の状況を、また、恒常的に時間外勤務が行われている箇所はないのか、長時間勤務、サービス残業はあるのか伺います。

**○総務課長（中谷大潤）** 時間外勤務の状況ですが、繁忙期により残業している部署、また恒常的に多忙のため残業している職員が多い部署とさまざまでございますが、状況につきましてはおおむね把握しております。

ここ数年の時間外勤務手当の支給額は、平成25年度の1,350万円に対し、27年度は1,620万円と増加しているところでございます。

職員の時間外勤務につきましては、垂水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例において、

正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずることができる」と規定されており、これに基づき、所属長の命令により時間外勤務命令を作成して提出することになっております。

ただ、時間外勤務に基づかない、いわゆるサービス残業があることも承知しておりますので、必要な業務に係る時間外勤務については、時間外勤務命令簿を提出するよう職員への周知を図ってまいります。

○梅木 勇議員 時間外勤務については、年間を通じた繁忙期とか、そんなところによってはそういう長時間労働と申しますか、そういうのもあり得ると。それといわゆるサービス残業もあると。また、恒常的に時間外勤務が行われている職場もあるというふうなことですけれども、このような現状をどのように認識されているのかお聞かせください。

○総務課長（中谷大潤） 本市においては、合併協議が破綻した後の平成17年に、新定員適正化計画を定め、平成27年4月1日までの10年間で50人の職員を削減してきたところですが、一方で、権限事務移譲等により業務量は増加傾向にあり、一職員が抱える業務量がふえたことに比例して、時間外勤務も増加していると考えられます。しかし、職員一丸となって行財政改革に取り組んできた経緯もあることから、職員によっては時間外勤務手当が支給されることに遠慮を感じていることもあるかもしれません。

ただ、時間外勤務手当の支給にかかわらず、年間を通じて恒常的に時間外勤務を行っている部署等については、その業務量及び業務の内容、組織に課題があると思われるので、職場環境の改善を図ることが必要だと思われます。残業を行っている原因は何か、必要な業務なのかどうか、必要であれば業務分担は適正か、職員数は妥当かなど、根本的に原因を究明することが必要だと考えます。

また、体調面を考えると、特に過労による職員のメンタルダウンが心配されますので、恒常的に生じる時間外勤務の削減を課題として取り組んでまいります。

台風16号の災害復旧、査定事務に当たり、現在土木課、農林課を中心に多くの職員が土日を問わず、日々夜遅くまで業務を遂行しているところがございます。今後も復旧による時間外勤務が長期化されることが想定されますので、災害復旧に係る業務の状況を逐一把握し、職員の心身両面の健康管理に配慮してまいります。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。日本能率協会による仕事と健康に関する意識調査では、1日当たりの残業が2時間以上3時間未満の人では25.3%、3時間以上では25.0%が精神面での不調を感じ、身体面で不調を感じた人をそれぞれ6.6ポイント、4.2ポイント上回ったと新聞記事があります。月に80時間以上の残業は過労死ラインとされているようです。

年間を通じると一定時期の繁忙期や、やむを得ない事情で残業をしなければならないこともあると思われますが、今総務課長もちょっと言われましたけれども、恒常的な時間外勤務等が行われているような箇所、長時間勤務等については改善が求められますが、どのように解消すべきか、もう一回お願いいたします。

○総務課長（中谷大潤） 先ほどと重複するかもしれませんが、恒常的に時間外勤務が続いている部署は把握しておりますので、その部署にかかわる業務量及び業務の内容等を調査いたしまして、その部署と職場環境の改善を協議したいと考えております。特に、残業を行っている原因、本当に必要なのか、前からある前例に従った事務を行っていないかなど、根本的な原因を究明したいと考えております。

○梅木 勇議員 先ほどの私の話の中で、サービス残業が存在しないかということでお尋ねしましたところ、サービス残業も存在するという

ことであります。このサービス残業については、それぞれの箇所で何かそういう、総務課長が答弁しました、課長、上司の命令によってその時間外勤務手当を申請、申告するということですが、そこに至らずにいわれるサービス残業が行われていると。これは、それぞれの箇所でそういうのを申告しづらい雰囲気はないのか、なぜそういうふうになるのかと、こういうふうと思うところです。ここあたりについての見解を、再度お願いいたします。

**○総務課長（中谷大潤）** サービス残業ということは、先ほどお答えいたしましたように、認識は十分にいたしております。ただ、その時間外勤務を出すのは本人の考え方でございまして、夜遅くまで、あるいは土日に出てくる業務の原因とか要因につきまして、またその本人がどう考えているかにもよりますので、一概に全てをまた、この時間外勤務として認めるかどうかというのも今後の課題ではあるかと思っておりますけれども、そういったところも含めて、まず管理職についてその辺の状況把握について周知したいと。その後、職員につきましても、自主的に出すべきものは出すような指導を行ってまいりたいと考えます。

**○梅木 勇議員** ありがとうございます。恒常的な時間外勤務のない、長時間勤務のない、健康問題の発生しない職場環境体制に努めていただきたいと思います。

ちなみに、某新聞に記者の目撃があります。まことに恐縮ではありますが、12月4日欄に掲載された記事を、老婆心ながら、途中からではありますが紹介してみます。

「広告大手の電通の女性新入社員が過労自殺したことを受け、長時間労働問題への関心が高まっている。民間だけでなく公務員の過労にも目を向けたい。全体の奉仕者と言っても一人一人の人間。健康で文化的な生活を送れる労働環境であるべきだ。公務員の長時間労働が気になる

理由の一つは、大規模発生など有事の際、昼夜を問わず対応する姿を間近で見ているからだ。警察や消防はもちろん、自治体職員にもさまざまな使命がある。9月、台風16号で大きな被害をもたらした垂水市では、市職員が情報収集や復旧支援に当たった。現場にたびたび足を運んで被災状況を確認、故障した水道施設の修理や災害ごみ回収、関係機関との連絡調整など、業務は多岐にわたる。台風襲来直後は、特にスピーディーな対応が求められるため、職員は早朝から夜遅くまで駆け回っていた。日常的な過労で心身ともに疲れ果てては、いざというときに力を発揮できない。日ごろから多少の余力を備えておくことが大事だ。住民のためにもきちんと休む。そんな意識を一人一人が持つことが求められている。」というようなふうな記事でございました。

この勤務時間については、これで終わらせていただきます。

次に、新規作物についてであります。本市の農業を取り巻く環境は、高齢化が進み、耕作をやめると後継者がいなく、農地が遊休化し、耕作放棄地が拡大していく傾向にあります。

一方では、近年鳥獣被害が年々拡大しております。主要野菜はサヤインゲン、キヌサヤエンドウであると認識しているところです。収益性はあるものの、大方の農家では、収穫時の労働力確保の面から、家族内だけの収穫に終わる面積経営で、面積の拡大ができないのが現状であると思っています。狭い面積でより収益を高めるには、ハウス栽培による施設園芸も考えられますが、設備投資を行えば、継続性から後継者も必要になってきます。

このような現状を認識すれば、機械による植えつけ、機械による収穫作業ができる作物が望ましいと考えます。これに値するのが、例えば米栽培であります。このような作物を導入すれば面積拡大となり、耕作放棄地の解消にもつな

がるものと考えます。

また、鳥獣の被害を受けない作物にも着目する必要があると思います。被害に遭わない作物もあるように聞いておりますが、このようなことを考慮した作物の取り組みも検討していただければと思いますので、検討をお願いしたいと思います。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（池之上誠）** ここで暫時休憩いたします。

次は3時55分から再開いたします。

午後3時44分休憩

午後3時55分開議

**○議長（池之上誠）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、北方貞明議員の質問を許可いたします。

[北方貞明議員登壇]

**○北方貞明議員** それでは、早速質問に入らせていただきます。

垂水市の森林保全について。

垂水市の森林保全の現状について質問いたします。垂水市の土地総面積の約78%は森林面積であると聞いております。垂水市の森林は、急な傾斜の山間地域とシラス土壌の丘陵地域とに大別されます。このような地形により、これまで幾度となく台風や豪雨による大きな災害が発生しています。森林の役割は、二酸化酸素を吸収し、地球温暖化防止対策などの機能を発揮するなど、森林環境は大変重要であると考えております。また、豊かな森は豊かな海を育むとも言われます。

そこでお聞きいたします。垂水市の森林保全の現状について教えてください。

南の拠点について、土地取得について質問いたします。

南の拠点づくりの土地取得については、朝方の川越議員の答弁で大体は理解いたしました。

私は、土地開発公社の業務は、高度成長時代の昭和40年代、地価の高騰や民間による乱開発を防ぐことを目的とし、地方自治体が土地開発公社を設立し、土地開発公社が造成、売却することが目的であったと思っておりましたが、川越議員の答弁で賃貸業務もできると答弁されたようです。いつの時点で賃貸業務ができるようになったのか、お聞かせください。

垂水市の基幹産業である水産業を守るための排水処理対策について。

垂水市は水産業のカンパチやブリの養殖基地であり、本市の基幹産業のためにも、公共水域の水質浄化は大変重要であると思っております。垂水市、鹿児島市、始良市、霧島市の錦江湾奥会議でも、環境問題は議論の一つとして議論されております。湾奥については、特に松ヶ崎沖、牛根沖は閉鎖性水域であるため、漁業集落排水施設への接続促進や、より高性能な合併浄化槽の設置が義務づけられなければならないと考えております。公共水域の牛根沖と海潟沖の海水の状況をお聞かせください。

また、浄化槽市町村整備推進事業について質問いたします。

浄化槽市町村整備では、個人設置負担が少ない浄化槽と聞いているが、どのような事業なのかお聞かせください。これで1回目の質問を終わります。

**○農林課長（森山博之）** 垂水市の森林保全状況についての御質問にお答えをいたします。

本市の森林保全状況でございますが、平成25年4月1日付で垂水市森林保全整備計画を策定いたしました。議員御指摘のとおり、森林面積は1万2,563ヘクタールで、市の土地総面積の77.5%を占めております。そのうち、民有林は8,441ヘクタールで、森林面積の67.2%を占めており、その中で、杉やヒノキを主体とした人工林の面積は、4,823ヘクタールでございます。

森林が果たす役割は、国土の保全や水源の涵

養などの機能を発揮していくことが求められております。そのためには、適切に森林整備を推進していくとともに、森林を育成するために行う造林や保全、伐採等の一連の行為が必要であります。

これらのことを踏まえ、整備計画では、山地災害防止機能及び土壌保全を有する能力の優れた森林を目指すことや、間伐作業に関する事項などを盛り込んでおります。この計画書に基づき整備していかなければならないのですが、民有林においては管理者の高齢化に加え、既に所有者の世代が変わり、管理保全ができない山林も多く見受けられるのが現状でございます。

また、市有林においては、予算の範囲内で大隅森林組合に委託し、間伐作業を行うことにより保全を行っております。以上でございます。

**○企画政策課長（角野 毅）** 北方議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、垂水市土地開発公社を設立時は、土地開発公社の業務といたしまして、公共用地の先行取得や造成事業が主な業務となっており、所有する土地の賃貸については業務の範囲の中で行うことができませんでした。

しかしながら、平成14年の構造改革特区要望の中で、土地開発公社所有地への賃貸方式への導入について要望があり、一部には特例措置として認められておりました。その後、この特例措置は全国から要望が多く、土地賃貸を条件とした企業進出による企業誘致に一定の効果が確認されましたことから、平成16年12月に公有地の拡大の推進に関する法律の一部が改正され、全国の土地開発公社の業務として賃貸を行うことが可能となっております。以上でございます。

**○生活環境課長（田之上康）** 鹿児島湾沖の水質についてお答えをいたします。

鹿児島湾は南北約80キロメートル、東西約20キロメートルの内湾で、最大水深は湾奥で206メートル、湾中央部で237メートルあり、西桜島

水道を境に湾奥部と湾中央部はすり鉢のような形が2つ隣接しているわけです。湾内と外海の海水の交換が悪いという状況で、水質も悪くなりやすい性質を持っております。

あわせて、高度経済成長時代、人口の集中等に伴い流入汚濁量の増加による水質の悪化が進み、これに歯どめをかけるため、県では昭和54年に水質保全目標を設定し、環境保全対策を講じる鹿児島湾ブルー計画を策定し、各種の取り組みを行ってまいりました。その結果といたしまして、鹿児島大学等の研究機関の調査では、調査ポイントによっては基準値を上回る箇所もあるものの、鹿児島湾沖の水質環境はおおむね良好な状況で推移しているとしております。

また、垂水市沖での調査結果についても同様となっておりますが、湾奥部の松ヶ崎地区と海潟沖の水質、指標で申し上げればCODの指標だったかと思えますけれども、湾奥部のほうが、若干数値が高いというようなことになっております。

そのようなことでございますので、牛根沖は湾奥部でありますことから、水質保全のためには生活排水の浄化も重要になってまいりますので、引き続き浄化槽整備を推進していきたいと考えております。

続きまして、浄化槽市町村設置整備推進事業とはということでございますが、合併浄化槽の設置は個人が国、県、市町村から助成を受け設置を行う個人型設置が基本形ですけれども、なかなか普及しないのが現状としてあるわけでございます。このため、国は汚水処理人口の普及率を高めるため、市町村が公共事業として合併浄化槽を個人の敷地に設置し、市町村が保守点検や法定検査などの維持管理を行うよう設計したものが、この市町村設置型事業でございます。以上でございます。

**○北方貞明議員** それでは、一問一答でよろしくお願いたします。

それでは、森林保全について質問をいたします。

森林保全については、現状では理解いたしました。しかし、9月20日の台風16号により、森林が甚大な被害を受けましたのは皆さんも御存じのとおりだと思います。その森林が受けた、災害を受けた規模はどれぐらいあったかお聞かせください。

**○農林課長（森山博之）** それでは、北方議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

台風16号による森林災害についてお答えをいたします。今回の森林における山腹崩壊箇所は広範囲にわたり、山の奥深くまで至っておりますので、崩壊箇所全てを把握するのは困難であります。治山事業として申請可能な箇所につきましては、今回60カ所を、鹿児島県林務水産課長宛てに報告をいたしております。

被害の状況につきましては、その多くが急な斜面において大量の雨水で地盤が軟弱化し、加えて暴風により樹木が揺らされたことにより崩壊をしたものと推測いたします。その被災面積は、おおむねではございますが5.7ヘクタールにも及んでおり、また、樹木の多くは杉やヒノキ、クヌギなどでございました。

また、今回の治山事業の採択について、県の取りまとめによりますと、平成28年度には4カ所を採択予定との報告をいただいております。以上でございます。

**○北方貞明議員** ありがとうございます。それでは、災害は特に山奥で、余り、100%把握はできないということですね。しかしながら、かなりの災害があったということはもう認識、把握されておるとお思います。

朝方、商工観光のほうで、川畑さんの質問で、その流木が海まで達しておるとするのは皆様御存じのとおり、被害の本数は6,000本というふうな答弁もありました。そういう中で、垂水市の地形の全容からいきまして、根本的な解決は

難しいと思いますけれども、今後どのような取り組みをされていくか、ちょっと今後のことを教えてください。

**○農林課長（森山博之）** それでは、森林環境の改善という観点でお答えをいたします。

災害に強いという観点で森林環境を改善するには、杉やヒノキなどの針葉樹と、クヌギやケヤキなどの広葉樹が適度に入りまじった、多様な樹木で構成されていることが健全な森林とされております。特に、間伐作業が滞ることにより樹木が過密になり、日照不足から根の成長が抑制をされ、倒れやすい原因となるようでございます。

山地崩壊の原因は、その土壌や溪流の形態などさまざまな要因がございますが、引き続き、市有林の315ヘクタールについても間伐作業を年次的に実施し、環境の改善に努めるとともに、民有林においても大隅森林組合と連携を図り、健全な森林保全のための周知に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○北方貞明議員** 保全に対していろんな作用の面から考えられると。そして今後は、間伐等も計画的といいますか、そういうような伐採もすると。

そういう中で、雑木を植えるというような答弁をいただきましたけれども、私も本当にこの、今、人工林は雑木は植えてないために、その杉の人工林割合は、ヒノキの人工林がその面積一面に植えてあるため、また我が垂水市においては、桜島の影響でシラス土壌でもあるし、そういうような土壌の軟弱さというものもあると思います。そういう中で、雑木をその面積に対して、あるいは何パーセントかは雑木を植えるというような、そういう指導をしたら今回のような流木の被害がある程度は防げたんじゃないかと、私は考えておるところです。

だから、この森林を守る、また流木を発生させない安心、安全なまちづくりのためにも、我

が垂水からでも、市長、この森林を守るために国のほうに何らかの方策をとってってもらえんかどうかと。そういうような市長の安心、安全、まちづくりに対しての、流木を最小限に食い止めるにはどうしたらいいのか、それを、じゃあどう国に訴えていくかということ、私は要望したいんですけれども。

ということは、これからの温暖気候において、この森林の被害、災害というのはこれから全国的にも広がっていくんじゃないかと、私は思っているんですよ。我が垂水は小さい町ですけども、こういう森林を保全のために、こんな小さい町からでも発信していけるんじゃないかと、その点の市長の気持ち、考え方をお伺いいたします。

**○市長（尾脇雅弥）** 先ほどから担当課長を中心にお話をさせていただいておりますけれども、今の北方議員のお話も聞いて、私も基本的には同感であります。

災害直後にヘリコプターで山からずっと見てきましたけれども、今回6,000本ということでしたけれども、まだまだ来年度以降、同じような雨が降ったらどうなるんだろうという課題も残っております。すぐすぐできるものではありませんけれども、やはり森林環境ということが一つ、今回の大きな災害の要因の一つでもあったのではないかなということを考えております。森林組合あるいは県、国に対して、口頭ではありますけれども、そのようなことは訴えてまいりました。

ただ、それを具現化するためには、正式にいろんな形で要望とか、具体的なデータも持ちながら進達をしていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、趣旨を受けとめていろんな形で検討をしながら、しかるべきところへ要望なり提案なりをしていきたいというふうに思っております。

**○北方貞明議員** 市長、どうもありがとうございます

います。そのようなことで、森林改革、よろしく願いいたします。

次の、南の拠点づくりなんですけども、賃貸ができるということは、法の改正により平成16年からできるようになったというような受けとめ方をしておるわけなんですけど、これはその土地開発公社が土地を、これは全国的なことなんですけど、土地開発公社が土地を求めたものが、バブル経済の崩壊のもと、塩づけが発生したからこのような法改正がなされたんだろうと、私自身は自分でそう理解するわけなんですけど。今回南の拠点では賃貸でいくというような、先ほども言いましたように川越議員のほうへ答弁されております。

そこで2回目の質問をいたしますけれども、南の拠点事業整備のエリアの中で、市の整備する道の駅の分の物産館ですかね、そういうような土地が、開発公社から市が借り受けるような形になるんですかね。その辺のことをちょっとお聞かせください。

**○企画政策課長（角野 毅）** 北方議員の御質問にお答えいたします。

南の拠点の整備エリアの中で、土地開発公社が土地取得を行う予定の面積につきましては、国が土地取得を行う部分を除きました約1万5,000平米、4,600坪程度となっております。その中で、道の駅のメインとなります施設整備エリアである約3,700平米、1,100坪程度につきましては、土地開発公社により土地の先行取得を行います。公共施設建設用地でございますために、市が土地開発公社から買い取る予定としております。

なお、垂水市による買い取りの際には、電源立地地域対策交付金事業により積み立てております基金を財源の一部として活用するため、現在検討協議を行っているところでございます。

**○北方貞明議員** 電源ということは発電所の関係の。その交付金の一部を充てると、今言われ

てましたけれども、一部とはその1,100坪ですか、確か購入する、今答弁いただきましたけど、その1,100坪に対して、その交付金は大体何パーセントぐらいに当たるものですか。

**○企画政策課長（角野 毅）** 交付金、年間に460万円程度の支給がございます。それを基金として積み立てをいたしまして、今現在の計画では、平成31年度にはその満期を迎えるために活用していきたいと考えておりますけれども、3分の2強の部分につきましては、この基金の財源が使えるのではないかとというふうに考えております。基金の額としましては2,000万円強になる予定でございます。

なお、土地開発公社から、市として買い取ります公共施設建設予定地の部分につきましての試算が、現在3,000万円程度というふうに考えておりますので、その一部分、2千数百万円は基金の財源を充てられると考えております。

**○北方貞明議員** その基金の充当や購入金額は理解いたしました。

そこで、質問をちょっと変えますけれども、それも川越議員のときの答弁ですが、12月7日に経営者会議で、土地購入をするというふうに経営者会議で決まったわけですよ。それで、その会議の中で解散の話は出なかったのか。昨年の、ちょうど1年前に来年の、まあことし、28年度には土地開発公社は解散すると、この席上で1年前、答弁されておるわけです。それが1年もたたないうちに、今度は経営者会議で開発公社から、開発公社で南の拠点の土地を購入するというふうに。何か市のほうの方針というか、議場で述べられた言葉に対して何ら責任を感じられないんでしょうか。その辺をお伺いいたします。

そりゃあ経営者会議ですから、やっぱりこれは、一番トップは理事長である市長、尾脇市長に答えていただければ私は思っておりますが、いかがでしょう。

**○企画政策課長（角野 毅）** まず、議場で土地開発公社の解散についてということでございますけれども、28年に解散をするというような発言があったように議員のほうから質問がございましたけれども、28年度中、土地開発公社で今抱えております課題等の解決ができれば解散をすることが、その方向で検討していきたいということで整理をしておりましたけれども、今現在、御承知のとおり訴訟を抱えながら、土地開発公社として案件を抱えている状況の中で、解散という形はとれないということでございます。

**○市長（尾脇雅弥）** 同じようなことになりまされども、要するに解散をする条件が整えばということでありますので、まだそういう条件にないということであります。

**○北方貞明議員** そしたら、今、土地開発公社は共同店舗側とあるのは裁判沙汰、訴訟問題に発展しておるわけですが、それは僕も十分わかっておるつもりです。

そういう問題があるから解散できないというお話を今言われましたけれど、そしたらどの辺に裁判の決着の時期を見ておられるのか。相手があることからはっきりは、大体のことは、いつまでぐらいには解決せんにゃいかんというような、やはり執行部の考えがあると思いますので、その辺をお聞きします。

**○企画政策課長（角野 毅）** 今、裁判訴訟のお話でございますけれども、現在相当回数、今、四、五回の口頭弁論重ねている最中でございます。今後、年明け以降、約3回の口頭弁論が計画をされております。

議員がおっしゃいますように、いつまでにどのような期限でございますけれども、これはあくまでも土地開発公社といたしましても、訴訟という形で裁判所へ判断を委ねている関係上、この期日をうちでいつまでに回答を出すといったような案件には、もう既に手を離れてしまっ

ておりますので、ならないものと考えております。

**○北方貞明議員** そういう、いつになるかわからないというような問題を抱えておりながら、今回この南の拠点で、解散ができていないんだから、まだ土地開発公社は生きとるんだから、だったら南の拠点を買えるじゃないかと、そういうような認識があると私は思っております。

そういう中で、この道の駅の部分を今度、道の駅の部分は国土交通省、その物産展は垂水市が購入するわけですけども、あとの両サイドは民間人に、第三者に賃貸されると思うんですけども、今、訴訟問題になっている共同店舗があると。で、今度は第三者に賃貸された、何年後をめどに賃貸というか投資、回収ができるもんか、何年度ぐらいで、もし貸した場合は。そういうのも既に、この整備計画をされるには、そういうのは既に計画をされての貸し出しと、賃貸と思いますけれども、何年ぐらいでその賃貸契約をされるおつもりか。

**○企画政策課長（角野 毅）** 用地につきましては、今、民間エリア、市の所有するエリア、国交省エリアという形の中でございますけれども、その民間エリアにつきましては、全てを賃貸というわけではございませんで、一部は、民間の方からの要望があれば売却ということも考えております。

今、そこへ入っていただく事業者の方について細かい打ち合わせをしておりますので、その辺が定まれば、我々としては、土地開発公社として大体整備をすることによりまして、購入単価それから造成単価といったようなもの、そのほかに借り入れの金利等がございますので、大体坪単価どの程度で貸し出しをすればいいというのが事業費として出てまいります。

あとは、何社入られるかによって、その賃貸の回収年度というものも変わってきますけれども、10年から15年程度の中で回収ができるよ

うな試算設定をするつもりでおります。

**○北方貞明議員** この辺で南の拠点は終わります。あとの、公社との訴訟の問題は川尻議員も質問されていますから、あとのほうは川尻議員に任すことにしておきます。

次の、課長、その水質のことなんですけども、課長はおおむね良好だというふうなお答えでしたけれども、私は県の環境保全課に問い合わせたところ、湾奥、始良沖、霧島沖は2.0。これが2.0ってというのは大体基準値であるらしいので、これをオーバーしたらちょっとおかしいなというような水質らしいですけども、そういう中で、垂水の海潟沖は本当すばらしくて、1.8というような数字を聞きました。ただし、牛根沖は2.9というような、かなり高い数値を聞きました。この数値は年6回、県のほうが調査して、高いほうから2番目を採用したのがこの数値だということで、牛根沖はこれ2.9ですけど、一番高いのはまだこれよりオーバーしとるというふうなことなんですよね。そういうことであります。

そこで、基幹産業の養殖を守るためには、どうしても海水の浄化は大切だと思っております。そういうことで、我が垂水は湾奥の4市でも鹿児島市は断トツで92.何%分、霧島、始良でも七十五、六%をクリアしてます。我が垂水は53%ということなんですよね。何でこれが伸びないのか。私は、垂水は本当どこの町よりも水産業が盛んなわけですから、この普及率をどんどん伸ばしていきたいと思うんですが、なぜ低いのか、低い要因は何なのか。

**○生活環境課長（田之上康）** 湾奥の自治体の中で低いわけですけども、鹿児島市、霧島市は下水道を整備しておりますし、始良市につきましては、新興住宅地ということで新築がどんどんふえてきて、当然合併浄化槽ができるわけですので、そういうことから普及率は高いということが言われております。

翻りまして、垂水市であるわけですが、垂水市では浄化槽設置を専門に行う業者がおりません。水道業者や土木業者等が本業の傍らに浄化槽を設置するというようなことで、公共事業の受注の有無に左右され思うように普及率が伸びないことと、また既に単独浄化槽を設置されていらっしゃる家庭におきましては、日常生活に支障を感じることもなく、また合併浄化槽の切りかえに個人負担も生じますことから、転嫁への意識が弱く普及が進まない理由と考えているところでございます。

また、普及率向上に向けた対策につきましては、6月議会で答弁しておりますけれども、本年度から市内業者に対しまして発注しました際は5万円を上乗せ助成することといたしまして、普及率の向上を図っているところでございます。

以上でございます。

**○北方貞明議員** 今、我が垂水市には浄化槽設置の専門業者がない、そして土木業者が兼務しておると、となれば、今回のように大災害があれば、もうとてもじゃないけども業者さんの確保はできないということで、そっちのほうも伸びないということのようでありました。

私がなぜこんな言い方、先ほども言いましたように、基幹産業の養殖場を盛んなわけです。そして両漁協ともブランドを取っております。そのブランド名を恥じないようなやはり海水の浄化は大切だと思っております。

そこで、どうしたら、今このできない理由は述べられましたけども、どうしたら浄化槽の普及率を他市並みに近づけることができるのか、どうしたら、もっと工夫したら伸びるよと、そういう案がありましたらお聞かせください。

**○生活環境課長（田之上康）** 先ほども申し上げましたが、なかなか意識づけが難しいということでございますので、今年度から5万円の上乗せ補助を実施いたしまして、市内業者の方々

にハッパをかけているところではございます。

それと、私どもとすれば、広報、市報を通じまして市民の皆様へ周知をかけるということを考えております。

今後は、ただ載せ、こういった浄化槽の紹介だけではなくて、ちょっと紙面を割いていただいて浄化槽の意義、かれこれを、特集を組んでいただきまして、より一層市民の方々へ周知を、関心を高めていただきたいと考えております。

**○北方貞明議員** ありがとうございます。

そういうふうに、市民にいろいろなPRを、啓蒙活動をしていただいて、他市並みに普及率を上げるような施策を取り組んでください。市報も大いに使ってください。

そして、参考までに、こういう事業をするか紹介したいと思います。

その閉鎖的、早ういえば垂水が、あっちが湾があるから、行きどまりだから、海水が、だから浄化はできないというのが僕も大体わかっております。

そしてこういう資料を私は見つけました。高度処理型合併浄化槽、これはリン、窒素を完全に除去するらしいです。この高度処理型浄化槽は、鹿児島県では既に指宿の池田湖周辺が採用しておるらしいです。

そういうことで、この制度は垂水にはやはり、垂水にも適しておるんじゃないかと思っております。

この設置は沼や湖、先ほども言われました内湾とかそういった今、松ヶ崎や牛根の漁協あたりの、ああいうところを指しておると思うんですが、そしてこの装置を使えば、環境省の浄化槽助成事業で交付金が上乗せが行われますというような資料があるわけなんですけど、設置費がただしちょっと高くて1.5倍ほど普通のほうよりはかかるようです。参考にできたらと思つて、参考までに述べました。

それでは、次の浄化槽市町村整備事業について、大体わかりましたけども、国は浄化処理人口を高めるためにこの事業があるということは、今さっき述べました。

本市も普及率は湾奥で一番低いわけですけども、この制度は垂水市に対して大変有利ではないかと思っております。それも先ほど言いましたように、先ほど言わなかったか、もとい。この制度は、市町村整備事業のまずそしたらメリットとデメリットをわかれば教えてください。

**○生活環境課長（田之上康）** この事業のメリット、デメリットでございますけれども、メリットから申し上げますと、1点目が、個人が負担する設置費用が軽減されますということでございます。2点目が、保守点検等の維持管理を市町村が行うため未管理浄化槽がなくなるということがあげられます。3点目が、下水道や集中浄化槽などのように地形に影響されることなく整備がしやすいことなどがあげられます。

また、今度は一方デメリットでございますけれども、利用者からの使用料により初期設置費用、維持管理費用を回収することになりますけれども、料金未払いや人口減により空き家の増加等により回収が困難になることが予想されます。当然ながら利用者負担額が発生するため、利用者からの使用料の徴収業務、維持管理に係る業務の増加が考えられ、人員の確保や人件費、維持管理費等のコストが新たに発生するということが考えられます。

以上でございます。

**○北方貞明議員** 答弁で、個人の設置費用がとにかく安いということですよ。そしてメリットと、デメリットでは職員の業務が多くなる、料金の回収などをせなならんということでしたけれども、それよりもそういう問題は別にして、私は要はこの事業は国が環境保全のために汚水処理の普及率を高めるためにする事業であると思っております。だから、我が垂水市にはこう

いう制度は大変いいんじゃないかと、今低い普及率ですから。ほんで、普及率を上げるにはこういう安い制度もあるわけですから、大いに使うべきじゃないかと思っております。

そこで、この制度を今使っている市町村があったら教えてください。

**○生活環境課長（田之上康）** 県内では曾於市が市町村設置型に取り組んでおります。これは、市町村合併前に財部町が取り組んでおりましたことから、旧町の区域により財部地域は市町村設置型、末吉、大隅地域は個人設置型を今でも実施をしているところでございます。

本市で市町村設置型を採用していない理由でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、未収金の徴収業務、債権がもうどうしても発生することが見込まれますので、これに伴う人件費でありますとか、それとかあと今度は維持管理費を個人が負担するのではなくて市町村が負担することになりますので、そういう面からどうしても個人設置型のほうを手厚くしていったほうが垂水市としては望ましいのではないかというような考え方をしているところでございます。

それと、既に合併浄化槽を整備された方々との公平性もちょっと保てないという面からも、踏み切れないといえますか、ちょっと垂水市としては市町村設置型については考えてはいないというような状況ではございます。

**○北方貞明議員** 市民、先につくられた人たちへの公平性が保たれないということですけども、こういうようないろいろな制度が変わっていけば、その制度に一番いいのを取り入れて、目的は普及率を上げることです。それと垂水の海をきれいにするんです。そういうことで僕は質問しておるわけです。

だから、私はもうこの基幹産業にある養殖魚を、先ほども言ったように、安全安心なカンパチ、ブリを品質向上して第一次産業をますます

発展させることは我が垂水市にもプラスになるからこそこういうようなことを僕は言うておるわけです。

参考までに、この市町村合併槽は約60万でできるんですけども、それでその半分を国が負担し、そしてあとの交付税で後50%をまた所持してくれる、そういう制度みたいです。

ほんで、今標準型なのでやっぱり50万ぐらいの個人負担があるんじゃないかなと思っておりますけども、この制度を使えば10万を切るそうです。そういうふうに、個人負担がかなり安い事業であります。それで、県の負担が今この中で一番小さいわけなんですけど、県が負担を大きく膨らませば、その個人負担はだんだんだんだん小さくなっていくうちゅうことで、かなり市民のほうの供される方々には有利な事業じゃないかと思っております。

こういうのも参考にさせていただいて、きょうの質問はこれで終わります。

○議長（池之上誠） 本日は、以上で終了します。

△日程報告

○議長（池之上誠） 次は明日午前9時30分から本会議を開き、一般質問を続行します。

△散 会

○議長（池之上誠） 本日はこれにて散会します。

午後4時42分散会







平成 2 8 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 平成 2 8 年 1 2 月 1 4 日



本会議第3号（12月14日）（水曜）

出席議員 12名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	12番	川尻達志
6番	堀添國尚	13番	篠原静則
7番	池之上誠	14番	川畑三郎

欠席議員 2名

5番	感王寺耕造	11番	森正勝
----	-------	-----	-----

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	田之上康
副市長	岩元明	農林課長	
総務課長		併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長	中谷大潤	事務局長	森山博之
企画政策課長	角野毅	水産商工	
財政課長	野妻正美	観光課長	高田総
税務課長	楠木雅己	土木課長	宮迫章二
市民課長		水道課長	北迫一信
併任		会計課長	堀内昭人
選挙管理		消防長	後迫浩一郎
委員会		教育長	長濱重光
事務局長	川畑千歳	教育総務課長	池松烈
保健課長	鹿屋勉	学校教育課長	下江嘉誉
福祉課長	保久上光昭	社会教育課長	野嶋正人

議会事務局出席者

事務局長	篠原輝義	書記	野村宏治
		書記	瀬脇恵寿

平成28年12月14日午前9時30分開議

△開 議

○議長（池之上誠） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（池之上誠） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行します。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、8番、持留良一議員の質問を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。それでは、2日目一般質問、最初の、それでは、きょうは国会も最終本会議を迎えるということで、大変国民の批判や、また一般新聞等も批判をしているカジノ法案、それと年金、いわゆるカット法案、これが本会議でどげんなるかという大きなきょうは日でもありますけども、私たちは、この議会でもそうですけども、しっかりと市民の負託にこたえた審議をしていく。国会も当然ですけども、国民の負託にこたえた審議をしていく。そのことが求められているのではないのでしょうか。そのことを改めて強調もしておきたいと思います。

冒頭、改めて、災害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。また、市の職員の皆さんも日夜復旧のために尽力されることに敬意を表したいと思います。被災者の住まいと生活の回復、生活を支える生業の再建が本格化する。これからが大変重要です。まさに地域社会が再生できるかどうかの岐路にあります。今後とともに全力で奮闘していきたいと

思います。

それでは、質問に入ります。

最初の質問は、3点にわたって、台風16号に関しての質問であります。災害から、予防、応急、復旧・復興対策へ向けて、今日のあり方について、また、生活支援、農業・土木・住宅の4つの点から質問いたします。さらに、今後の方向性についても問いたいと思います。

今回の取り組みにおいては、甚大な被害だからこそ、従来の枠を超えた支援策をとる議会も含めて訴えてきました。特に重要な点は、災害対策の体系は、予防・応急・復旧・復興の連続的対応によって、不備を補完し、被害を軽減するという連続性にあると言われてます。その視点も踏まえながら、質問いたします。

1番目は、生活再建支援問題です。今、馬込で、馬込からSOSという募金活動が展開され、目標額まで到達する勢いになってます。取り組みの目的は、現状の支援では生活再建が困難だということに始まっているようです。今回は、被災者再建支援法が適用ならず、生活及び住宅再建等で被災者の方々には苦しい状況にあります。このような中、被災者が一刻も早く生活を再開していくためには、市独自の支援策の検討は歴史的にも求められているというふうに思います。全国的にも世帯に対して、支援法と同等の支援を行う独自施策をとる自治体がふえてきています。今日、市はこたえるときに来てると思います。安心して住み続けられるまちづくりのためにも独自政策は必要です。そこで自治体独自支援策の、全国的な支援策の件数はどうなってるか。2点目は、独自施策を行えないのであれば、被災者に対して説明する責任があるが、見解を伺います。

2番目は農林業の復興・復旧対策について伺います。

垂水の農業を支えているのは、経営体など農家もありますが、圧倒的が多くが家族経営、中小

零細農家です。そこへの支援がなくては、垂水の農業の再生発展をさせることはできません。国等の支援でカバーできているのか。できなかつたのであれば、独自の支援策でカバーすることが行政の責務です。災害に強いまちづくりが農業の面からも問われています。そこで農地の復旧対策、補助と市独自の支援策は。

2点目、農舎、畜舎、ハウス、機械設備等の修繕等への補助と市独自の支援策は、支援の内容は、対象にならないケースへの対応はどうしたか。

3点目は、借入金等への対策。利子補給等も含めて、どのようなことができるのか。

4点目は、人事問題であることから、総務課に伺いますけれども、前回の質問で人事政策の方向性について質問いたしました。今回甚大な被害が発生し、改めて技術系職員のあり方が問われてると考えます。そこで査定から発注段階へ向けての作業に問題はないのか。課題と今後に向けての対策について伺います。

3番目は、同じような視点・観点で、土木問題について質問いたします。

小規模急傾斜地崖崩れへの支援と住宅再生への支援と本城川河川氾濫問題について質問いたします。

1点目は、小規模急傾斜地崖崩れへの支援で、宅地等の災害復旧費用の助成で、のり面や擁壁、原型復旧工事へ工事費の補助はできないのか。

宅地背後地災害復旧助成で急傾斜地崩壊危険箇所に指定されている宅地背後地が土砂崩壊や土砂流出の被害について対策工事を必要とする場合の補助は考えられなかったのか。

そして、3点目が、住宅の補修費等の助成をリフォーム助成制度の運用の緩和、再利用できないのか、お聞きをいたします。

3点目は、本城川の氾濫と対策については、この間の豪雨や台風、また住民からの防災上の要望等からとるべき課題があったと考えます。

氾濫についての見解及び管理者である県への要望はどのように考えてるのか、伺います。

次は、来年度の予算に関する質問です。トップランナー方式は地方交付税の査定に標準的な自治体の経費ではなく、民間委託、民営化など、行革の先進自治体の経費を基準に用いる方式で、2016年度から導入されてます。しかし、地方交付税の根幹を変質させていくものと、全国知事会など地方6団体も厳しく批判をし、議会では反対の意見も多数上がってます。行革やトップランナー方式は、今後の地方財政を大きく左右する大問題です。そこで、一つは、地方行政サービス改革推進に関する留意事項についての通知が2015年8月に出されて、推進が進められています。民間委託、自治体のクラウド化、公共施設の集約化、TPP、PIFの拡大などの活用の要請をしていますが、本市はどのように捉えてるのか、伺います。

2点目は、私は、福祉や防災など課題が山積みする地方自治体が住民福祉の増進を図る機関としての役割を果たせるよう地方交付税の拡充、一般財源総額の増額を求めていると思います。財源確保へどのように取り組むのか。また、トップランナー方式は行革などを誘導するものであり、地方交付税本来の趣旨に根本から反するものと批判できるのか、伺います。

次に、総合事業について、質問いたします。厚労省は、介護保険から移行が開始される総合事業について、適切な単価が行われていない実態が指摘されてるとして、ふさわしい単価を求める通知を10月27日に出しています。本市では9月議会で私の質問に、指定業者の法の観点から、当市はこれまで同様の単価でいくと回答がありました。当初はという回答はその後の保証は定かでないということでもあります。全国的には単価の引き下げがあったりして、事業者が経営できない等の批判の声が上がっています。本来、サービスの担い手が広がり、結果、単価が下が

ることができるという事業でしたが、担い手が広がらず、先行して単価が下がったためです。介護保険事業者や自治体からは、単価切り下げのために移行が使われているとの批判や意見もあり、また、利用者を受け入れないという、そのような現状の現場からの意見も上がっているようです。そこで通知をどのように理解し、実行されたのか。

2点目は、指定事業保護者の観点から、当初はこれまで同様の単価での議会での回答、今後単価の切り下げもあるという意味合いが含まれているのか、お聞きをいたします。そして、関係機関と十分な協議を尽くしたのか、伺います。

私は、この問題取り組みに当たりまして、6事業者に訪問いたしまして、アンケートもお願いをいたしました。そして現状も知ることができました。その中で、自治体さまざまな要望が寄せられました。

そこで、3点目には、そういう中から希望が見えない。勤務環境が過酷といった厳しい介護職員の処遇、労働環境の声が寄せられました。どのように、このような現状にこたえていくのか。また、奨学金制度を充実させて、介護職員の育成を図ってほしいとの要望が寄せられました。私は現状を考えると、対策を講じるべきと考えますが、どのようにこたえていくのか、見解を伺います。

次に、就学援助制度での入学準備金についての再度質問をいたします。

それは昨年8月に、速やかに支給できるようにと文科省から通知が出されましたが、進まなかったのか、ことしの6月、参議院文教科学委員会では、文科省は十分に配慮するように通知してるが、引き続き働きかけていくと、各地の取り組みを憂うような答弁をしています。そこで、平成28年5月25日、産業参議院文教科学委員会での文科省の答弁についての見解を伺います。

また、この間の議論での問題は教育委員会サイドでの問題と考えます。問題とされた転出対策、八王子市では転出先に支給した旨を通知し、問題を克服してます。

認定の確定の問題では、大崎町は対策を示してます。大崎町では継続者を対象に改善が図られる方向です。これらの視点からも対策を講じることができるのではないのでしょうか。入学準備金と言いながら、入学時に間に合わないというのは制度の目的を達成しないということにもなります。これでいいのでしょうか。教育委員会の責任が問われてると思います。見解を伺います。

最後に、南の拠点事業について、質問をいたします。PFI事業導入の可否は、可能性調査が大きく左右ものと私たちも学習・研修もしてまいりました。ところが、VFM、いわゆるvalue for moneyについては、さまざまな問題点が指摘をされてます。PFIを研修していた総務省は、客観性及び透明性が確保されているとは認めがたいと、平成20年、平成22年も指摘をし、報告をしています。国会での議論では、VFMを査定する上で重要な係数となる割引率が内閣府のガイドラインに従って算出されてない実態も明らかにされてます。PFI事業を選択する根拠になるVFMを適切な評価ができるのか、不明です。更にVFMの検証は事後的にしか判明せず、達成されたかどうかは、20年、30年後の経過した後しか検証できないと言われてます。本市だと、この事業は15年になりますから、15年にならないと、これが検証できないということになります。このようなPFI事業について、見直しが私は求められてると思います。そこで、過大評価で推進されるPFI事業の導入は検証し、見直すべきではないか考えますが、見解を伺います。

このような問題がある中、一層の慎重審議が求められています。審議を保証するためにも、今後

の取り組みの方向と資料の提出と説明を求めたいと思いますが、見解を伺います。

回答は解説・説明を省いていただいて、端的に私の質問に回答をお願いしたいと思います。納得できない点については再質問いたします。

○福祉課長（保久上光昭） おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、持留議員の台風16号に関して、生活支援策で生活再建へ、被災者生活緊急支援事業、市独自の支援策、特定恒久制度の創設についての御質問にお答えをしたいと思います。

まず、全国の状況ということで、点数はということでもございましたが、古いデータではございますけれども、平成25年5月現在の調査によりますと、47都道府県のうち、32都道府県で取り組まれているという結果が出ておるようでございます。

そして、台風10号で被災した岩手県宮古市が市独自の支援策を講じているがとの御質問ですが、平成28年台風10号は、8月30日午後6時前、岩手県大船渡市付近に上陸し、同県宮古市においても1時間に80ミリの猛烈な雨と37.7メートルの暴風雨が吹き、同県岩泉町など東北地方や北海道に甚大な被害を及ぼした台風でございまして、同日付で、宮古市を初め岩手県県内全域が被災者生活再建支援法の適用団体となっております。御承知のとおり、この被災者生活再建支援法は、自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興をすることを目的に、平成10年5月22日に制定されております。

なお、本市の場合は、住家が滅失した世帯数が法に規定されております要件を満たさなかったことから適用にならなかったところでござい

ます。

議員の御質問にもありましたように、この支援法の適用を受けつつ、岩手県や同県宮古市のような県や市町村が独自の支援策を行う事例が出てきております。そのうち、宮古市の支援策についてでございますが、平成23年3月の東日本大震災時と同様の支援策をベースにして、台風10号に関係する被災者生活再建支援制度として取り組まれております。法に定められた既存の支援金支給制度に加え、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされている方が一刻も早く恒久的な住まいを確保し、被災前の生活を取り戻せるようにと、宮古市内に被災住宅にかわる住宅を新築または購入した場合、2人以上の世帯には限度額200万円まで、単身世帯でも限度額150万円までを独自に補助し、あわせて、新築購入の際に住宅ローンを契約した場合、限度額457万円の利子補給を受けられる内容となっております。

また、宅地を復旧しての住宅再建に限度額50万円、持ち家再建時の引越し費用に限度額5万円を補助するほか、床上浸水世帯に対する支援金については、岩手県の独自補助に上乘せ加算をすることにより、半壊世帯と同額の2人以上の世帯で20万円、単身世帯でも15万円になるような支援を実施されているとのことであります。

そこで、本市の今回の台風16号災害については、先ほど申し上げましたように、被災者生活再建支援法の適用とならなかったことから、県の支援や本市独自の支援が中心となったところでございます。

県の支援といたしましては、鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づき、住家が全壊等で滅失した世帯に10万円支給される住家災害見舞金制度と災害救助法を適用するに至らない小災害による罹災者に対し、被服、寝具、その他生活必需品を支給するという、小災害罹災者に対する援護事業が適用となり、被害の程度及び世帯員

数により定められている支給基準金額の範囲内で支給されます。県の住宅災害見舞金については、既に支給を終えております。また、物資支給に関しましては、県の事業でありますけれども、物資の配布等の事務は市が行うこととなっており、年内配布完了をめどに進めているところでございます。

本市の取り組みといたしましては、より早急な応急対策として、可能な範囲での個人宅地内の土砂除去を実施し、垂水市災害被害者に対する見舞金支給要綱の規定に基づく、災害見舞金を全壊の場合の5万円を10万円に、半壊の場合の2万円を5万円に、今回の台風16号災害で多発し、復旧に要する労力や時間、費用の点からも、半壊と同程度と判断される床上浸水については、5,000円を10倍の5万円に半壊と同額に増額見直しをして、支給を行うなど、今回の被災内容に応じた独自の復旧支援に取り組んでまいっております。

次に、独自施策を行わないのであれば、被災者に対して説明する責任があるが見解をとの御質問ですが、ただいま答弁いたしましたように、今回の被災内容に応じた独自の復旧支援に取り組んでまいっております。このことについては、支援対象となる被災者の皆様には面談等により十分に説明をし、確実な支援につながっているところであります。また、市民の皆様にも市広報紙等を通じてお知らせしてきております。

以上です。

**○農林課長（森山博之）** それでは、持留議員の御質問にお答えをいたします。

本市の農業形態は、温暖な気候を生かした園芸、畜産を中心とする複合経営が主体でございます。昭和50年代以降は、桜島降灰対策の防災対策営農事業によりまして、導入をされましたビニールハウスを利用したインゲンやキヌサヤ、メロンなどの施設野菜が盛んになってきております。今後は露地野菜や畜産等を中心に規模拡大

大を施行する農家と施設園芸による集約的経営を営む担い手農家、高齢者の農家や兼業農家との間で農地の貸借、労働力の提供、農業機械への効率活用などにおいて、その役割を分担しつつ、地域ぐるみで農業の発展を目指していかなければならないと考えております。

また、農業構造については、昭和30年代から過疎化とともに高齢化、兼業化によって、農業生産基盤の脆弱化が進んでおり、特に最近では担い手不足が一層深刻化しております。加えまして、農地の資産的保有傾向が依然強く、高齢者や兼業農家から規模拡大施行農家への農地流動化が進展できない現状がございましたが、昭和48年から実施されております圃場整備等によりまして、土地基盤の整備が進み、流動化が進展しております。一方で、中山間地域では、農業従事者の減少及び高齢化に伴いまして、次世代へ継承できない、または担い手に集積されない農地について、一部遊休農地となっております。近年増加傾向にあります。これらの状況からも農業を取り巻く環境は大変厳しいものであると認識しております。今回の台風16号によります農地の被害につきましては、昨日、川越議員の質問でも答弁をさせていただきましたとおり、牛根、二川の松崎川周辺の寺崎地区や水之上的的場地区、井川地区などで、広範囲にわたり甚大な被害があり、現在国に対しまして、国庫補助申請を行っております。

御承知のとおり、農地復旧につきましては、個人の財産でありますことから、補助残分につきましては、負担金として徴収させていただくこととしております。しかしながら、市長も昨日答弁いたしましたとおり、平成17年にも同規模の台風災害があり、前例として、補助残分を市が2分の1支援することとしており、申請者にとりまして、負担軽減が図られるのではないかと考えております。加えまして、復旧申請をしていただきましたが、国庫補助災害の適用を

受けられなかった農地につきましても、補助災害同様負担金が伴いますが、市で対応したいと考えております。議員からも御指摘がありましており、本市の農業経営体系は、法人経営並びに家族経営に大別することができ、本市の場合、その多くが家族経営による農家が主体となっております。今回の災害により、規模を縮小することなく、安定的かつ継続的に農業経営が行われるよう引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

続きまして、農舎、畜舎、ハウス、農業機械、農業設備の再建、修繕への補助と市独自の支援についての御質問にお答えをいたします。

平成28年に襲来をいたしました台風災害につきましても、台風7号、9号、10号、11号が北海道を初め東北地方において甚大な被害を及ぼしました。特に台風10号においては、観測史上初となる太平洋側から東北地方への上陸となり、岩手県では河川の氾濫により、グループホームが床上浸水の被害に遭い、多くの方が犠牲となり、また、北海道ではたび重なる台風上陸と台風の影響による大雨で、住宅や農業施設が流出し、出荷間近の農作物が水没するなど、農地及び畜産物においても甚大な被害が発生したことを受けまして、10月7日に被災農業者支援のための対策を農林水産省が公表いたしました。

平成28年9月19日から20日にかけての台風16号についても、強風・大雨等により、農業施設や農作物に甚大な被害が発生したことを受け、本台風も追加をされ、災害被害を受けた農業者に対し、農業生産の回復と生産意欲の喚起を目的に農産物に必要な施設、機械の復旧、取得、作物被害の再生産に向けた支援事業が国並びに鹿児島県において実施されることとなりました。

国の支援事業といたしましては、平成28年台風対応産地支援事業及び被災農業者向け経営体育成支援等が実施されることとなり、また、県は支援事業としまして、農業施設復旧支援事業

及び農作物再生産支援事業がございます。

まず、台風対応産地支援事業の支援内容につきましては、次の作付に必要な資材の共同調達支援、出荷不能な作物の撤去や追加防除等の栽培環境整備のための支援、被災農地の生産力回復を図るために必要な堆肥投入等の土づくりの支援で、補助率は2分の1以内でございます。

次に、被災農業者向け経営体育成支援事業の内容につきましては、ビニールハウスや畜舎、堆肥舎、飼育保管施設の再建や修繕、その他農畜産物生産用施設の再建や修繕、農畜産生産用機械の取得や修繕に対する支援であり、経営面積の拡大及び農産物の品質向上などを条件に、10分の3以内の補助を受けることができます。この事業につきましては、先ほど申し上げました県の支援事業の農業施設災害復旧事業におきまして、ビニールハウスや畜舎、堆肥舎、飼料保管施設の再建、修繕を対象といたしますが、全半壊施設及び農業共済等に加入が条件とされており、その場合、県が10分の2を上乗せをするものでございます。

また、農産物再生産支援事業の支援内容につきましては、園芸作物等、種のまき直しや定植に必要な土壌改良資材、肥料、農薬等の資材購入経費、果樹等の作物生産回復を図るために必要な肥料、農薬等の資材購入経費に2分の1の補助を受けることができます。

作物支援事業の対象者の把握につきましては、輪菊生産組合員及び農協果樹部会員などへ本事業の説明を行い、また、ビニールハウスや畜舎等の農業施設については、現地へ出向き、農業者から直接聞き取りを行い、農業用機械につきましては、事前に企画政策課の災害調査の浸水被害情報により、戸別訪問を行い、不在者にはチラシの投入に加え、振興会長へ、対象者に対し、本事業の説明やチラシの投入及び防災無線により周知を図ったところでございます。その結果、農業用施設、ビニールハウスや畜舎の修

繕等が55件、農業機械の購入、修繕が77件ありましたので、県農政課に要望書を提出したところでございます。

なお、農業施設の農業機械の支援にならないケースには、被災した施設や農業機械が台風災害であったことが確認できない場合や取得や修繕に係る領収書を紛失したなどの場合でございます。

本市におきましても被災農業者に対しまして、台風災害からの早い復旧と負担軽減を目的に、国及び県の事業への上乗せとして、上限150万円とし、10分の1の補助を今議会におきまして、その必要な予算を上程しておりますので、御審議をいただき、承認願えればと考えております。

続きまして、借入金等への対策についての御質問にお答えをいたします。

本市においては、借入金等の利子補給の支援につきましては検討を行っておりませんが、国においては、被害を受けた農業者等に対して、経営の早急な復旧に必要な資金が円滑に融通されるよう、5年間の金利負担を軽減する措置として、金利助成金を交付する事業がございます。対象資金としましては、農林業セーフティネット資金、農業経営基盤強化資金、農業体育成強化資金、農林漁業施設資金、農業基盤整備資金、農業近代化資金などについて、5年間実質無利子により貸し付けを行うものでございます。その他、農業近代化資金の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除するための事業や肉用牛肥育経営安定特別対策事業の生産者積立金や養豚経営安定対策事業の生産者負担金の納付免除等の特別措置や鶏卵生産者経営安定事業対策事業の積立金の減額や、既に払い込み済みの積立金の返還など、国においてさまざまな資金関係の支援対策が講じられております。

以上でございます。

○総務課長（中谷大潤） おはようございます。技術職員の現状と今後の課題と対策についての

御質問にお答えいたします。

災害発生から災害査定にかけての技術職員の体制に関する対応については、昨日梅木議員にお答えしたとおりでございます。特に技術職員の配置が十分でない農林課において、災害調査及び災害査定受験のために技術職員の増員が必要であったことから、退職された技術職員を2名臨時職員として雇用し、水道課職員1名に対し、農林課職員も兼ねる事例を発令しました。

また、土地改良事業団体連合会及び治山林道協会においては、職員派遣による後方支援をいただいております。事務職においても2名を勤務終了ごと、休日に災害復旧事務に従事させて、関係する所属職員一丸となり、災害査定受験に取り組んでおります。

災害査定終了後は、工事発注業務へ移行し、技術職員がさらに必要となることが想定されますので、来年4月1日付で技術職員を2名採用いたしますので、関係課職員の充実、事務分担化を図り、効率的な人員配置を行うことができるものと考えております。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） おはようございます。台風16号に関しまして、小規模急傾斜地崖崩れの支援についてございますが、その前に、急傾斜地崩壊対策事業について御説明いたします。

急傾斜地崩壊対策事業は、崖崩れから生命、財産を守るため、急傾斜地法に基づき、急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域において、擁壁工やのり面工等の急傾斜地崩壊防止工事を行う事業でございます。急傾斜地法では、急傾斜地自然崖の所有者等やその崩壊により被害を受けるおそれのある者は、みずからが急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならないとしております。しかし、防止工事の施工には多額の工事費を必要とし、また高度の技術を要することから、所有者等に防止工事を施工させることが困難、または不相当と認められた場合は

公共工事として実施されることとなります。県が行う急傾斜地崩壊対策事業は、事業用地を無償提供していただき、優先順位の高いものから国の補助事業として工事を実施いたします。採択条件は、崖の高さが10メートル以上、保全人家が10戸以上、全体事業費が7,000万以上、移転適地がないことなどです。

県単急傾斜地崩壊対策事業につきましては、事業用地を無償提供していただき、県の補助を受けて、市が工事を実施します。採択条件は崖の高さが5メートル以上、保全人家が5戸以上、単年度工事費が原則として、200万円以上1,500万円未満であること、移転適地がないことなどでございます。

今回の台風16号の災害は激甚災害に指定されたため、県が行う急傾斜事業は保全人家5戸以上、市が行う工事は2戸以上で実施できることになりました。

持留議員の御質問は、この採択要件に該当しない小規模急傾斜地への支援をとのことだと思えます。現在、県も市も対象となる事業はございませんが、今回の災害では、宅地内に大量の土砂が流入してきたため、人力での搬出が困難となり、地域からの要請もあったことから、市長の指示によりまして、重機の借り上げ料や機械リース料の支援をしたところでございます。また、制度は異なりますが、崖に近接した昭和46年以前に建設された建物でございますが、危険な住宅につきましては、安全な場所に移転される場合、がけ地近接等危険住宅移転事業もでございます。この事業は1件でも適用となりますので、御活用いただければと思うところでございます。

次に、住宅の補修用等の助成の御質問でございますが、現在住宅リフォーム促進事業は、地域経済の活性化を主な目的としまして、あわせて快適な住環境の整備を実現するためとしておりまして、補助金の交付は同一世帯について1

回限りとしているため、この制度の補助を既に受けられた方が被災を受けた場合、再度リフォームをしたいが補助を受けることができるのかとの御質問ですが、災害により被災を受けられた場合の対応につきましては想定しておりませんので、今後柔軟に検討していきたいと思えます。

続きまして、本城川の氾濫と対策についての御質問にお答えいたします。

本城川は2級河川で、県の管理となっておりますので、被災後の状況を見ての見解とさせていただきます。

今回の台風16号による雨は、19日午後3時過ぎから降り出し、20日の午前5時までの短時間での豪雨となりました。特に午前1時から2時までの1時間雨量は垂桜の雨量計で123ミリとなっておりますが、時間のとり方によりましては、154ミリの記録的な大雨となっております。連続雨量は444ミリと記録されております。このように局地的な豪雨であったため、至るところで山腹崩壊が発生しまして、土砂や流木が大量に一気に流され、河川構造物や河川のカーブなどに流木や土砂が堆積したことで河床が上がったため、以前から懸念されていた箇所からの越流による被害も発生したのではないかと想定されます。

今回の災害は県のほうでも災害復旧工事で対応されることになっておりますが、被災を受けていない箇所につきましても、改善策があれば、検討していただけるように相談していきたいと考えております。地元の水之上地区公民館からも、本城川のより州除去についての相談を受けておりますので、要望書が提出された時点で、市としましても、これまで以上に強く県へ要望したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○財政課長（野妻正美） トップランナー方式による普通交付税の減額対策のために行政改革

に取り組んでいくのかの御質問にお答えいたします。

トップランナー方式とは、歳出効率化に向けた業務改革で、他市町村のモデルとなるようなものを行った市町村に対して、地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取り組みで、平成28年度以降、3年から5年間で段階的に見直すこととしており、歳出効率化に向けた業務改革が進まない市町村の普通交付税算定は段階的に削減されることとなります。

その対策として、行政改革に取り組んでいくのかという御質問でございますが、財政課としましては、財政改革プログラムを策定し、財政改革を推進してきており、その結果、財務諸表等の数値も改善されてきております。今回のトップランナー方式の導入により、普通交付税が減額となることを想定しております。このことは財政課として考慮すべき点ではございますが、行政改革は市全体の方針に沿って推進すべきものですので、トップランナー方式の導入を理由に行政改革を推進していくことはないと考えております。

以上でございます。

○保健課長（鹿屋 勉） おはようございます。持留議員の介護保険総合事業に関する御質問にお答えいたします。

議員に言われる通知につきましては、平成28年10月27日に厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係から発出されました介護予防日常生活支援総合事業の円滑な施行についてと題する事務連絡文書でございますが、総合事業を既にスタートさせている自治体の中に、地域の実情を余り考慮せずに単価を低く抑えたため、介護事業者及び利用者に混乱をもたらしている事例が見られることを注視して、改めて自治体に注意喚起を促し、総合事業のサービス単価設定についての留意事項を示したものと認識しております。

本市におきましては、総合事業開始を平成29年4月としており、現段階では指定事業所による基準を緩和したサービスについては見込めないため、現行相当サービスである訪問型サービスと通所型サービスの2つによりスタートいたします。サービスの単価設定につきましても、地域の事業者との関係性やサービス料への影響を考慮し、現在国が示している基準単価と同額としているところです。

なお、総合事業では、現行相当サービス以外に基準を緩和したサービス、多様なサービスも想定されておりますことから、単価設定につきましても、現在国が示している単価以下に定めることとされているところです。

実際総合事業へ移行したときは、状況に応じて、指定事業者による基準を緩和したサービスを検討していかなければなりません。その際は、厚労省から示された10月27日の文書内容を踏まえ、サービス提供事業所との協議を行い、合意形成を図りながら対応してまいりたいと考えます。

次に、サービス単価についての御質問ですが、本市におきまして、平成29年9月から総合事業として実施いたします現行相当サービスの内容は、訪問型サービスと通所型サービスの2つであり、予防給付の基準をクリアした専門的なサービスであることから、国が要綱で示している単価を基準とするということで決定しております。また、総合事業の提供体制は常に状況に応じた見直しと地域の特性に応じてつくっていくものとされております。

議員の質問でありますサービス単価の設定につきましても、先ほどの厚労省老健局の文書にもありますとおり、サービス事業者の採算に対して影響を与えることから、重ねて申し上げますが、介護専門職の処遇悪化につながらないように配慮し、地域のサービス料への影響について考慮するとともに、サービス事業者を初めと

した関係機関と十分な協議を重ねた上で検討してまいりたいと考えております。

次に、介護職員の処遇改善、奨学金制度についての御質問でございますが、高齢者保健福祉を支える介護保険サービスに従事される職員の確保及び育成、加えて、処遇改善の重要性は十分認識しております。介護職員の育成等を趣旨とする奨学金制度の充実につきましては、先進事例を調査し、基金の財源内訳、制度の運用状況とその効果等を検証し、市内関係機関とも十分に協議した上で、制度導入の可否を判断すべきと考えます。

以上でございます。

○学校教育課長（下江嘉誉） 持留議員の就学援助制度の改善についての参議院文教科学委員会における文部科学省の答弁に対する見解はの御質問について、お答えいたします。

本市における就学援助制度の事務手続につきましては、年度当初の4月、保護者から援助申請が出されてから開始し、認定審査の基礎となる住民税が5月末日に確定されるのを待ち、6月中に受給者を認定し、7月初めに4月から7月までの分として、1回目の支給を行っております。このとき学用品費や学校給食費などと合わせて、小学1年生及び中学1年生については、新入学時に通常必要とするランドセルや鞆、通学洋服や靴などの新入学児童生徒学用品費を支給しております。しかしながら、新入学児童生徒学用品費は、入学前に通常必要とする学用品を準備するための費用、いわゆる入学準備金でありますことから、入学の前に支給できるようにすることは就学援助の趣旨に沿うものであり、実施に向けた方法等について検討する必要があると認識しております。

議員御指摘の平成27年8月24日付の文部科学省の通知におきましては、平成27年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理についての留意事項に、要保護者への支給は年度の当初から開

始し、各費目について児童生徒が必要とする時期に速やかに支給することができるよう十分配慮すること。特に新入学児童生徒学用品費等との記載があることは承知しております。この新入学児童生徒学用品費の入学前の支給状況につきまして、本市を除く県内18市の状況を調査いたしましたところ、既に入学前に支給を行っている市が1市、平成29年度3月、つまり本年度末から実施予定の市が1市、平成30年度入学生を対象に実施の方向で検討が進められている市が1市でございます。また、この3市を除く15市につきましては、認定のための基礎は前年度の所得で判断するためなど、実現が難しい状況であり、実施の予定はないとの回答を得ております。

続きまして、入学準備金を入学前に支給できないのは教育委員会側の問題ではないか。改善について、改めて考えられないかとの御質問にお答えいたします。

さきの第3回の9月議会におきまして、入学前に支給することとした場合、前年度中に就学援助の認定審査を行う必要がありますことや、本市以外の学校に入学された場合及び入学後の認定審査で決定されなかった場合などに、既に支給いたしました新入学学用品費の回収方法などの課題があると答弁させていただいたところでございます。本県の他市におきましても同様の課題により実施が進んでいないものと考えております。先ほど述べましたとおり、本県におきましても3市で入学前支給及びその方向で改善が進められており、また、議員が例として挙げられました大崎町の取り組みなどもございますが、入学前の3月の支給対象が中学校入学者に限られていたり、小学校入学者も含まれていたり、4月の入学を確認してからの支給となったりするなど、解決すべき課題が残されているものと考えます。本市としましても認定審査の方法や

児童生徒が転出した場合や新年度で認定されなかった場合の取り扱いなどの課題について、先進的な取り組みを実施されている市町村の状況等を詳細に分析、検討するとともに、実施困難とされている市の状況等も踏まえながら、今後実現に向けて課題解決の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○企画政策課長（角野 毅）** 持留議員のPFI事業は見直すべきではないかと、今後の取り組みの方針及び資料の提出と説明をとの御質問にお答えをいたします。

現在委託中のPFI可能性調査は、平成27年12月に閣議決定をされました、PFI事業の実施に関する基本方針に基づき定められました、実施プロセスリスク分担VFM契約モニタリング、公共施設等運営権、それぞれに関するガイドラインがございますので、それを参考にしながら進めております。

議員御指摘のVFMの適切な評価を初め、諸手続が適正に行われているか、PFI可能性調査の内容を丁寧にチェックするよう努めてまいりたいと考えております。

また、議会の皆様に対しましても、引き続き丁寧に説明を行いながら、PFI法が求める効率的かつ効果的な社会資本を整備し、質の高い公共サービスを提供できるよう努めてまいりたいと考えています。

**○持留良一議員** もう1回目で終わるつもりではありましたが、若干再質問させていただきたいというふうに思います。

被災者の、台風16号に関して、被災者生活再建支援の問題なんですけども、今先ほど紹介した、馬込の事例も紹介いたしましたけども、私はこの内容が十分で対応されてないと。生活再建のためには不十分な点があると、そういう一面をこの問題で見ることができるのではないかなというふうに思います。それで、全国ではそ

ういう形で、市独自で、県を含めて、独自の支援策が進められてる。それは、なぜかという、現状の状況では生活の出発ができないと。そういう中で、財政的に厳しい中であっても、独自の支援策をつくって被災者を支援していくというようなことがあると思うんです。この災害の基本的な問題の中で、避難というのは中心的に防災計画に位置づけられているんですけども、しかし、じゃあ、その後の補償というのはどうなのかということに関しては、きちっとした補償はないんです。だからこそ、鳥取の片山前総務大臣が独自につくりました。そのことによって、全国的にもこれが広がってきた。国も制度をつくりました。そんな背景があつてから、こういうことが全国でも議論されてきたというふうに思うんです。私、今回のこの、確かに見舞金そのものも重要な施策でありますけど、やっぱり、根本的に生活を再建していくというのに不十分だというふうな認識をしてるんです。この点について、市長、私は大事なのはやっぱり県にも働きかけていくということと、今後、この点については調査をしっかりとやっていくという観点が必要だと思うんですが、簡単にお答えいただけますか。

**○市長（尾脇雅弥）** 台風災害に関して、改めて、被災をされた皆様に御見舞申し上げたいというふうに思います。これまでも話をしておりますけれども、総額37億円近い被災でございましたので、まずは、国あるいは県に対しても、その他いろんな機関に対しても、最大限、この短期間で働きかけはさせていただいたというふうに思います。議員の皆様方からも、いろんな御提言もいただきながら、100点ではないけれども、最大限今できることは、先ほど担当課長が申し上げたようなことで対応はさせていただいたというふうに思っております。今回特に水之上地区の床上浸水等が大きな状況でございましたので、それに対して、どういうふうな支援

をしていくのかという形に現状としてはなっております。ただ、今後、それで十分なのかというふうなことになりますと、今御指摘があったような、いろんなケースが想定をされていきますので、その辺は、さらに県でありますとか、国とかと連携をしながら、さらなる支援の拡充ができるように声を上げていきたいというふうに思っているところでございます。（発言する者あり）

○持留良一議員 済みません。県も含めて取り組んでいただきたいというふうに思います。

農業、土木関係については、先ほどいろいろ出されてました。特に独自の支援策も行っていくということで、農業関係ではです。ただ、機械とハウス、対象にならないケースについて、やはり、私も全国いろんなところ調べたんですけど、独自に支援策を行ってるところもあります。それはなぜかという、農業の再生、この観点に重要な点があったかというふうに思いますので、ぜひ、今後は、この点についても、垂水の基幹産業である農業を、こういうときにあって、初めて行政がそこで支援に立って、その役割が責任が果たせるんじゃないかなと思いますので、ぜひ、独自施策も含めて、今後これを一つの大きなばねにして、取り組んでいただきたいというふうに思います。

技術系の問題については、前回9月議会で議論してますので、改めて、また、今後の推移を見守っていききたいというふうに思います。

土木関係の中で、ちょっとひっかかるのが1点ありました。確かに小規模急傾斜地、この問題については、独自の取り組みって、なかなか難しいというのがありましたけども、しかし、全国でも県と連携しながら取り組みを進めてる各自治体が数多くあります。私はそのこともいろいろ細かに調べてきましたけども、やはり、大事なものは、そこで暮らす人たちがこの災害によって、一刻も早く復興復旧したいと。しかし、

なかなか自力ではできないと。そのときに、そこに存在する自治体はその責任を果たすという点で、この点についても、今後さまざまな調査研究もしていただきながら、独自施策をつくっていくという方向で取り組んでいただきたいというふうに思います。

その中で、土木関係で本城川の氾濫の問題について、私、ハザードマップも、皆さんももう見たかと思えますけども、ここの例の浸水した馬込地域は、その対象になってないという問題がありました。当然これを見ていらっしゃる方は、うちは大丈夫だなと、認識もされてきたかなというふうに思うんです。私たちも、農業、土木、河川の問題、生活支援の問題、11月7日、県とも交渉いたしました。さまざまな角度から問題も追求してきました。この問題について県が回答したのは、想定外だったというような認識を示しました。非常に私はショックでした。というのは、なぜかという、この垂水の本城川においては、以前、さまざまな形で、10年前も、このような形で事故が起き、かさ上げもしてる、独自の施策もしてるんですね。これは、ここにとどまらず、いろんなところで対策がとられてます。それを考えると、やはり、私は、この管理者である県に基本的な大きな問題が認識としてあったんじゃないかなというふうに思います。ぜひ、こういうことも含めて、この問題については、ぜひ、地域の方々の要望にしっかりこたえていただいて、その要望を実現するために市長も含めて努力をしていただきたいと思います。そして、当然このハザードマップの見直しも、ぜひ、していただきたいというふうに思います。これはもう、そういう形でつけ加えておきたいと思います。

あと、予算の関係なんですけども、地方交付税の問題——あと3分ですね、はい。

特にこの問題で大事なものは、今後平成29年度以降、総額が保障されないというようなことも

言われてるんです。そういう意味で、この先ほど言われた立場で、ぜひ、この問題ですね、できたら、市長に対しては、このトップランナーの制度そのものを厳しく批判するような立場で、今後、県に、国に対しても意見をぜひ述べていただきたいなというふうに思います。決意ほどをお聞きしたいと思います。

**○市長（尾脇雅弥）** トップランナー方式の廃止の考え方ということだと思いますけれども、普通交付税に関しましては、垂水市の歳入額の30%程度を占めている大切な財源でございます。もちろん普通交付税が減額されることとなりますと、本市も大きな影響を受けることとなります。しかし、現在の国の状況は借金が1,000兆円を超え、将来への不安や閉塞感が強く国民にのしかかっており、早急に打開の道筋をつけなければならないことから、国といたしましても見直しをせざるを得ない状況であると理解はしております。また、特別交付税につきましても、本市においては、桜島の火山活動、災害等の特殊事情に関して、格別な配慮をいただいているところでございます。今後も地方交付税を含む財源確保については国や県と連携を図りながら、また、市長会や地元国会議員などを通じて要望を行っていくなど、努力をしてまいりたいと考えております。

**○持留良一議員** もう最後になりますけれども、南の拠点事業について。これはもう議員の間からも、なかなか全体像が見えないということも指摘もされてます。ぜひ、今後資料等も含めて、早急にわかる範囲の状況は随意出していきたいというふうに思います。特にこのVFMの問題については、先ほど言いましたとおり、総務省も2回ほどの検証結果を出しています。いわゆる、先ほど言いましたとおり、客観性、透明性確保されてないと。全く確保されてないというわけじゃないですけども、認めがたいということも指摘もされてます。また、総務省におい

ては、これができないものもあるし、できるものもあるというふうにも言われてます。だから、そういう意味では、このVFMについては、検証できるというような中身で、議会にもしっかりと報告をしていただきたいと思います。特にこのVFMについては、国土交通省の割引率を活用してるんです。これは総務省も不適切だという指摘もしてます。そういうことも含めて、ぜひ、検証をしていただいて、議会にも早急に出していただいて、議論の俎上に乗るようにしていただきたいというふうに思います。今回ちょっと多面にわたって質問いたしましたけども、やはり、何よりも住民の立場に立った政治を今後ともしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。そのことを最後に訴えまして、私の質問を終わります。

**○議長（池之上誠）** ここで、暫時休憩いたします。

次は10時40分から再開いたします。

午前10時32分休憩

午前10時40分開議

**○議長（池之上誠）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番、村山芳秀議員の質問を許可いたします。

[村山芳秀議員登壇]

**○村山芳秀議員** おはようございます。昨日から台風被害関連や南の拠点事業など、市政を取り巻く課題等について、先輩議員からさまざまな質問が出されていますが、災害処理に当たってる職員の皆様の御労苦に対し、深く敬意を表します。

平成になってから、元年、5年、17年災、そして、ことしと、7年に1回の割合で大きな災害に見舞われていることとなります。災害に遭われた方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

災害に関しては、概要については、大方、昨

日から質問で出されていますので、私は牛根地域や史跡等についての視点から、ピンポイントで3点ほど質問をさせていただきます。

それでは、議長の発言の許可をいただきましたので、質問に入ります。

まず、第1点目の台風災害後の対応についてですが、砂防ダム等の風倒木処理の見通しについてでございます。牛根地区を初め市内各所の山合いで倒木被害が出ております。特に砂防ダムの上に倒木がひっかかり、次の豪雨の際、再び流木となって、集落内に押し寄せるおそれがございます。処理対策を急ぐ必要があるかと思いますが、見通しについてお伺いいたします。

次に、2点目が文化財の看板、史跡等の早急な復旧についてです。文化財の看板等が台風の風で吹き飛ばされて、瀬戸口藤吉翁の看板が旧協和中学校グラウンドの一時仮置き場に出されておりました。また、県の魅力ある観光地づくり事業で整備されました宇喜多秀家の潜居跡も遊歩道一帯から大きく崩壊し、人家にも押し寄せ、復興のめども立たないような被害状況でございます。まずは文化財等の看板、宇喜多秀家の潜居跡被害状況等、今後についてお伺いいたします。

次に、市内22カ所ある非公営の簡易水道15カ所の被害状況です。今回の台風でも簡易水道のもろさが目立っていました。牛根地区では、水源地などを含め、ほぼ全部の箇所がやられました。特に、浮津や二川集落、牛根麓の冷蔵庫団地などでは、たくさんの土石流が押し寄せ、浮津では11日間水道がストップし、住民みずから復旧工事や集落では炊き出しを行って、懸命な作業を行いました。昨日の川畑議員の御質問と重複するところもありますが、今回の簡易水道の被害状況を再度お伺いいたします。

次に、南の拠点事業についてお尋ねします。

南の拠点事業は、観光も重要な位置づけをされております。その要となる垂水市版DMOの

設立は、市の総合戦略で位置づけられております。6月議会の森議員への答弁でもありましたが、垂水市版DMOは、地域商社の機能を持った法人として設立するというところでございました。先日、鹿屋市のリナシティであったセミナーで、大隅では観光を中心とした大隅版で90社近い参加で進んでいるようです。まずは設立された垂水市版DMOは、その後どういった活動をされているのか。そして、今後、市がどのようにかかわっていくのか、お尋ねをいたします。

最後に、第5次総合計画についてです。

総合計画は10年ごとの市政運営の柱となる重要な計画でございます。今回の補正で、第5次垂水市総合計画の策定支援委託業務が166万ほど計上をされております。また、平成23年の地方自治法の改正で、法律上は策定の根拠はなくなりましたが、今議会でも条例による総合計画の議決を求めた条例案の御提案をいただきました。私も議員として、市政運営の基本となる総合計画をしっかりとチェックをしていくと、結果にこだわっていくというスタンスでいきたいと思っております。

さて、第4次総合計画は、10年前の水迫市長のときに、市民と行政の手づくりを策定方針に掲げ、策定をされております。当時は鹿屋市との合併を断念し、厳しい行財政運営の中で、多くの市民の方々が参画をし、鹿児島大学の先生方に取りまとめなどをお力添えをいただきながら、策定作業を進めていかれました。今回、新たな総合計画を作成するに当たって、どのようにつくっていくのか、その方向性についてお伺いいたします。

これで第1回目の質問を終わります。

**○土木課長（宮迫章二）** 台風災害後の対応についての御質問でございますが、砂防堰堤内に堆積した流木処理につきまして、土木課でお答えいたします。

本市では、土石流の発生する危険性があり、人家等に被害を及ぼすおそれのある溪流を土石流危険溪流として指定し、現在、市内全域で155カ所の指定をしているところでございます。これらの指定箇所につきましては、土石流を抑制、抑制することにより、国土の保全及び民生の安定を図るために砂防施設の設置を県に要望し、整備を推進していただいているところでございます。今回の台風16号の豪雨により、市内では山腹崩壊により土石流が発生し、これに伴い、大量の土石や流木等が流下しましたが、砂防堰堤が設置されていたことにより、その土石の多くを補足し、下流の保全対象への土砂流出を低減することができたところもございました。しかしながら、今回は想定以上の土石流が発生したため、堰堤を乗り越え、境川では下流の河川が埋まり、磯脇川では国道の橋が流出しましたが、国や県におきまして、緊急に応急対策工事を実施していただきました。磯脇川上流の堰堤内に堆積した土石や流木につきましては、今回の緊急砂防工事で除去する計画となっておりますが、そのほかの砂防堰堤につきましては、現在のところ、具体的な計画はないようです。これまで地元から除去の要望がございますので、県へもお伝えして、協議はしているところでございます。今後も県に対しまして、要望してまいりたいと考えておりますが、地区の振興会からの要望書を提出していただければ、なお一層採択されやすいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

現在、境川砂防施設内の土砂除去につきましては、境地区の公民館長と各振興会長連名によります要望書が提出されましたので、県へ進達しているところでございます。

以上でございます。

**○社会教育課長（野嶋正人）** それでは、村山議員の御質問にお答えいたします。

先般の台風16号により、市内の文化財も数カ

所被害を受けたところでございます。

まず、県の指定文化財であります、お長屋のしっくい壁や、市民館敷地内にあります、和田英作画伯の画質のガラスが破損しましたが、それらにつきましては、早速補正予算を計上し、対応を講じたところでございます。また、民間の所有になる文化財については、随時相談に応じております。このほか、文化財に関連しまして、村山議員御指摘の分も含めて、説明板が破損したものがございます。これらの説明板につきましては、予算化を図っておりますので、順次対応していきたいと考えております。

以上でございます。

**○水産商工観光課長（高田 総）** 台風災害後の対応における史跡等の復旧といたしまして、宇喜多秀家公潜居跡についてお答えいたします。

宇喜多秀家公潜居跡につきましては、平成24年から25年にかけて、県の魅力ある観光地づくり事業で整備し、本市の観光資源として、情報発信に努めてきたところでございます。台風16号災害発生後の対応でございますが、即座に当時の展望台の工事施工業者と現地確認を行ったところ、災害発生直後の状況におきましては、土砂や倒木が自然の砂防のような役割を果たしており、応急的な作業を実施するより、現状のままが土砂崩れ等の対応策といたしましては最善であると専門的な立場から意見をいただきましたことから、定期的な状況把握という形にとどめてきたところでございます。今後の対策といたしましては、近くに人家もありますことから、まず補正で予算措置いたしました重機借り上げ料により、土砂崩れ等に対する安全対策を行っていく予定としております。また、原状復帰等につきましては、これまで県と協議を行ってきたところでございますが、多額の費用が必要と予想されるなど課題もありますことから、今後も引き続き協議を行い、本市の観光資源として活用できるよう対策を講じてまいりたいと

考えているところでございます。

以上でございます。

**○生活環境課長（田之上康）** 簡易水道の被害状況についてお答えいたします。

ただいま議員からもございましたが、簡易水道はどうしても山合いの取水口から集落までの配管距離が長くなり、今回のような土砂災害に脆弱な面がございます。今回の台風では牛根地区を中心に被害が出ております。内訳は、被害箇所が牛根地区7カ所、新城地区など8カ所、計15カ所、被害総額700万円となっております。

以上でございます。

**○企画政策課長（角野 毅）** 村山議員の垂水市版DMOに係り、御質問にお答えをいたします。

垂水市版DMOにつきましては、議員御指摘のとおり、垂水市総合戦略の基本目標4の具体的な施策の中で垂水市にあったDMO導入の推進として位置づけております。

垂水版DMOにつきましては、現在、私どもは、地域商社を用いておりますが、7月1日に株式会社垂水未来創造商社として、法人登記が行われております。

地域商社とは、ことし6月に閣議決定されましたまち・ひと・しごと創生基本方針2016にもあるとおり、国が進めている取り組みの一つで、マーケティング戦略に基づき、商品開発や販路拡大をプロデュースする地域経済の司令塔という役割を持つ法人組織でございます。

御質問の現在どういった活動をされているかでございますが、地域経済の司令塔としての役割を發揮していくために、2年から3年スパンの事業計画づくりを行っているとの情報をいただいているところでございます。また、市として、地域商社とどうかわっていくかでございますが、地域商社は国の進める取り組みであり、市としても内閣府地方創生推進室が主催いたします全国地域商社協議会に参加し、全国の先進

地の取り組みや情報収集を行っているところでございます。商社に対して、一株主という立場で経営に対してチェックをし、地域商社としての役割が發揮できるよう支援していきたいと考えているところでございます。

続きまして、村山議員の総合計画策定作業の方向性についての御質問にお答えをいたします。

御指摘のとおり、第4次垂水市総合計画は、市民と行政の手づくりを策定方針に掲げ、鹿児島大学の協力をいただきながら、策定をされました。総合計画は、その時々を社会情勢を把握し、町の将来像や市政運営の基本方針を定めたものでございます。時代に合った計画にすることが非常に大切であると考えております。

御質問の新たな総合計画をどうつくっていくかでございますが、現在、庁内課長等で組織をいたします政策調整会議におきまして、まず、第4次総合計画の検証を行い、その結果をもとにしながら、新たな総合計画をつくっていくことを確認したところでございます。

第4次総合計画の検証作業でございますが、毎年度行っております実施計画ローリング作業の結果や2年ごとに行われます市民満足度調査の結果を参考に、基本計画に対して、成果や課題、総括をまとめているところでございます。この検証結果報告は22日最終本会議に議員の皆様にはお配りする予定でございます。その後、この検証報告書をもとに、新たな総合計画の方向性等を協議し、3月議会には議員の皆様には御説明したいと考えておるところでございます。

以上です。

**○村山芳秀議員** ありがとうございます。

それでは、一問一答方式をお願いいたします。

砂防ダムの風倒木処理についてですが、激甚災害指定を受けて、昼夜頑張っていて、査定初め早急な取り掛かりに向けていらっしゃると思います。今、御答弁にありましたけど、境川のほう

は今決まってる。災害後、私も10日目ぐらいだったと思うんですけど、災害状況調査に来られました県庁の県のOBの方々がつくってらっしゃる砂防ボランティア協会ですか、その会員の方々と牛根麓の流域を回る機会がございました。お話の中では、土砂は除去できませんけど、流木については大隅地域振興局のほうに直接もう要望されたほうがいいですよというようなアドバイスもいただきました。抜本的な対策も急がれますけど、きのうの総務課長の答弁でもあったように、まずは目の前に迫っていることを一つ一つ潰していくしかございません。住民の方々は大変心配をされております。これに関しては、答弁は要りませんが、鹿児島県も鹿屋市、垂水市のこの被害、大変な状況を把握されて、着手をされていると思いますが、住民の不安解消に努めるために、こういった集落内に影響のある砂防ダムの流木の除去、それから急傾斜地等については、市も早急な取り組みを県のほうにしてらっしゃるとは思いますけど、2次災害を避けるためにも、ぜひ、お願いしたいと思います。

次に、文化財の看板、史跡等の早急な復旧についての2回目の質問です。

宇喜多秀家の潜居跡につきましては、本当に言葉が出ない状況でございます。今、自然砂防という言葉もありましたけど、しばらくはそうして現状のまま置いていく方法しかないというようなことでございます。県の観光地づくり事業で、せっかくいい展望台ができ上がったばかりでございました。今後の整備方針につきましては、地元も入れて、ぜひ、何回も協議を重ねて、県とか、関係機関を入れて、対処をお願いしたいと思います。

被害を受けた看板等については、予算化をされて、順次対応されていくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。その際なんですけど、英語版の案内板の表示をあわせて行っ

ただけないかというお願いでございます。説明板なんですけど、道の駅たるみずは、平成17年当初できたときに、英語、それから韓国語ですか、というような形で案内表示をしております。垂水で人の集まるところ、外国人が訪れるところ等、順次そういう形で設置をしていただきたいという要望です。桜島までは20万人以上海外の方が来てらっしゃるといふお話です。きょうの新聞でもありましたけど、鹿児島香港間の便が週9便になって、鹿児島を訪れる方もいらっしゃるといふことでございます。この外国語表示についてはどうお考えか、お聞かせください。

**○社会教育課長（野嶋正人）** それでは、村山議員の外国語表示等の検討についての御質問にお答えいたします。

外国人観光客につきましては、国の訪日外国人の誘致策により、今後増加が見込まれることや、本市は本県有数の観光地であります桜島に隣接していること、また、インドネシアの教育旅行生の増加が見込まれること、さらには、道の駅たるみず湯つ足り館や猿ヶ城溪谷、千本イチヨウなどの観光資源もありますことから、今後、外国人旅行者が本市を訪れる機会は増加することが予想されます。

グローバル社会化が進む昨今、文化財の説明板につきましても、外国語による表示は検討されるべき課題であると存じます。今後は設置するとなりますと、表現や予算の課題もありますので、他市や県の動向を踏まえつつ、外国語によります表示については調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○村山芳秀議員** 3回目ですが、外国語の表示版、それから史跡の整備という点で、事前に通告をしておりました下宮神社の境内内の整備についてお尋ねをいたします。

下宮にあります鹿児島神社なんですけど、これから年末年始の参拝客を初めといたしまして、七

草、ひな祭り、それから瀬戸口藤吉の表敬演奏、6月のほぜ祭りとか、いろいろな行事を初め、近くの方々が時折、子供を遊ばせていらっしやいます。大変地域住民の憩いの場となっております。市内の神社の中でも最も来客が多い場所ではないかと思っております。世界に誇る郷土の出身の瀬戸口藤吉翁、それから、和田英作さんの記念碑が並んで、その横に明治12年に建てられたものや、明治33年に建てられた招魂碑等がありますけど、これが倒壊の危険性があるということで、長い間、危険防止のロープを張って、立ち入らないようにしてくださいということで張ってあります。明治10年の西南の役に従軍された市内の戦死者のお名前や日清日露戦争のこの招魂碑。今から137年も前に垂水の先人たちが建てたやつでございます。こうした記念碑群の危険防止のための工事を、まず台風災害もですけど、こういった点にも目を向けていただきたいということでございます。

あわせて、先ほど外国版表示用の説明板ですけど、世界の三大マーチの作曲者、あわせて日本の教科書にも出てくる和田英作の説明板と外国語表示をあわせて行っていただきたい。この問題については、ちょっと打ち合わせのとき、担当課がはっきりしないところもありましたので、副市長のほうにお考えをお聞かせください。

**○副市長（岩元 明）** 事前に通告という前に、電話でというのが抜けておりましたので、御指摘させていただいております。

今、御質問のように、どこにも所管がないということで、私にということですが、余りこういうことを慣例化されてもらっても非常に私も困りますので、私の、この通告を受けました後に、若干メモった資料をもとに答弁させていただきますので、わかる範囲内ということで、よろしく願い申し上げます。

御指摘のように、いわゆる、下宮公園と私は呼んでいるんですけども、公園という言い方

が正しいかどうか、よくわかりませんが、下宮公園は鹿児島神社誘致でございます。この神社誘致の敷地内に護国神社、それから和田英作、瀬戸口藤吉の記念碑、それから御指摘のように、東側のほうに招魂碑、伝魂碑なるものがございます。この招魂碑、伝魂碑は、御質問の中にごさいましたように、明治12年建設と刻まれているわけございまして、一説によりますと、西南の役の戦死者の霊を祭ったと伺ったことあったんですけども、その後、太平洋戦争以前の戦死者を祭ったんだという節もあつたり、なかなかはっきりしないんですけども、実際に遺族会も存在しているということを今回初めて確認したわけでございます。村山議員が御指摘のように、かなり風化、劣化して、市民の安全上問題があると、石碑であるということは確認いたしました。

そこで、この管理責任が一体誰にあるのかというのが問題になってくるわけでございますけれども、石碑を建立した者か、恐らくその方々も有志の方々御存命ではないでしょうかから、これを引き継いだ遺族会かということになるんですけども、その遺族会にしても、構成会員は減少しているようでございますし、もちろん資金不足という悩みもあるようでございます。次の責任があると考えられるのが、敷地を提供した鹿児島神社かと思ったりもするわけでございますけれども、先ほどの質問の中にもありましたように、もともと、この石碑を建立した者が所有していたんじゃないかちゅう説もあつたりして、なかなかはっきりしないものでございます。一番肝心の間近に迫っております神社、元旦等の、大晦日から元旦にかけての参拝客の安全ということでございますけれども、これにつきましては、鹿児島神社が参拝の方の安全を確保するという事は、十分認識しているようございまして、そのために、ああいっただ柵やロープで囲っているということでございますの

で、この点はとりあえずの安全は保たれるのか  
と  
思っているところでございます。それ以上に、  
今後問題になってくるんだらうなと思  
います。御指摘のように、同様のケ  
ースと申しますか、文化財でもない、  
あるいは、観光施設でもないとい  
うような物件、いわゆる記念碑、顕  
彰碑と呼ばれるものは市内のあち  
こちにあるようでございますので、  
この管理責任のはっきりしないも  
の、あるいは、管理能力がない物  
件、これらに対して、市民の安全を  
確保するという点で、市がどこまで  
関与できるのか。関与しなければ  
ならないのかという一つの問題提  
起ということで、今回は受けとめさ  
せていただきたいと思っております。

**○村山芳秀議員** 非常に前向きな答  
弁を期待しておりましたが、問題提  
起という、そこにとどめるという  
ような御回答でございました。

危険防止工事、これについての、  
ただ、その市民が安心安全という  
形で、くつろげる場所。市も一緒  
になった、偉人が記念碑がある場  
所、そこ辺の認識をもっと感じて  
いただきたいと思っております。何  
かあれば。

**○副市長（岩元 明）** 村山議員が  
通告されたときに、今、所管課が  
不明だと、それはそのとおりだ  
と思っております。市がかかわっ  
ていないわけでございますので、  
この市のかかわっていない、い  
え、個人、民間に関するものとい  
うの、かわり方というのを検討さ  
せていただきたいということで  
ございます。敷地は鹿児島神社、  
それから石碑を建てたのは、そ  
ういった有志の方、それを継承  
されている遺族会が既に存在し  
ているということ、事実がござ  
いますので、まずは、その双方  
の所有者、あるいは、土地を提  
供した者の管理責任があるのか  
と、私は申し上げているとござ  
います。

**○村山芳秀議員** もっと前向きな  
答弁を期待しておりましたが、も  
う4回目はもう要望に変えます  
けど、特にこの西南の役の碑で  
は、多く

の先人、垂水の出身の方々が、  
従軍者が刻まれております。江  
戸末期から明治の代になって、  
西郷さんとともに運命をされた  
方々でございませう。そういう  
思いを市もお手伝いできない  
かと。先日、都城市で和田英作  
展に足を運びましたけど、1点  
だけ、垂水市教育委員会の提供  
の資料がございました。せめて、  
1点だけでも展示提供できるよ  
うな和田英作さんの油絵があつ  
たらなと思っております。地方  
創生、ふるさと創生は、今こそ、  
こういうふるさと回帰を機運を  
盛り上げるようなことを一つづ  
つ、積み重ねていくことではな  
いと思っております。下宮神社  
が単なる神社境内というだけで  
はなく、垂水市街地の住民の憩  
いの場という要素を多分に持っ  
ていると思っておりますので、市  
のほうも、できれば、全国の各  
地の神社の周辺が栄えており  
ますように、危険防止、住民を  
守るという観点から、強く整備  
をお願いして、この質問は終わ  
ります。

次に、簡易水道の被害状況です。  
市内には22の非公営の簡易水  
道があります。今回被害が多数  
出たわけですけど、今後もこう  
した対処療法でいくのか。被害  
が出るたびに災害復旧という  
整備を図っていくという、こう  
いう方針でいくのか。ちょっと  
確認をいたしたいと思ってお  
ります。

**○生活環境課長（田之上康）** 牛  
根地区の簡易水道のことだと思  
います。抜本的な整備が必要  
ではないかというようなことだ  
らうと思っておりますけれども、  
牛根地区の水道施策につきましては、  
行政側、地域の方々双方にも  
ろもろの事情があり、現在の集  
落単位での簡易水道が整備され  
ているかと思っております。地  
域の現状は、簡易水道により  
日常生活は支障なくおくれ、課  
題となるのは、災害時における  
水の確保でございますから、私  
どもといたしましては、災害時  
に地域の方々の不便を最小限  
にとどめる対応と備えをしたい  
と考えております。

また、今年度から施設が被災  
した場合、補助

率を2分の1から3分の2へ引き上げるなど助成を行い、地域の負担軽減を図る施策も行いながら、対処療法という形になりますけれども、引き続き、現状を維持していきたいと考えております。

以上でございます。

**○村山芳秀議員** この簡易水道につきましては、昨年ちょっと取り上げさせていただいたんですけど、水源の安定的な確保というのは、今回のこの緊急時の水源確保に対応するためだけではなくて、日常的な安心安全な水を供給につながっていくと思います。

今、集落が管理をしてるわけなんですけど、いつ、水質事故が起きらないとも限りません。ぜひ、来年度から着手をされます新水道ビジョンの策定に当たっては、この辺や人口減少社会という部分もございしますが、念頭に解決方法というのを考えていただければと思っております。牛根には、この簡易水道が引いてない集落も2つございます。上ノ原集落、大中野の集落、この水道の未整備の地区、こういうのを皮切りに、やはり、水源地の検討、そういうのも必要なのではと思います。実際ここにはかつて牛根中学校とか、今も松ヶ崎小学校とか、道の駅の前のところなんか水道が通っておりません。飲用井戸でやっている状況でございます。新しい家をつくる際も井戸を掘るといような状況にございます。

ここらあたりを検討していただいて、市のほうで、牛根地区、松ヶ崎地区、この水道が引いてない集落を中心に考えて、水源、そういうのを早急に考えていただくことを要望して、この質問は終わります。

それでは、南の拠点事業についての2回目の質問でございます。国が進める地域商社ということで、成功するか、どうかは、また、地域経済の司令塔として、持続可能な組織としていけるのか。とにかく、施設全体に対する地域商社

の役割や全体像がはっきりしませんので、ちょっと不安でございます。国が進めるこれまでふるさと創生とか、テクノポリスとか、リゾート法とか、いろいろございましたけども、その言葉どおりに進んでいくのか。全てをうのみにするということができないところもございます。今回、市報、広報たるみずのほうに、南の拠点の軌跡を追うと。第1回目が11号から始まりました。こうして、市民に情報を提供していった、初めて議論ができていきます。人口減少による地域経済の衰退、それから労働力不足、こういうのを打破するため、観光と雇用、人材育成による経済活性化で、市全体の稼ぐ力の向上を図るとい、記されております。しかし、本当に市の全体の稼ぐ力の向上につながるのか。市の経済状況や本市を含めた周辺の人口減少、垂水港から以南の車の通行量、観光客数等、今後考えると、どうしても不安を覚えます。市全体の稼ぐ力に取り組むということですが、どのように取り組むかをお尋ねします。

**○企画政策課長（角野 毅）** 議員の御質問にお答えをいたします。

市全体の稼ぐ力の向上につながるのかという御質問でございますけれども、物づくりの基本は、誰に何を売るかでございます。そういった意味では、マーケティング戦略と展開力が重要であると思っております。垂水未来創造商社は市内外の生産・加工・流通を担っておられる会社が参加され、設立をされております。垂水市の持つ魅力が多く地域資源を見つけ出し、それぞれの会社が持つノウハウ、そして、マーケティング戦略、プロデュース力、展開力をつけることで、市全体の稼ぐ力の向上につながるものと考えてるところでございます。

**○村山芳秀議員** 1回目でございます垂水未来創造商社ですか。そこが全てというわけでもないでしょうし、そのエリア全体で、市全体の稼ぐ力を発揮するというような趣旨だと思いま

す。まだ、この商社を含めた計画内容がはっきりしてからだと思っております。

さて、この南の拠点事業ですけど、地方創生の本市の目玉として、今推し進めていらっしゃるわけなんですけど、今回農地や橋、道路の復旧初め、先ほど申し述べた市民の安心安全を脅かしております流木対策、医療・介護の撤退、廃棄物処理対策、それから、きのうもございましたけど、市の庁舎建設を初めとして、いろいろ古くなった建物等の更新、いろいろやらなければならぬことがめじろ押しでございます。商店街からは南の拠点の必要性を疑問視する声もでございます。台風災害後でございますけど、国土交通省の道の駅の部分を除く、市費を投じてやる部分を除いて、AとCの部分もございすけど、そういう土地購入、海岸整備の負担金、エリアの縮小など、規模縮小というのは考えられないのか、お尋ねをいたします。

**○企画政策課長（角野 毅）** 規模縮小は考えられないのかという御質問でございますが、これまで御説明をしてきましたとおり、南の拠点事業は国や県、民間との連携により、できるだけ市からの持ち出しを少ない形で整備できるように工夫をしているところでございます。土地購入に関しましても、先日北方議員の答弁でも述べましたとおり、将来的に市が購入するエリアは3,700平米でございます。また、海岸整備も鹿児島県の魅力ある観光地づくり事業の整備を申請をしているところでございます。このように、他方の力を活用しながら、財源を活用しながらの整備を進めているというようなこともございます。こういったことから、規模の縮小ということについては、現在考えていないところでございます。（発言する者あり）

**○村山芳秀議員** 広報たるみずの11月号でイメージ図が出ておりました。以前、道の駅たるみずでも、基本構想、基本設計の中で、いかだ、釣り、それから浮き桟橋などの図面も出ておっ

たわけです。その後、波が強いというようなことで実現しなかったわけですけど、平成30年度完成予定ということですが、あと2年ちょっとしかございません。これから実施設計等が行われて、金銭的な、金額的なことも明らかになっていくと思いますけど、全体像はいつごろ公表されるのかをお尋ねします。

**○企画政策課長（角野 毅）** 全体像はいつごろ公表されるのかという御質問でございますけれども、先ほど答弁をいたしましたとおり、南の拠点事業は国や県、民間との連携による事業でございます。実施設計レベルの全体構想がまとまるのは、平成29年度の当初になるものと想定してるところでございます。

**○村山芳秀議員** 29年度の当初となると、もう4カ月切ってるということでございます。今の時点では、事業規模、建物自体、それから運営のPFIのはっきりしておりません。情報提供や情報公開というのを速やかに行っていくことが市民の理解度を進めていって、さまざまな御提言をいただくことになると思います。できれば、地域商社についても広く市民に公表してやっていただきたかった。ホームページ等を含めて、若者や女性の意見等を取り入れていただくような体制をつくっていただきたかったということで、この部分については、もう終わります。

総合計画についての2回目。（発言する者あり）

今、答弁に、先ほどありましたけど、第4次総合計画の検証作業、これは非常に大事なことだと思います。検証結果報告を今議会で最終日にはいただけるということですが、この結果をもとに、新たな総合計画を目指すということは理解をいたしました。この調査結果、満足度調査が出ましたけど、よくまとめてあると思いますが、この調査結果については、どうお考えでしょうか。

**○企画政策課長（角野 毅）** 市民満足度の調

査の結果をどう考えるかということでございますか。市民満足度調査は、平成20年以降、政策の評価と市民ニーズの把握のため、5回実施をしております。市民ニーズの観点から見ますと、第4回まで一番ニーズが高かった政策は働く環境の充実でございましたが、直近の調査では、徳洲会病院の問題もあったことから、医療体制の充実が最も高くなるなど、現在の市民ニーズが適切に反映されていると考えております。また、そのほか、子育て支援体制の充実や市民の期待にこたえる職員の育成、人口減少対策なども市民ニーズの高い結果が出ていることから、これらを重点に取り組んでいく必要性が高いと判断をしているところでございます。

**○村山芳秀議員** この満足度調査、私もやりましたが、ちょっとわかりにくい点やら調査項目が多岐にわたっております。が、これについては、基本計画自体が成果イメージと政策の考え方が記されておまして、どれだけ達成したのかというわかりづらい点もでございます。さきの総合戦略のアクションプランでもございましたけど、5年間の計画を進めますと。さきの池山議員の指摘でもございましたけど、こういうことは、新たな総合計画は達成度の度合いを示すような工夫や数値が必要ではないでしょうか。具体的に具現化できるような、具象化できるような目標を示すべきと考えますが、企画政策課長、どう思われますか。

**○企画政策課長（角野 毅）** 御指摘のとおり、満足度の数値でございますが、取り組んだ内容でありますとか、成果の割には結果が数字にあらわれていないと思っております。検証報告の中でも結果として評価されない一つの要因として、市が進めている、さまざまな各政策の取り組み内容や取り組みの成果が市民の皆様には十分伝わっていないと、また、認識されていないというような考察を行ったところでございます。

新たな総合計画づくりに対してでございます

けれども、御提案いただきました、市民の皆様が客観的に評価できる、また、成果を確認できる形を実現していく、そのような努力、また、情報発信のあり方等につきましても、十分工夫をしていきたいと考えております。

**○村山芳秀議員** ぜひ、政策の取り組み状況がわかりやすいような情報発信、それに努めていただきたいと思っております。

それと、もう1点、総合計画の検証には人口問題が欠かせません。現総合計画の7年目に人口減少対策プログラムということで、目標人口1万8,000人ということされたわけですけど、現在、国庁の確定値が1万5,520人、5年間で1,728人減っていると。確定値では、県内で唯一垂水だけがこういう14歳までの年少人口割合が一桁台と。19市の中で垂水市だけがこういう状況を今つくっている状況です。ゼロ歳児が82人、1歳児でも97人というような人口構成です。この人口減少対策プログラムが動き出した際に、鹿児島経済研究所の藤田さんが指摘されておられました。年少人口が少なくなると子育て世代が移り住むことが難しくなるというようなことを言われております。ぜひ、この辺も含めて御検討いただきたいと思っております。

先週12月5日に、浮津の中山先生の記事が掲載されておりました。農山村復活こそが地方創生という記事です。正確に言えば、農山村漁村と言うべきでしょうか。垂水の農林業や観光というのは、この農山村漁村の復活こそが地方創生ではないかと思っております。

市長、最後なんですけど、市長に、今、南の拠点、それから総合計画お尋ねしましたが、南の拠点の進捗状況、今現在どういうふうに感じてらっしゃるか。それから総合計画に対する思い等があれば、お聞かせください。

**○市長（尾脇雅弥）** 南の拠点ですけれども、11月で、市報で、市民の皆様には概要4ページで御説明をさせていただいてるところでござい

ますが、南の拠点に関しましては、私の政策の6次産業化と観光振興の一つの大きな施策でございます。6次産業化は、これまでも申し上げたような垂水の食材をしっかりと確保して、もうかる仕組みをつくって、国内外へ販売を広げていくことと、3つの拠点をつくって、交流人口をふやすと。合併のころに42万人になった交流人口が今120万人ですから、拠点を整備することによって、200万人の交流人口を新設することによって、10万人の方々が定住してるのと同等の経済圏をつくって、それで垂水のいろんな経済を回し、先ほど御指摘がありました、病院の問題とか、いろいろ福祉の問題にもしっかり充てていこうという考え方が基本でございます。

また、総合計画に関しては、これまでの3次と違って、4次というのは、鹿児島大学と、また地域の皆さんを中心として、話し合って、10年後の未来をどうしていくのかと、それぞれの小学校区単位で絵を描いていったのが地域振興計画でございますので、これに関してはそれぞれに計画を立てて、そして、そのことが客観的な評価をいただいて、先だって、大野地区に関しましては、内閣総理大臣賞という栄えある賞もいただいておりますので、方向性としては間違っていないだろうと思っておりますが、先ほど担当課長が答弁いたしましたような数字的なものっていうのを、そこの4次のベースにしなから、今度は数字を載っけながら、それを追っていくという形になっていくと思っております。

先ほど人口減に関しましても、年少人口の話がありましたけれども、そこの部分は当時の数字よりも三十何名プラスということで出てますので……。

○議長（池之上誠） 時間が来ておりますので。

○市長（尾脇雅弥） 成果としては出ているのだと思います。

以上でございます。

○議長（池之上誠） 時間が来ましたので、これで終了します。（「終わります。ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

ここで、暫時休憩いたします。

次は、11時50分から再開いたします。

午前11時41分休憩

午前11時50分開議

○議長（池之上誠） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番、川尻達志議員の質問を許可いたします。

[川尻達志議員登壇]

○川尻達志議員 今回的一般質問は台風16号災害、本当にみんなが思ってることだろうし、今一番の垂水の課題であります。

私もその明るる日に、ちょっと地元を回ってみました。是井川に流木がひっかかりまして、全部流れてるんだ。これは役所に何とかしてもらわないかんと思ってました。ところが、磯脇橋の話やら、高城、あっちもこっちも話が聞こえてきて、これはとても、まわりつかんだろうと。国道はしてくれるんだろうけども、市道とか、土砂流入した独居老人のところ、心配をしまして、どうするかということで、市道が5本、それから集落道が2本、土砂が流入した独居老人のところ4件、ボランティアやりました。そのとき、啞然としたのが、平均年齢が70ぐらいなんですよ。そこで消防団はできないか、いう相談もしたんですけども、なかなか厳しいということで、垂水の将来は本当大丈夫かなって。こういうことは市内全域で起きてる。土木課に要請してる。これはなかなか回りつかんと。大変だな、本当に思いました。ところが、きのうの川畑議員の質問の中で、総務課長がどうだったかという問いに、控えめながらも自信満々と、やったというような感じの答弁でした。さらには消防長も2次災害を避けるために、電話で対応、指示をし、その後に救急車を出した

と。非常に沉着冷静な対応してくれました。ほかの課長さん方のお話も、ほうと思いました。垂水市役所なかなか捨てたもんじゃないと。やはり、皆さん方が自信を持って対応したということがわかると、我々はほっとするのであります。ただ、これで100点だったわけじゃない。いろいろ修正をして、次の災害には、もう少しとは言えません。これよりもいい対応ができること、市長、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、16号災害についてですけれども、まず、この災害というのは必ず原因があるんです。原因があつて、対策を打てると思います。今までの皆さん方がされた対応というのは、あくまでも起きたことに対して、応急措置をしただけに過ぎないんです。とりあえず。そういった意味で、原因をまず、どう捉えていらっしゃるか。

それから2番目ですけれども、これは梅木議員の質問で納得をいたしました。多分、梅木さんも、私も、これだけの災害協定を結んでると、34結んでるということで、私も知らなかった。当然市民も知らない。こういった機会にどういうことを機能したということをしつかりと議会、それから市民にも知らしめて、初めて協定が生きてくるのかなという気がしますので、ぜひ、このことについても御配慮をいただきたいと思っています。

それから、消防の対応は、これも川畑先輩の質問の中で大体は納得をしましたがけれども、また、そのほかに何かあれば、ぜひ、答弁をいただきたいと思っています。

それから、先ほども言いましたけれども、災害復旧。これがこれからの一番の課題であります。まず、これをするに当たって、非常に仕事量が多い。市の発注の事業プラス県の仕事の発注もあります。そうすると、数が大変膨大になってきます。そうしたときに、聞いた話です。とても不便の悪いところとか、なかなか仕事が

やりにくい。そういうところ、なかなか業者がとってくれないんだそうであります。そういうことをさせちゃいけないんです。まず、このことについてもお伺いをします。

それから、業者がAからDまでランクづけがされてあるんですけれども、こういう機会にです、ね、こういう機会に全部の業者を仕事をしていただくと。当然のことです。公平に仕事が行き渡るような施策というのは考えられないのか。いけると思っているのかな。それと、一番肝心なことですけれども、つい先般、大隅のある業者が書類送検されたのかな。社長さんが逮捕されたのか、ちょっと記憶が定かではありませんけれども、そういう事例がありました。これはなぜかといいますと、下請だったのかな、の方がチェーンソーを使って、木が倒れかけたか、記憶してませんけれども、死亡事故があつたみたいなんです。その方は資格を持ってなかった。今、それだけ厳しい時代です。これも聞いた話ですけれども、豊洲市場があります。あそこに都議会議員の方々が共産党初め入られましたけれども、本当はああいうところに入るのも資格が必要なんだそうです。多分酸欠なんだろうと思いますけれども。今、こういったことに、みんなが敏感になってるときに、これだけの膨大な工事量をこなしていく。そうしたときに一番大事なことはコンプライアンスですよ。例えば、資格は全部ある、そろってるのか。きのうの川越議員の質問の中でも現場代理人の話が出ました。現場代理人は1カ所に一人なんです。一人しかいないのに3つも出したという事例があります。あるんだそうであります。そう言われてみると、そういうことがまだほかにもあるのかなという思いをします。そのことについてお伺いをしたいと思います。

それから、共済組合のところで木を倒れましたけど、あれも結構な金を使いました。協和中学校の正門の脇にこんな大きいイチョウがあつた。

管理を全然してないから、私は切ってくれとお願いしました。切ってくれたんです。ところが、中は空洞ですよ、もう。もし、今回の台風で、生きていれば、多分倒れてるかもわからん。それから私のところ、瀬角の集落なんかも大きい木があって、海岸に。横倒しになっとる。根っこは全く真っ平ら。直も全然入ってない。きのうの答弁の中でも、あちこち流木が倒れたという答弁もありましたけれども、やはり小さい話じゃなく、垂水市が管理する流木は本当に管理されてるのか。植えっ放しじゃないのかちゅうこと。まず、この管理状況についてお伺いしたいと思います。

それから5番目ですけれども、ふるさと応援基金です。非常に使い勝手のいい金であるということの説明を何度も受けております。しかし、今回の災害後に使われた形跡がない。使い勝手がいいんだったら、自分たちで稼いだ金だったら、こういう災害後のとき速やかに使うべきなんだろうと思います。全部使い切ってもいいぐらい。市民が要望するんだから。もう、ここにいろいろ問題もあるようですので、これについてもお伺いをしたいと思います。

それから、土地開発公社と共同店舗による裁判。これはまず今の状況、これをわかる範囲で教えていただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

**○議長（池之上誠）** ここで、暫時休憩いたします。

次は、午後1時10分から再開いたします。

午後0時0分休憩

午後1時10分開議

**○議長（池之上誠）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番、川尻達志議員の質問を続行いたします。

1回目の答弁を求めます。

**○土木課長（宮迫章二）** 台風16号による災害

の復旧につきまして、川尻議員のほうからありましたように、中俣地区では、議員が中心になり、ボランティアで復旧していただきました。まことにありがとうございました。

台風通過後、市内各地域から土木課への要望が寄せられました。どこから手をつけたらいいのか、わからない状況でした。中俣につきましては、自分たちで土砂を上げてあるので集めてほしいとか。ふたがあって、自分たちでできないところを環境整備班にお願いできないかとの要望でしたので、できるだけ早い対応ができたのではないかと考えております。

さて、1番目の原因と今後の対策についての御質問でございますが、直接の原因は台風16号による豪雨が原因だと認識しております。それと現在は山の手入れがされてないのも一つの要因ではないかと考えられるところでございます。この豪雨により、山腹崩壊が多数発生し、土砂や流木が大量に流されたため、災害が発生したのではないかと考えられます。この災害に対して、同じ被災を受けないような工法をとらないと、根本的な対策にならないのではないのかとのことでございますが、現在、私ども市の担当課としましては、災害復旧に向け、業務を推進しているところでございます。土木施設の災害復旧事業は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づきまして、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により発生した災害で、被災した施設を原型に復旧することを基本にしております。原型に復旧することが不可能な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設とすることも認められることもございます。

災害対象になる施設としましては、河川、海岸、砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、公園などがありまして、この負担法に基づき、災害査定を受け、事業費が決定された後、復旧工事をするようになりますので、

担当課としましては、一丸となって、一日でも早い復旧を図るために努力しているところでございます。

以上でございます。

**○消防長（後迫浩一郎）** 川尻議員の全市的な災害であったが、消防の対応はについての御質問にお答えいたします。

川尻議員の御質問にもお答えしましたが、消防本部の対応としましては、9月19日の災害警戒本部設置を受けまして、台風接近前の15時ごろから市内全域の防潮堤を閉鎖し、非番職員は自宅待機を指示し、各分団へも災害に備えるよう指示しました。9月20日の1時ごろから、風、雨ともに強くなり、1時34分に消防本部の風速計で最大瞬間風速48メートルを記録しました。そのころから、水之上地区を中心に床上、床下浸水や窓ガラスが割れたとの通報が殺到しましたが、出場できる状態ではありませんでしたので、家の中で一番高いところに避難し、風雨がおさまるのを待つよう指示しました。

また、海潟地区からは救急要請があり、出場を試みましたが、途中で引き返しております。これまで救急要請があり、出場できないということは初めてのことでしたので、何とか出場できないか考えましたが、2次災害の危険もありましたので、その旨を連絡しましたところ、幸いにも軽症とのことでしたので、応急措置を指導しまして、風雨が弱まった時点で出場し、救急搬送しております。また、それと同時に非番職員を招集しまして、水之上地区を中心に、牛根地区は分遣所職員で、市内全域の状況調査を実施しております。

消防としましては、消防活動をする上で最も重要なことは人命救助ですが、その時点で人的被害の情報はありませんでしたので、まず資機材や人員投入に必要な道路の調査を実施しております。調査の結果、牛根地区以外につきましては、対応できる体制は整いましたが、牛根地

区につきましては、垂水大崎線の寸断、境地区への通行どめの情報により、消防相互応援協定に基づき、岳野地区につきましては肝属消防へ、境地区につきましては、霧島市消防局へ依頼しておりましたが、出場はありませんでした。

今回の台風16号では、自然の脅威を思い知らされ、要請に即対応できなかつた無力さを痛感した災害であり、もし、これが昼間であれば、人的被害が発生していたのではないかと推測するところでございます。自然災害を防ぐことはできませんが、人的被害は早目の避難で防ぐことができます。今後は、この災害を教訓に早目の避難を呼びかけ、総務課を初め消防団、隣接消防本部、各関係機関と情報を共有し、連携を図りながら迅速な対応を心がけていきます。

最後に、私消防長の役目としましては、消防職員、団員の命を守ることを最優先し、みずからの命を守ることで、多くの命が救われるとの考えを周知し、人災ゼロに努めてまいります。

以上でございます。

**○土木課長（宮迫章二）** 4番目の御質問の災害復旧について、工事の指名等につきまして、お答えいたします。

このことにつきましては、昨日川越議員にもお答え、副市長のほうからしてもらってありますが、今回の災害復旧工事の発注件数が多いことから、市内の建設業者育成のためにも、各クラスAの業者に受注機会が与えられるように考慮してもらいたいとのことからの御質問だと思います。

現在、災害復旧業務につきましては、まだ査定中でございますので、査定が終わりましてから、実施設計書に組みかえ、発注することになります。執行につきましては、早期復旧を図るために早急な発注をしていかなければなりません。今後執行計画を立て、発注していくこととなりますので、現段階では、これまでと同様、各クラスの標準金額による指名となるのではな

いかと考えておりますが、状況を注視しながら必要であれば、指名委員会において、金額の上限下限の枠の範囲で考慮していかなければならないのではないかと考えております。

続きまして、労働災害についての御質問でございますが、災害工事に限らず、建設工事を発注する場合には、建設業法に基づき、設計図書及び特記仕様書によるほか、土木工事共通仕様書、土木請負工事必携、土木工事施工管理の手引に基づき施工することになっております。工事の請負者は発注者と建設工事請負契約書を締結し、その契約書に基づき、設計図書に従い、関連法令を遵守し、この契約を履行しなければなりません。建設業における労働災害防止対策につきましては、重要な課題となっております。労働安全衛生法では、事業者の自主的な安全衛生活動の促進等を目的として、危険性または有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施が事業者の努力義務とされ、今後、業界を上げて、自主的な安全衛生活動の一層の推進を図ることや、事業者、発注者、労働災害防止協会、関係業界団体及び行政が一体となって、総合的な労働災害防止対策を推進していくことが重要であるとしております。そのため、建設業労働災害防止協会鹿児島県支部、鹿屋分会、これは建設業協会の会員で組織されている分会でございますが、この鹿屋分会におきましても、鹿屋分会主催の安全祈願祭及び労働災害防止大会、これは来年年が明けて、1月13日に開催される予定ですが、これに各関係業界団体及び行政関係者出席のもと、建設労働災害の絶滅を宣言されているところでございます。

また、労働基準監督署におかれましても、鹿屋労働基準監督署主催の安全パトロールや連絡会議等も開催されるなど、労働災害防止の推進を図られているところでございます。市としましても災害復旧工事の本格的な発注前には、建設業組合の皆様方にお集まりいただき、徹底し

た労働災害防止と各法令の遵守を図っていただくようお願いするなど、一体となって、推進してまいりたいと考えております。

続きまして、立木の管理でございますが、土木課で植栽しております立木の管理についてお答えいたします。

市道垂水4号線や旧鉄道跡地の垂水49号線、これはマイロードですが、この部分と公園に植栽してあります高木につきましては、造園業者に委託しまして、剪定作業を実施しております。枯れた木や枝につきましては、早目の対応をし、歩行者や利用者の安全を確保するように努めているところでございます。

以上でございます。

**○水産商工観光課長（高田 総）** 私のほうからは、水産商工観光課所管の施設内の流木、いわゆる樹木の点検についての質問にお答えいたします。

まず、道の駅たるみずにおきましては、毎朝館長による樹木を含めた施設内点検を行っているほか、台風や大雨等の翌日には、その都度、施設内の被害状況について報告をお願いしているところでございます。

最近におきましては、11月9日の出荷者協議会による清掃作業時に樹木の伐採、特に国道沿いの高い樹木の伐採と環境整備や安全対策に努めたところでございます。

また、森の駅たるみずにおきましては、業者に委託し、樹木を含めた環境整備や安全管理に努めているところでございます。

本市のまちづくりにおいて、交流人口の増加は重要施策の一つとして、積極的に取り組んでいることから、本市に来ていただいた皆様の安心安全に向けた取り組みは必要不可欠であると考えておりますので、今後も指定管理者や管理者とさらに連携を深め、樹木を含んだ施設内全般の点検、安全管理に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（角野 毅） 川尻議員のふるさと応援基金の活用についての御質問にお答えをいたします。

通常、甚大な災害の復旧に関する財源につきましては、緊急な事由により歳入欠陥に陥るような事態を防ぐために積み立てております財政調整基金を活用しております。災害復旧予算としまして、ふるさと応援基金の活用ができないかという御質問でございますが、ふるさと応援基金は、垂水市ふるさと応援基金条例に基づき、第4次総合計画の基本目標を網羅した事業区分に合致する事業について活用できるように規定されております。

また、事業の選定につきましては、当初、当初予算及び補正予算の編成の時期に各課より提案を受けたものを使途選定のための委員会を開催し、事業の採択を行っております。このため、災害復旧事業への直接的な活用はなじまない性質の財源であると考えております。ただし、ふるさと応援基金の活用につきましては、平成28年度には、災害復旧にも活用できる作業用ダンプトラック及びホイロローダーの予算化や、災害の避難時における避難所で活用をいたします福祉ベッドの購入でありますとか、災害マップを作成するための財源に活用しております。平成29年度当初予算要求では、災害等でも活躍をしておりますごみ収集用のパッカー車の購入や災害時の通信手段として期待されております、IP通信機の購入、災害時の備蓄資材の購入、また、これらを備蓄するための備蓄倉庫の整備財源をふるさと応援基金の使途選定委員会で採択をしてるところでございます。

これらの災害に関する財源として活用しましたふるさと応援基金の額は3,331万円となっております。今後につきましても元気なまちづくりを進めるために、しっかりと活用できますよう努めてまいります。

以上でございます。

川尻議員の土地開発公社と共同店舗との裁判についての御質問にお答えをいたします。

9月議会以降の経過といたしましては、第3回口頭弁論が平成28年10月17日、第4回口頭弁論が平成28年12月5日に開かれ、それぞれ公社職員が傍聴し、経過確認を行っております。現在までの口頭弁論で、原告の土地開発公社は土地の明け渡しと損害金の請求を論点として、主張及び反論を陳述しておりますけれども、被告の垂水共同店舗は売買価格について、主張及び反論を陳述しており、訴訟の論点からずれているため、大きな進展がない状況でございます。

今後の動きといたしましては、第4回口頭弁論で、被告の垂水共同店舗から提出された反論文書による陳述に対しまして、今月中に委任弁護士が来垂をいたしまして、どのような反論内容とするか、協議を実施する予定となっているようでございます。

なお、次回以降の期日につきましては、第5回口頭弁論が平成29年1月の16日、第6回口頭弁論が平成29年2月20日、第7回口頭弁論が平成29年4月10日に予定されております。このような報告を現在土地開発公社から受けているところでございます。

以上でございます。

○川尻達志議員 ありがとうございます。一問一答でお願いをするわけですけど、まず1点目の原因と今後の対策ですけれども、農林課長から話がありましたように、私全く原因については、そのとおりだろうと思います。終戦ごろに私の祖父やら父たちの時代は子供に山を残して、やがて、家をつくるときの材料にしようということで、たくさんの方々が植えられたと。それが数十年手入れもされないまま放置され、どんどん大きくなると。そうしたときに雨が降ります。揺れます。垂水の過去の災害を見てても、ほとんどそうである。流木がひっかかって、こ

こにも原因がある。そして、今、台風も大型化して、ゲリラ豪雨なるものも発生すると。これから、まだ、木はどんどん大きくなると。ということは、台風のたんびに同じことが起きるんじゃないのか。これは、今回僕が、私が得た教訓である。前も言ったと思うんですけども、山に沢とか、谷とかいっぱいありますけれども、これは小さな側溝。川が最終的な排水口なの。海へつながる。ここいらの流れをしっかりと頭へ入れてやっていくことが肝要だろうと思います。

市長、ここはもう市長に聞きたいんですけども、そうしたときに治山というのは、きのうも北方議員の質問がありましたけれども、これだけの面積をしっかりとやるというのは、ほとんど金銭的にも、人間、マンパワーにしても、ほとんど無理だろうと思います。そうしたときに、次しなきゃならないのは何なんだろうか。先ほど側溝の話をしましたけれども、治水対策だと思う。川。山が崩れる、しょうがないよと。そのかわり一遍に海へ流そうやって。その間に人の命と財産を守ることができるんじゃないだろうか。ここいらの対策がきっちりできてれば、これは、あとはもう天災なんだろうと思う。同じことを何回も繰り返すということは、これは人災につながるんだろうと。じゃあ、どうして、治水をするか。まず、より州をとる。流れる面積を大きくするちゅうこと。それと堤防のかさ上げです。そして、できることなら、先ほどの土木課長がおっしゃいましたけれども、災害の原型復旧だということ。これは基本。これは十分わかります。ただ、原型復旧ばかりやっておきますと、同じことを繰り返すんじゃないだろうか。そうしたときに、例えば、四国の川によく見る、沈下橋ちゅうんですか、普通は。平常のときには通る。災害になったら通れないよ。それから橋桁をなるだけかけない。こういった新しい考え方でないと、これからも気候を

考えるときに、また同じこと繰り返すのかなと心配するんですけども、まずここいらについて、市長の、私の見解に対して、市長はどう思われますか。

○市長(尾脇雅弥) きのうから台風の関係で、不幸中の幸い、人災がなくてということなんですけれども、じゃあ、これからということだと思います。基本的に考えはもう全く同感であります。きのうからも説明をしておりますとおり、ヘリコプターから山を見たときに、これがまた流れてきたら、どうなるんだろうと。ある意味、いろんな原因はありますけれども、河川の災害というのが一つの大きく課題として残るところで、今おっしゃったような方法を実践をしていくことだというふうに思っておりますけれども、財源とか、優先順位がありますので、この部分は、国そして県にしっかりと要請をして、相談をして、優先順位を考えながら、一つ一つ、来年の夏とある意味、梅雨時期ということも含めますと、当面、その間にやるべきこと。ある意味、長期的な考え方を持ってやるべきことと分けながらやっていかなきゃいけないというふうに思っているところです。

○川尻達志議員 当然ですね、新しいことをするって、時間がかかると。私が言いたいのは、これを今から始め、準備を中期的に展望に立った上での災害復旧をしていかないと、みんなが終わりだと思ったら、また同じことの繰り返し。今回原型復旧をしますけれども、これはあくまでも今の非常手段という考え方に立脚した上で、長いスパンで、そういったことも考えていくべきなんだろうと思います。なぜかという、何回も繰り返しますけれども、こういう災害があるの、ほとんど垂水だけなんです。ほかでは余り聞きません。なぜなら、後背地が山です。ここいらのことを考えながら、ぜひ、やっていただきたいと思います。今、このことで、私も最終的な答弁を求めたいとは考えておりませんけ

れども、土木課、農林課、副市長らもひっくるめて、こういう管理の仕方というのを、ほかとは違ったことをやっていかないと、同じことを繰り返すと。しつこくなりますけれども、元年災でも大変な災害がありました。中俣は。中には死人も出ております。これを教訓にして、変えていくんだという思いがないといけないと、そのことを教訓として、警鐘を鳴らしておきたいと思います。答弁は要りません。

それから、消防長、2回目の本会議にしては、なかなかいい答弁だろうと思います。今回の災害に無力を感じたって。謙虚な答弁で、ちょっとありがたいなと。ぜひ、今後もそういう気持ちで頑張っていたきたいというふうに思います。

それと、もう一つ、さっき、冒頭言いましたけれども、消防団にああいう災害のときにお願いをしたら、なかなか出動の基準がいろいろあるみたいで、応援もえなかったんです。そういったこともひっくるめて、こういう災害の今回の災害でもいいし、今後、消防もどのように考えておられるのか。わかる範囲で結構ですから。

**○消防長（後迫浩一郎）** 消防団についての御質問ですが、消防団につきましては、今回災害に備えるよう指示をしておりましたが、消防としましても活動できる状況でありませんでしたので、出動の要請はしておりません。しかし、夜が明けてから、消防団におきましては、みずから出動し、各地域の止水防止や倒木除去、通水作業等を実施するとの報告を受けております。今回のように、市内全域に被害が及ぶような災害につきましては、消防本部だけでは対応できませんので、地域からの要請に対しては、各分団長の判断で、安全を確保しながら対応するよう指示しております。

また、消防団員の高齢化も進んでおり、団員数も減少傾向にあります。防災に対して、地

域の実情を把握している消防団は絶対必要不可欠だと考えておりますので、今後PR活動を通じて、団員確保に努め、今後も消防団と連携を図り、訓練等を実施しながら、人災ゼロに努めてまいります。

以上でございます。

**○川尻達志議員** こういう災害で一番大事なことは、地元の人たちがどう頑張るかだ。それには当然消防団もあります。それから自主防災組織ちゅうのがある。機能してるかどうか、わかりませんが。ここいらの活用、利活用をしっかりとやっていかないと、地域力がなくなってる現在どうすればいいのか。本当に私この前無力感を感じた。せつかく、ある組織が本当に生きているのか。市長、副市長、ぜひ、ここいらのしっかりと目を向けていただきたいとします。今ある組織を最大限に活用しましょうよ。そのときに、手当が必要とするならば、それこそ、市長、拡大解釈してもいい、ふるさと応援金使いましょうや。本当にこれから災害が起きたときに、まずライフライン、道路をどうするか。どろどろしてるうちの取れないんです。固くなると。だから、絶対、消防団であり、自主防災組織をもう1回念おしていただいて、そういうところで、ぜひ、考えていただきたいと思うが、市長、どうですか。

**○市長（尾脇雅弥）** いろんな災害の程度にはよると思いますけど、今回本当に垂水のこれまでの中でも、ある意味、最大に近いぐらいの同時多発的な災害だったというふうに思っております。それぞれの地域において、それぞれの役割があるんですけども、私の周りでも、土砂の崩れがあったときに、地域の皆さんが協力をして、自助の部分がありましたし、大きなところには公的なもので、それぞれ、先ほど申し上げたような対応をさせていただいております。ただ、これから、また、どんなことがあるかわかりませんが、それに対しては、前例がないわ

けですから、既存の物差しではなくて、新たに物差しをつくって、当てていくという考え方で対応したいというふうに思っております。

**○川尻達志議員** それで結構です。ぜひ、よろしくをお願いします。

それから災害復旧ですけれども、私、この一番の問題点は、表現が悪かったら、ごめんなさい。業者の皆さん方にいいとこどりをさせちゃいけませんよ。いいこと。ややもすると、いいところだけ、やりたい。これは当たり前である。ただ、これをそのとおり、させるかさせないかが皆さん方だろうと思う。そして、これだけの事業であります。工程表をつくってある。非常に私いいことだと思う。工程表をしっかりとつくること。そして、全体に言えるんだろうけども、先ほど言いましたけれども、業者の資格の問題。免許を持ってる。この話にしても、ここだけで終わっちゃいけないと思う。これを機に建設業組合、管工事かな、いろんな方々ともしっかりと話し合いをすることだと思う。外から見ると、どうもお互いに不信感があるような気がする。不信感があって、これだけの事業をすれば、必ずどっかで、何か起きそうな気がしてしょうがない。役所でつくった工程表に基づいて、私が言ったこと、いいとこどりをさせないとか、資格の話とか言いましたけど、ほかにもまだあるはずなんです。あなた方の視点で見れば。そういったことを業者の代表の皆さん方としっかり協議をしていただきたい。そして、どうしても、これで間に合わないようだったら、市外の業者に応援を頼んでもいいんじゃないか。別に市内の業者全部させなくても。建前はそうでしょうけれども、市民はそうじゃないんです。1日も早くしてもらいたい。二、三年仕事があるからいいって。業者の皆さん方はそうですよ。ただ、待ってる市民はどうなるかという、ここが一番の問題だろうと思う。復興が最優先ですよ。今から復興が始まるわけだから、最初でも

たもたしちやいけない。最初でお互いに理解をし合うことが大事だろうと。そこいら辺について、副市長にも御答弁を、市長ばっかや、ぜひ。

**○副市長（岩元 明）** 確かに業者目線という立場から、私も答弁してきたような感じがしますけれども、おっしゃるように、市民は1日も早い復旧を望んでいるという、いわゆる市民目線の視点。これは非常に大事なことだというのを改めて認識した次第でございます。ただ、そうは申しましても、できるだけ市内業者に仕事をしてもらいたいという思いは、私のほうは強いわけでございまして、そこをどう折り合いをつけてやっていくかということでございますけれども、土木課長が申しましたように、きちっとした執行計画を立てて、例えば、農林課ともきちっとすり合わせをしまして、設計状況を見ながら、どういう工事の発注になるのか、これをきちっと勘案しまして、そういったどちらの目線でも納得がいくような形にしなければいけないと、改めて思う次第でございます。

**○川尻達志議員** そこで、そうやって、そういう会議をするのは構わないんだけど、お互いに言いつ放し、言われっ放しやなく、しっかりと文書をとって、取り交わすことが大事だろうと思う。さっき言ったように、どうもお互いに役所も業者も不信感があるような気がしてならない。まず、ここを早く払拭することだろうと思うんですよ。言いたいことをお互いに言って、しかも、それをちゃんと文書を残してやっていければ、言ったの、言わないということもないし、やはり、我々が心配するのは、こういう提案をしても、結果として、いけないことが多々ある。いい答弁をもらっても。だから、それをするためには、しっかり我々議会である市民がどういう話し合いをして、どういう決着したということまで、当然知りたいわけです。土木課長、そういうことについての議事録の作成とか、そういうの、どう考えられますか。会議

をするとおっしゃったから、そのときの議事録はつくらないのっていう話。

**○土木課長（宮迫章二）** これまで、建設業組合とは集まっていたいて、いろいろ法律が変わる中で説明会をしているところでございますが、そういった会合をしたときには、記録は残しているところでございます。

**○川尻達志議員** ありがとうございます。どうか、今、土木課長もそういう答弁をしましたので、市長、副市長、ぜひ、心方もよろしくお願いをしたいと思います。

次のふるさと応援基金ですけれども、今聞いてみますと、なかなか使い勝手がと言う割には、いろいろ制約があるかなと。ちょっと、ここが意外なところでした。確かにそういう金だから使いにくいはそのうちのことなんでしょう。聞いてみますと。ところが、今まで僕が理解してるものと比べるとなかなか使い勝手の悪いやつだな。ひもつきの補助金なら使い勝手が悪い。ところが、応援基金はそういうことがないから、使い勝手がいいというふうに解釈をしてると。今、聞いて、なかなかやっかいなもんだなというのが正直な感想である。そういう規則を知らなかった我々も悪いんだろうけれど、聞いた話、これは使い勝手がいいから、何回も聞きました。なかなか厳しいんだな。説明、こうやって、聞いていくと、どうも、そういうところが我々の認識と違うような気がして、後から出てくる開発公社の話にしても、南の拠点にしても、聞けば聞くほどあらそうだったのかって。ありゃあって。ここいらがやっぱり皆さん方と議会、市民との大きな垣根かなって。今回もまた痛感をさせられました。例えば、きのう池山議員がちょっとおっしゃいましたけれども、洋式トイレの話ですよ。ここいらの、ちょっと聞いたことがあるんですけど、なかなか国の補助金との絡みで進まないという話だった。例えば、そういったことでも、だって、子供たちが少なくなっ

てくるんだもん。今、使わせてやらないと。ふるさと応援基金なんて、稼げばいいですよ。また。稼いだ実績があるんだから、大崎なんて、見てごらんなさい。まず、ああいう類いの金を絶対残しちゃいかんと思う。単年度で使い切るぐらいのことはしていかないと、後になればなるほど使いにくくなるんです。後に続く人たちは。今、市民が必要とするときに使うのが、このふるさと応援基金だというふうに私は理解をしよう。幾ら稼いだか知らんけども、3,000万ぐらい使った。じゃあ、後は残すのって。今市民が一番苦労してるのが災害復旧なんですよ。例えば、学校のトイレの話もしましたけれども、これも喫緊の課題。子供がどんどん少なくなっていく。5年後、10年後に洋式トイレしてもしょうがないです、これは。使い勝手がとおっしゃったから言うんですよ。必ず使い勝手がいいように解釈を変えてください。市長、どうですか。

**○市長（尾脇雅弥）** お気持ちはよくわかりますし、ふるさと応援基金に関しては、昨年から大分変わったというふうに思います。それまでは大体3,000万ぐらいで、本市は、県内でも1番、2番手でした。昨年、今、大崎の例を挙げられましたけれども、還元率の問題等もありまして、うちも大変その点では（「そうじゃなく、使い方なんです」と呼ぶ者あり）わかっております。前段としてお話をさせていただきますと、そういう意味で、4億6,000万、7,000万稼いで、半分は還元ですから、残りの半分は使えるということなんですが、当然その寄附者に対して、目的を6つから7つぐらい、こういう目的にありますということで、目的指定で寄附をしていただいていますから、それに該当するものだと使えるんですけども、それに該当しないものは、そういうわけにはいかないということがございますので、そこの中身の見直しも含めて、おっしゃるとおり、パイをふやして稼げば、さまざま

まな市民ニーズがあることは十分理解しておりますので、そのような方向で、私も副市長も、担当課長も理解しておりますから、来年度はそういう方向で、使い勝手のいいように、市民の皆さんに喜んでいただけるようにやっていきたいというふうに思っているところでございます。

**○川尻達志議員** 今の答弁100点です。それでいいと思います。要するに、みんな、いろいろ最初はつくったときには問題があるんです。指摘をされたときに、そうだよねっていう心の素直さがないとだめだろうと思います。ああじゃ、こうじゃ、言いわけを聞きがちです。よく我々は皆さん方から。これで解決ですよ、この問題。皆さん方は、使い勝手がいいから、我々はそういうもんだと思ってた。言われてみると、市長がおっしゃったとおりの用途は決まっています。だから、こういう問題がある、指摘をしたとき、市長がそういう前向きな答弁をいただいたということは、非常にありがたいことだろうと思います。ぜひ、よろしく願います。

それから、2番目の土地開発公社のことにについて、申し上げますけれども、何でこれを言ったかといいますと、もともとこの台風災害だけで終わろうと実は思ってたんですけども、南の拠点やら、いろんなことがする中で、結局28年には解散をするということが、裁判が起きたことによって、延ばさざるを得なかった。28年には解散をするという答弁をずっと聞いている。これは相撲で言えば、死に体だったの。これが起き上がってきて、またひとり歩きをした気がした。これは全く今はやりの言葉で、ゾンビですよ、ゾンビ。土地開発公社の。あのとき、しっかり対応をすれば、裁判もなかったんだろう。その間何もしてない。だから、裁判をせざるを得なくなった。今回も、また、南の拠点で使い勝手がいいから、延命をする。十四、五年の期間。それはそれで、皆さん方はそういう手があるんでしょう。これは執行権のある皆さん

方ですから、これに否応とは言えないんですけども、ただ、言えることは、とげは刺さったまま、あなたたちは、これをまた次の世代の人たちに土地開発公社という喉仏に刺さったやつを引き継ぐことになる。そのことだけは、しっかりと理解をしていただきたいと思います。

それから、きのうも、言ってるんですけども、我々はこうやって、土地開発公社、いろいろと疑問を追求していく立場でもあります。そういった中で、私だけでなく何人も議員の皆さん方が開発公社に議員を出すのはよかろうと。いいんじゃないのっていう話も聞きますが、これについては我々が言ってるだけの話で、このことについて、市長が動いてくれないと、なかなか動かないんだろうと思いますけれども、こちらについて、市長の見解をお伺いをします。

**○市長（尾脇雅弥）** きのう北方議員の質問の中でも、28年度に解散するのではないかということで話がありましたけれども、前提条件があってという話はきのうしたとおりでございます。ですので、課題が解決をしておりますので、現状残っておるわけでありまして、土地開発公社の設立のメンバーとか、いろんなものは我々の当時決めたわけではございませんけれども、継続性の中で、そこに責任は当然負うわけでございます。議員の先生方も、それぞれの充て職で理事の中に入っておられる方もいらっしゃったし、今もいらっしゃるわけですけども、今回の南の拠点に関しましては、土地開発公社が残っていたからということではなくて、その土地のいろいろ用地取得の方法として、土地開発公社を活用してやるということが最善の方法だというふうに考えましたので、そのことを経営会議の中で諮って、メリットでメリットを精査をして、きのう企画課長が答弁をしたようなことに決定をしたというのが現状でございます。

**○川尻達志議員** だから、そのことについては、

我々も、僕も、いろいろ、細かい事は言うけれど、いざ、仕方がないのかなというふうな、ただ、前も言ったんだけど、非常に、この、何で、こういうことをしつこく言うかという、まず、道の駅も指定管理にしちゃった。森の駅も投げちゃった。本当にそうなったときに、2つも続いている。そうしたときに、ここがもしそうなったときに、大変だよなあって、そのときに垂水共同店舗との問題が解決してればいいけれど、もし、十四、五年も戦ったとする。そのとき、どうするのかなという心配を私はしてる。本当に市長のおっしゃるように、企画課長がおっしゃるように、そのとおり機能すればいいんですよ。機能する前提で皆さん方言ってらっしゃるんだらうけれども、私は否定的な見方であるから、こういう意見になります。多分、この件で皆さん方と折り合うことはないんだらうけれども、これからも、このことについてはしっかりと見守っていきたいというふうに思います。

ことし最後の質問です。農林課長が1人つけております。歳末助け合い。年末の風物詩。我が国ではみんなしてるんだらうと思います。ここにおられるの方は、そういった運動の先頭に立っていかねばならない人たちなんだらうと思います。どうか、ある方は今からでもつけていただいて、これをつけることによって、市の職員が全部つけてごらん。垂水の市役所格好いいよ。外から来たときに。簡単なことです。ぜひ、そのこともお願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池之上誠） 以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（池之上誠） 明15日から12月21日まで  
は議事の都合により休会とします。

次の本会議は12月22日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（池之上誠） 本日はこれにて散会します。

午後1時55分散会







平成 2 8 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日



本会議第4号（12月22日）（木曜）

出席議員 14名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	11番	森正勝
5番	感王寺耕造	12番	川尻達志
6番	堀添國尚	13番	篠原静則
7番	池之上誠	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	田之上 康
副市長	岩元 明	農林課長	
総務課長		併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長	中谷大潤	事務局長	森山博之
企画政策課長	角野 毅	水産商工	
財政課長	野妻正美	観光課長	高田 総
税務課長	楠木雅己	土木課長	宮迫章二
市民課長		水道課長	北迫一信
併任		会計課長	堀内昭人
選挙管理		消防長	後迫浩一郎
委員会		教育長	長濱重光
事務局長	川畑千歳	教育総務課長	池松 烈
保健課長	鹿屋 勉	学校教育課長	下江嘉誉
福祉課長	保久上光昭	社会教育課長	野嶋 正人

議会事務局出席者

事務局長	篠原輝義	書記	野村宏治
		書記	瀬脇 恵寿

平成28年12月22日午前10時開議

△開 議

○議長（池之上誠） 定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

△議案第66号～議案第69号、議案第71号～議案第80号、請願第2号～請願第4号一括上程

○議長（池之上誠） 日程第1、議案第66号から、日程第4、議案第69号までの議案及び日程第5、議案第71号から、日程第14、議案第80号までの議案14件、並びに日程第15、請願第2号から、日程第17、請願第4号までの請願3件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第66号 垂水市議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例 案

議案第67号 垂水市税条例等の一部を改正する条例 案

議案第68号 垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案

議案第69号 垂水市奨学資金条例の一部を改正する条例 案

議案第71号 平成28年度垂水市一般会計補正予算（第7号） 案

議案第72号 平成28年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） 案

議案第73号 平成28年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号） 案

議案第74号 平成28年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） 案

議案第75号 平成28年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号） 案

議案第76号 垂水市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

案

議案第77号 垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第78号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第79号 垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案 案

議案第80号 垂水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 案

請願第2号 耐震診断助成等を早急に求める請願書

請願第3号 歴史文化資料館建設を求める請願書

請願第4号 受動喫煙防止のための取り組みについて

○議長（池之上誠） ここで、各常任委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長川越信男議員。

[産業厚生委員長川越信男議員登壇]

○産業厚生委員長（川越信男） おはようございます。

去る12月2日の本会議において、産業厚生常任委員会付託となりました各案件について、12月15日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第71号平成28年度垂水市一般会計補正予算（第7号）案については、障害者の社会復帰へ向けての訓練等給付費における利用の追加は予想できなかったのかとの質問に対し、前年度を基準として計上していたが、予想を上回る支出があったために予算の追加計上を行ったとの答弁がありました。

台風災害における便乗ごみへの対応はどの質問に対し、許容はできないものの、職員をずっと配置するわけにはいかず、市民のモラルに頼らざるを得ないとの回答がありました。

農地等の補助適用外復旧費用はどこなのかと

の質問に対し、40万円以下の事業は補助の対象外であるため、そこを市で補助するとの回答がありました。

災害復旧支援補助金で流木の処理は終了しているのかとの質問に対し、流木は二川港と旧牛根中に仮置きしており、県が12月補正で処理を行い、市では回収作業における材料代の一部を補助するとの回答がありました。

また、中洲橋の復旧は橋脚のみなのか、それとも全体なのかとの質問に対し、橋脚だけでなく全体のかげかえを行うとの回答がありました。

各委員より活発な質疑が交わされた後、採決を行いましたところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号平成28年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）案、議案第74号平成28年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案及び議案第75号平成28年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、前回の委員会より継続審査としていました請願第2号「耐震診断助成等を早急に求める請願書」については、耐震診断の助成そのものについては委員の意見が一致しているものの、耐震改修の事業補助の増額となると財源の問題があること、現状では災害復旧に費用がかかること、本請願以外には市民からの要望が現在のところなかったことから、全会一致で趣旨採択と決定しました。

最後に、請願第4号「受動喫煙防止のための取り組みについて」は、全会一致で採択と決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（池之上誠） 次に、総務文教委員長堀内貴志議員。

[総務文教委員長堀内貴志議員登壇]

○総務文教委員長（堀内貴志） おはようございます。

去る12月2日及び12月13日の本会議において、総務文教委員会付託となりました各案件について、12月16日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第66号垂水市議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例案、議案第67号垂水市税条例等の一部を改正する条例案、議案第68号垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案及び議案第69号垂水市奨学資金条例の一部を改正する条例案につきましては、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、期末手当の支給月数を現行より引き上げる内容の改正が市民の理解を得ることは難しいと異議があり、挙手による採決を行い、賛成多数で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第77号垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、議案第76号と同様に、市民の理解を得ることは難しいと異議があったため、挙手による採決を行い、賛成多数で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第78号垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第79号垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第80号垂水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号平成28年度垂水市一般会計補正予算（第7号）案中の所管費目及び地方債・歳入全款につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号平成28年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案につきましては、原案のとおり可決されました。

最後に、請願第3号「歴史文化資料館建設を求める請願書」につきましては、財政的な理由や、今は災害復旧を最優先に取り組んでいる状況から、早期建設論に対して慎重を求める意見などが出された一方で、歴史史料等の散逸を危ぶむ意見や、本市文化行政の長年の懸案事項として、採択することで問題提起し続けることができるという視点など、委員からさまざまな意見や考え方が挙げられたことから、挙手による採決を行い、採択するという意見の一致を見ました。

以上で、報告を終わります。

○議長（池之上誠） ただいまの報告に対して、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

〔持留良一議員登壇〕

○持留良一議員 おはようございます。

議員は、それぞれの考えで、それがどうだったか、賛成だったのは反対だったのか、そういう意味では議会で堂々とその内容、趣旨を訴えることが求められているのではないのでしょうか。

そういう意味で、今回改めて私は議案第76号議員の報酬等の条例の一部を改正する条例案及び議案第77号市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をしたいと思います。

その前に、議案第78号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、職員の給与、勤勉手当はそれぞれが民間、地場賃金の引き上げにつながるものであり、地域での購買力、つまり消費をする力を高め、地域経済の活性化につながるものです。さらには、この間の

相次いで職員の給与が大幅に削減されてきたこと、連動して民間賃金も影響を受け、ベースアップのある企業もあるとはいえ、実質賃金はマイナスが続いていることを考えると、議案第78号の提案は当然と言えるものと考えます。

そこで、議案第76号及び第77号については、先ほども言いましたとおり、その反対の理由を述べたいと思います。

議案第76号議員の報酬条例を一部改正する条例案及び議案第77号市長等の給与に関する条例を一部改正する条例案は、期末手当いづれも人事院勧告を受けて、現行の3.1から3.25への引き上げをする提案です。これらが承認されると、市長で年間8万9,700円、副市長で6万8,425円、教育長で6万5,665円の引き上げになります。議員では、議長が4万2,090円、議員は3,515円になります。

反対の理由の1つは、市長等の特別職や市会議員については、性質上、給与、報酬は独自に決めるものであり、人事院勧告に準拠して市職員と同様の引き上げを行うことは適当でなく、同列には論じられないということです。

2点目は、本市をめぐる地域経済の状況等考えても、賛成できるものではないということです。国内景気は、個人消費が長期低迷しています。本市も同じ傾向です。

その要因は、賃金の伸び悩みと物価上昇が最大の要因と言われています。アベノミクスによる景気回復の実感や、それに伴う賃上げの動きは地方には及んでないというのが各種調査でも明らかです。この景気状況は、今後も厳しさが続くと予想されています。このような中、引き上げは市民感情等から妥当と言いがたいものがあります。このような理由から、議案第76号議員の報酬等の条例を一部改正する条例案及び議案第77号市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例については反対いたします。

以上です。

○議長（池之上誠） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りいたします。

御異議がありますので、議案第76号及び議案第77号を除き、各議案を各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと求めます。よって、議案第76号及び議案第77号を除き、各議案は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号は、起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

委員長の報告は可決であります。

それでは、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（池之上誠） 起立多数です。

よって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号を起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

委員長の報告は可決であります。

それでは、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（池之上誠） 起立多数です。

よって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願をお諮りします。

請願第2号を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は趣旨採択とすることに決定しました。

次に、請願第3号をお諮りいたします。

請願第3号を、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第4号をお諮りいたします。

請願第4号を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は採択とすることに決定いたしました。

△意見書案第5号上程

○議長（池之上誠） 日程第18、意見書案第5号を議題といたします。

案文は配付いたしておりますので、朗読を省略いたします。

---

意見書案第5号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書（案）

---

○議長（池之上誠） お諮りいたします。

ただいまの意見書案については、提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

意見書案第5号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

お諮りいたします。

閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに決定いたしました。

△閉 会

○議長（池之上誠） これをもちまして、平成28年第4回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前10時18分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員

